第３期唐津市地域福祉計画

第３期唐津市地域福祉活動計画

唐　　津　　市

唐津市社会福祉協議会

平成31年３月

第３期唐津市地域福祉計画

第３期唐津市地域福祉活動計画

は　じ　め　に

唐津市では、平成 26 年策定の「唐津市地域福祉計画（平成 26 年度～平成 30 年度）」により、市民・団体・行政がともに助け合い・理解しあう、みんなで参加する福祉のまち「唐津市」をめざしてきました。

しかしながら、近年、市民の福祉ニーズが多種多様化する中、従来の高齢者や子育て中の人、障がいのある人といった、制度・分野ごとの「縦割り」で整備されてきた公的なサービスだけでは対応が難しくなってきています。

そのため、公的なサービスを基本としながら、市民が「支え手側」と「受け手側」にわかれるのではなく、地域住民や地域の多様な人・団体・機関が「我が事」として参画し、活躍できる『地域共生社会』の実現が求められています。

また、東日本大震災や熊本地震、唐津市においても被害が発生した平成 30 年 7 月豪雨など大規模災害が頻発する中で、地域コミュニティの必要性が再認識されてきており、災害時における要支援者への支援体制の構築も求められています。

こうした課題に対応するためには、行政だけでなく、地域住民や関係団体、事業者、ボランティアなどの方々との連携・協働による取り組みが一層求められています。そこで、唐津市における地域福祉を推進する指針として第３期目となる「唐津市地域福祉計画」を策定しました。

計画では、「互いに認め合い　つながりあい　支え合うまち　唐津」という新しい基本理念のもと、４つの基本目標を設定し、それぞれの目標達成に向けて 13 の施策を推進することとしています。

なお、今回も本計画と唐津市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」の２つの計画を１冊にまとめ、市民と行政、社会福祉協議会の取り組みをよりわかりやすいものにしています。

結びに、この計画策定にあたり、ご尽力いただきました「唐津市地域福祉計画策定委員会」の皆様をはじめ、地域福祉に関する市民意識調査や唐津市福祉を考える会等を通じて、ご意見をいただきました関係機関や市民の皆様に心からお礼申し上げますとともに、今後とも計画の推進に対しまして、ご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

平成 31 年３月

唐津市長　峰　　達　郎

は　じ　め　に

現在、私たちが暮らす社会は、産業、医療、通信、道路交通網、ＩＴ機器などの発達により、便利で豊かなものとなりました。

しかし、社会的に「便利さ、豊かさ」が確保されてきている反面、核家族化、少子高齢化の進行、単身世帯の増加などから、人びとの価値観やライフスタイルが多様化し、地域社会では、人同士のつながりや家族関係の希薄化、地域コミュニティの衰退が進んでいます。

このような背景もあり、日常生活や地域における課題も複雑・多様化し、公的制度・サービスだけでは解決が難しい問題も多く存在します。

物理的に便利で豊かな時代になったとしても、私たち一人ひとりが、希望を持ち自分らしく心豊かに暮らしていくためには、自身の努力、人同士の支え合いはもちろん、人や地域が抱える課題を人ごととしてではなく、自分のこととしてとらえ地域住民が主体となって課題解決に取り組むことが重要です。

唐津市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う民間の団体であり、誰もが安心して暮らすことができる「福祉のまちづくり」に取り組むことを使命としています。

この使命を果たすために、社会福祉協議会として実践していくべき取り組みや仕組みづくりを計画的・継続的に進めていくため「第３期唐津市地域福祉活動計画」を策定しました。

この計画と唐津市で作成される「唐津市地域福祉計画」の２つの計画を軸に、唐津市の地域福祉を充実していくため、住民のみなさまをはじめ行政、関係機関、事業所などと連携・協力しながら、さまざまな取り組みを進めて参りますので、今後ともみなさまのご参加とご協力をお願いいたします。

終わりに、この計画の策定にあたり、ご意見やご提言をいただきました唐津市地域福祉活動計画策定委員のみなさまをはじめ、福祉のまちづくり座談会、団体アンケートにご参加・ご協力いただきました福祉関係者、住民のみなさまに心からお礼申し上げます。

平成 31 年３月

社会福祉法人 唐津市社会福祉協議会

会長　山　中　　幸　光

目　次

第１編　第３期唐津市地域福祉計画

第１章　計画の策定にあたって 2
1　計画策定の趣旨 2
2　地域福祉のとらえ方 3
3　計画の位置づけ 5
4　計画の期間 6

第２章　計画策定の方法 9
1　計画の策定体制 9
2　市民意識調査の実施概要 10
3　団体ヒアリング調査の実施概要 11
4　住民座談会の実施概要 12
5　福祉を考える会の実施概要 14

第３章　唐津市の地域福祉を取り巻く現状 15
1　人口の状況 15
2　支援を必要とする人の状況 19
3　社会資源の状況 24

第４章　計画の基本的な考え方 29
1　基本理念 29
2　取り組みの体系 30
3　計画事業の選定 31

第５章　取り組み内容 32
基本目標 Ⅰ　地域での包括的な支援のために 32
基本目標 Ⅱ　利用しやすい福祉サービスの提供のために 41
基本目標 Ⅲ　福祉サービスの向上のために 54
基本目標 Ⅳ　参加しやすくするために 63

第６章　福祉分野で重点的に取り組むこと 75
1　高齢者福祉分野 75
2　障がい福祉分野 76
3　子ども・子育て分野 77
4　生活困窮者対策分野 78

第７章　計画の推進に向けて 79
1　推進体制 79
2　計画の進行管理 81

資 料 編 83
1　計画の策定スケジュール 84
2　唐津市地域福祉計画（平成３１年度～平成３５年度）策定委員会設置要綱 85
3　唐津市地域福祉計画策定委員会　委員名簿 87
4　唐津市福祉を考える会設置要綱 88
5　唐津市福祉を考える会　会員名簿 90
6　用語解説 92

第２編　第３期唐津市地域福祉活動計画

第１章　計画の策定にあたって 102
1　計画策定の趣旨 102
2　地域福祉とは 104

第２章　唐津市の現状（基礎調査より） 106
1　基礎調査について 106
2　福祉のまちづくり座談会(住民座談会)について 106
3　団体アンケート調査について 113
4　基礎調査からみえる唐津市の現状と課題 117

第３章　計画の基本的な考え方 118
1　基本理念 118
2　めざす姿～ビジョン～ 118
3　計画の体系 119

第４章　取り組み内容の検討 120
1　取り組みの柱と具体的取り組み内容 120
2　計画の進め方 144
3　第２期計画の評価と今後について 144

第５章　地区(校区)社会福祉協議会 ～あなたのまちのまちづくり～ 145
1　地区(校区)社会福祉協議会について 145
2　地区の活動計画について 145

資 料 編 147
1　計画策定のスケジュール 148
2　第３期唐津市地域福祉活動計画（平成 31 年度～平成 35 年度）策定委員会設置要綱 149
3　第３期　唐津市地域福祉活動計画策定委員会　委員名簿 150
4　唐津市社会福祉協議会について 151
5　用語解説 152

第１編

第３期唐津市地域福祉計画

第１章　計画の策定にあたって

1　計画策定の趣旨

人口減少・少子高齢化や世帯の小規模化、一人ひとりの価値観や生活様式の多様化など、社会環境の変化により人と人とのつながりが次第に希薄化し、家庭や地域で支え合う力が弱まりつつあります。そのような中、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、その上、ひきこもりや子育て家庭の孤立、虐待、経済的に困窮している世帯、自殺対策など新たな課題が表面化してきています。

このように、市民の福祉ニーズが多種多様化する中、従来の高齢者や子育て中の人、障がいのある人といった、制度・分野ごとの「縦割り」で整備されてきた公的なサービスだけでは対応が難しくなってきています。

そこで、公的なサービスを基本としながら、市民が「支え手側」と「受け手側」にわかれるのではなく、地域住民や地域の多様な人・団体・機関が「我が事」として参画し、活躍できる地域共生社会の実現が求められています。

また、平成 23 年 3 月の東日本大震災、平成 28 年 4 月の熊本地震、平成 30 年 7 月の西日本豪雨など大規模災害が頻発する中で、地域コミュニティの必要性が再認識されてきており、災害時における要支援者への支援体制の構築も求められています。

唐津市では、平成 21 年 3 月策定の「唐津市地域福祉計画」、平成 26 年 3 月策定の「唐津市地域福祉計画（平成 26 年度～平成 30 年度）」により、市民・団体・行政がともに助け合い・理解しあう、みんなで参加する福祉のまち「唐津市」をめざしてきました。

地域住民や地域の多様な人・団体・機関が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく『地域共生社会』を実現していくため、唐津市における地域福祉を推進する指針として第３期目となる「唐津市地域福祉計画」を策定します。

「障害（がい）」の表記について

本計画では、原則として「障害」を「障がい」と表記することとします。ただし、法令・条例や制度の名称のほか、施設、法人、団体などの固有名詞が「障害」となっている場合や、文章の流れから「障害」と表記したほうが適切な場合などについては、「障害」と表記します。

2 地域福祉のとらえ方

（１）「地域福祉」にかかわる法改正の変遷

平成 12 年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」に改正された際に、地域社会のあり方として住民同士のお互いの支え合い・助け合いによる支援と、公的な福祉サービスの充実を両輪とした「地域福祉の推進」の必要性が第４条に明記されました。

また、平成 27 年４月には、生活困窮者の自立の促進と生活困窮者支援を通じた地域づくりをめざした「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

その後、平成 29 年６月には、地域包括ケアシステムの深化・推進を大きな柱の一つにした「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布されました。このなかで、社会福祉法の改正にあたっては、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みの方向性が示されました。

具体的には、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民や世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握と関係機関との連携などによる解決が図られることをめざすことが明記されました。また、そのために、

①地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
②住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整などを行う体制
③主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関などの関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

などの包括的な支援体制づくりに、市町村が努めることと規定されました。

（２）「自助」「互助」「共助」「公助」の役割

本計画では、地域での支え合いや助け合いによる福祉に関する取り組みを示すことになります。具体的には、市民一人ひとりの役割や隣近所などの身近なつながりで助け合うこと、地域の組織や団体が取り組むこと、社会福祉協議会が取り組むこと、市役所などの行政機関が取り組むことなど、地域社会を構成するそれぞれの立場での役割分担について描くことになります。このことは、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点で整理することができます。

人びとが生活を営んでいる地域社会が、そこに住むすべての人たちにとって住みやすいところとなるためには、公的な制度による福祉サービスが整備される（公助）だけでなく、家族を含めた自らの行動（自助）や、隣近所の住民同士などの身近な人間関係のなかで、組織化されていないけれども、お互い様の気持ちで支え合い、助け合うこと（互助）も大切になります。

同時に、地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たちや福祉サービス事業者などが地域において組織をつくり、それぞれが役割を担った活動（共助）は、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化などが指摘されるなか、その重要度がますます高まっています。

▶ 地域福祉の向上に向けた４つの助け ◀

自助	個人や家族による支え合い・助け合い （個人や最も身近な家族が解決にあたる）
互助	身近な人間関係のなかでの組織化を前提としないお互い様の気持ちによる支え合い・助け合い （隣近所の友人や知人、別居する家族が、お互いに支え合い、助け合う）
共助	地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の施設・事業所などが組織化し、協働していくことによる支え合い・助け合い （「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支え合い、助け合う）
公助	保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づき、行政機関が公的な福祉サービスを提供することや地域における福祉活動を支援することによる支え （行政でなければできないことは、行政がしっかりとする）

※４つの助けの定義について・・・厚生労働省では、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、重度な要介護状態となっても住んでいる地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。この地域包括ケアシステムのなかで定義されている自助・互助・共助・公助は、費用負担のあり方により区分されています。

すなわち、公助が税による公の負担であるのに対し、共助は介護保険などの社会保険被保険者の負担による支援であると位置づけています。さらに、互助は費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なものとされています。

（３）地域における福祉の圏域の考え方

唐津市には町内会や小・中学校区といった、さまざまな地域の範囲があり、地域の範囲ごとに取り組みが行われています。これら取り組み・活動においては、それぞれに適した地域の範囲があります。例えば高齢者世帯の見守り・声かけを行う場合、隣近所といった身近な範囲での活動が効果的となります。一方で、地域での解決が困難な事例など、専門的・組織的な対応が必要な場合は、中学校区や市全域といった比較的大きな規模で取り組む方が効果的です。

▶ 圏域のイメージ図 ◀

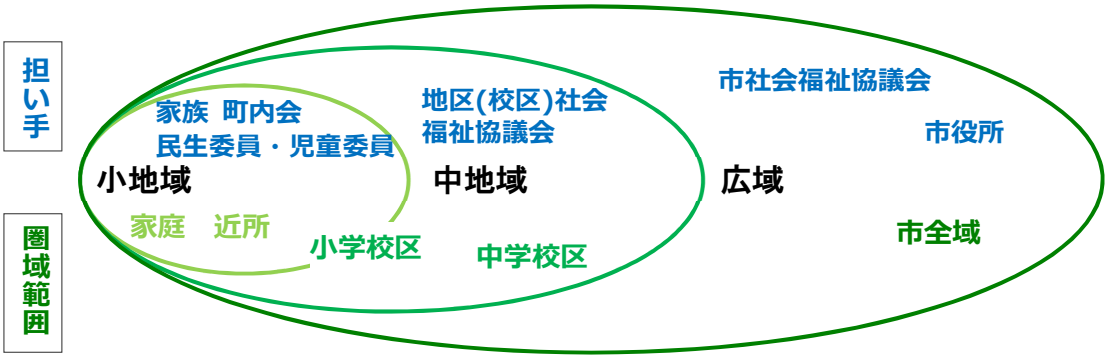

3　計画の位置づけ

本計画は社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけます。

唐津市における「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人のつながりを基本として、「顔のみえる関係づくり」、「共に生きる社会づくり」をめざすための「理念」と「施策の方向性」をつくる計画です。

また、「第 2 次唐津市総合計画」の基本構想及び基本計画に基づき、「生涯を通じてここちよく暮らせるまちづくり」をめざすとともに、高齢者福祉、子育て支援・児童福祉、障がい者福祉など、各福祉分野における行政計画（個別計画）の上位計画として、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本に市民生活全般にわたる福祉の向上を目標とします。

＜本計画の位置づけ＞

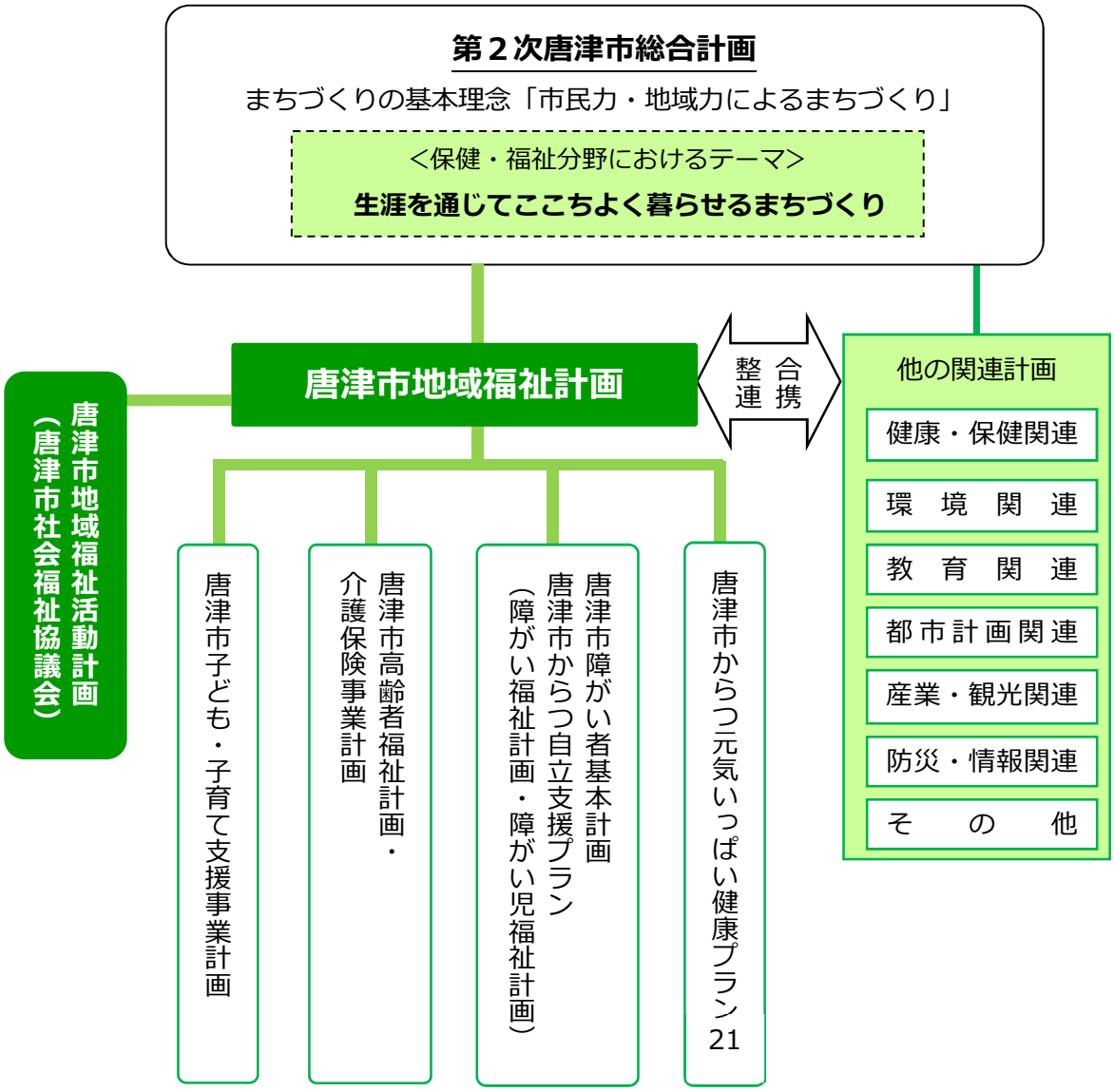

4 計画の期間

本計画の期間は、2019 年度から 2023 年度までの５年間とし、最終年度には見直しを行います。

また、計画期間内であっても、社会情勢の変化等に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

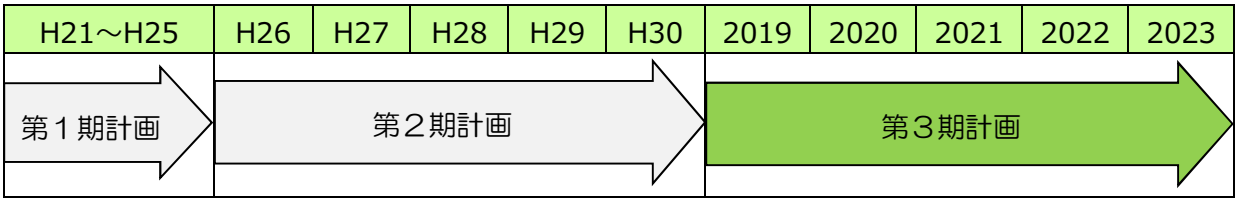

■福祉関係計画の計画期間

計画名＼計画期間（年度）	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
唐津市地域福祉計画 【計画期間：５年】	第３期 →				
唐津市地域福祉活動計画 （唐津市社会福祉協議会） 【計画期間：５年】	第３期 →				
唐津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 【計画期間：３年】	第９期/第７期 →		第 10 期/第８期 - - -		
唐津市障がい者基本計画 【計画期間：10 年】	第2次（～2026） →				
唐津市からつ自立支援プラン （唐津市障がい福祉計画） （唐津市障がい児福祉計画） 【計画期間：３年】	第５期 →		第６期 - - -		
唐津市子ども・子育て支援事業計画 【計画期間：５年】	第１期 →	第２期 - - -			
唐津市からつ元気いっぱい健康プラン 21 【計画期間：10 年】	第２期 →				第３期 - - -

社会福祉法（抜粋）

第１条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

「地域福祉」という言葉が法令条文のなかではじめて登場し、さらに、「地域福祉の推進」が社会福祉の増進のための方法のひとつとして明記されています。

第４条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

２　地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

地域住民と社会福祉に関する活動を行う者（地域ボランティアなど）が、公的機関や社会福祉法人などと連携を図りながら、地域福祉を推進する重要な担い手として期待されることが明記されています。
また、地域住民や福祉関係者が、①本人のみならず、その人が属する世帯全体に着目し、②福祉、介護、保健医療に限らない、さまざまな生活課題を把握するとともに、③行政などと協働し、課題を解決していくことが必要である旨を定め、「我が事・丸ごと」の包括的支援の理念を明確化しています。

社会福祉法（抜粋）

第 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五　前条（注：第 106 条の３）第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

２ 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

３ 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

市町村において、住民などの参画による地域福祉計画の策定が明記され、計画に盛り込むべき事項が示されています。

注：第 106 条の３（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一　地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二　地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三　生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

２ 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

①地域住民が自ら暮らす地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくりの取組、②さまざまな相談を「丸ごと」受け止める場の整備、③相談機関の協働、ネットワーク体制の整備などを通じ、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の努力義務としています。

第２章　計画策定の方法

１　計画の策定体制

本計画は以下のような体制で策定を行います。

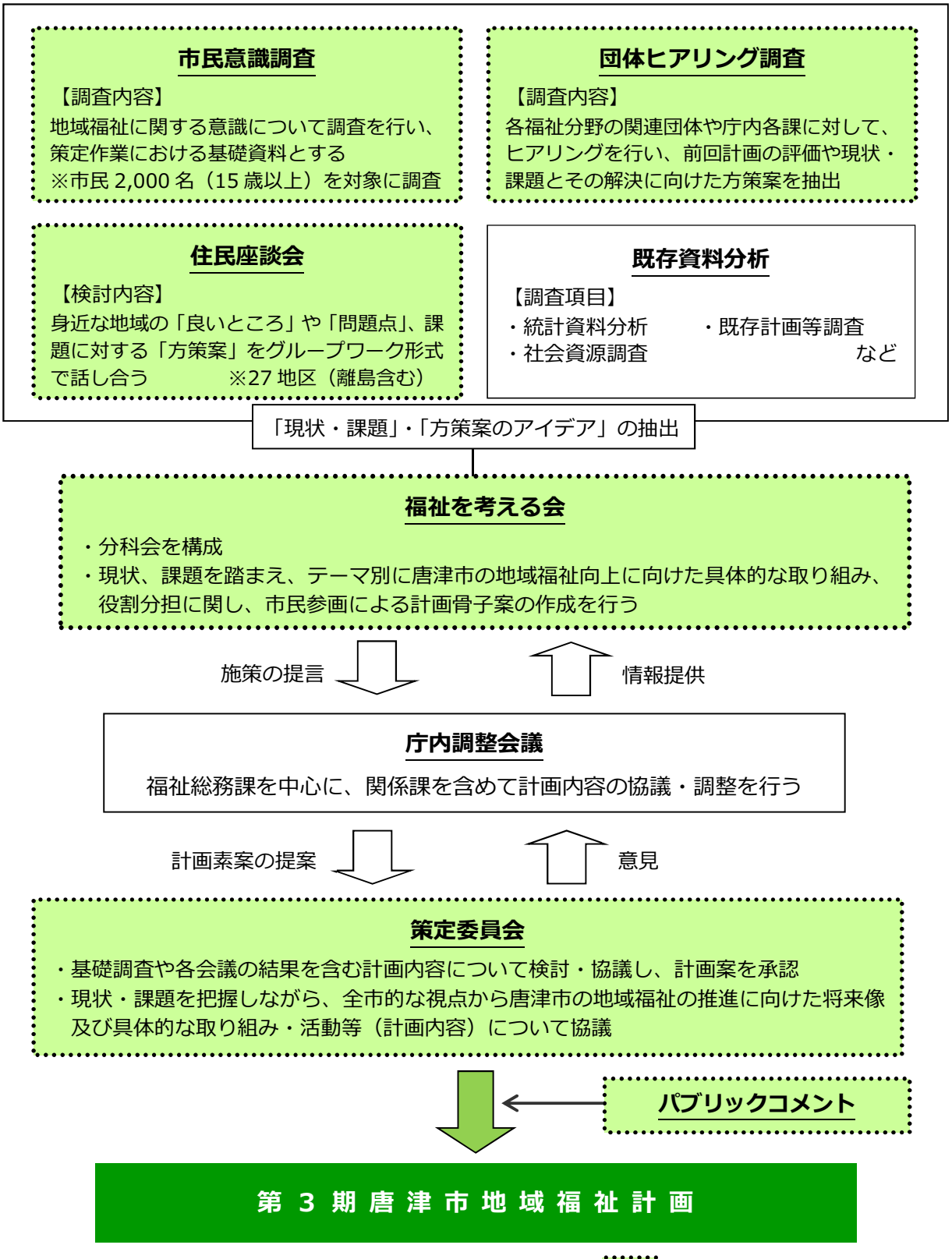

※　　は、市民参加による策定プロセス

2 市民意識調査の実施概要

（１）調査の目的

市民意識調査は、「地域福祉計画」の見直しにあたり、市民の地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、ご意見やご提言を広くお聴きし、同計画に反映していくことを目的に実施しました。

（２）実施方法

①調査実施期間

平成 29 年６月～７月

②調査対象者

無作為抽出した唐津市在住の 15 歳以上の市民

③調査の方法

郵送配布・郵送回収

④配布数及び回収状況

配布数（A）	回収数（B）	回収率 $\frac{（B）}{（A）}$
2,000	752	37.6%

※一般の社会調査では、サンプリング誤差は±3～5%までが有効な調査範囲とされています。今回の調査は母集団が約 10 万人で回収票数が 752 のため、サンプリング誤差は約 3.6%となり、有効な調査であるといえます。
（サンプリング誤差：抽出サンプルの結果から母集団（全体）の結果を推定するときには、一部から全体を推定するため、誤差を伴うことはどうしても避けられません。この誤差のことをサンプリング誤差といいます。）

3 団体ヒアリング調査の実施概要

（１）調査の目的

本計画の策定にあたり、市内で活動している関係事業所、機関、団体に、実際に支援が必要な人と接する中で感じている現状や課題、また、その課題の解決策などをお聴きし、同計画に反映していくことを目的に実施しました。

（２）実施方法

①調査実施期間

平成 29 年８月～９月

②調査の方法

調査対象者に対し、記入式のヒアリングシートを配布（送付）し、ご記入・ご提出いただきました。

③回収状況

	配布数（A）	回収数（B）	回収率 （B）/（A）
児童福祉分野	18	11	61.1%
高齢者・介護分野	19	13	68.4%
障がい福祉分野	21	15	71.4%
地域福祉･生活困窮者支援分野	32	25	78.1%

4 住民座談会の実施概要

（１）実施の目的

本計画の策定にあたり、市内各地区の地域福祉を取り巻く現状（良いところや問題点）を地域住民の声から把握するとともに、課題に対する方策案（解決策）のアイデアをお聴きし、その結果を計画の策定に反映・活用することを目的に実施しました。

（２）実施方法

①実施期間

平成 29 年９月～平成 30 年２月
（各地区・各回の開催日は、次ページの表に記載しています）

②開催内容

市内のすべての地区社会福祉協議会（離島を含む）を基本として、計 27 地区において開催しました。模造紙や付せん紙を使ったグループ討議を中心に、自由な雰囲気で楽しく意見交換できる方法をとりました。

1. 「地域福祉」の考え方に関する説明
2. グループ討議の準備（自己紹介・座長の選出）
3. グループ討議進行方法の説明
4. 現状の検討（グループ討議）
5. 方策案の検討（グループ討議）
6. 全体発表

（３）開催の状況

No.	地区	開催日	開催場所	参加者数
1	竹木場地区	平成 29 年 9 月 14 日	竹木場公民館	16
2	成和地区	平成 29 年 9 月 20 日	成和公民館	40
3	鬼塚地区	平成 29 年 9 月 21 日	鬼塚公民館	42
4	鎮西地区	平成 29 年 9 月 27 日	鎮西市民センター	29
5	鏡地区	平成 29 年 9 月 28 日	古代の森会館	21
6	佐志地区	平成 29 年 9 月 30 日	佐志公民館	64
7	浜玉地区	平成 29 年 10 月 2 日	ひれふりランド	30
8	志道地区	平成 29 年 10 月 4 日	志道公民館	28
9	久里地区	平成 29 年 10 月 5 日	久里公民館	30
10	東唐津地区	平成 29 年 10 月 10 日	東唐津公民館	24
11	七山地区	平成 29 年 10 月 11 日	七山市民センター	21
12	西唐津地区	平成 29 年 10 月 16 日	西唐津公民館	54
13	相知地区	平成 29 年 10 月 18 日	社協相知支所	21
14	大良地区	平成 29 年 10 月 26 日	大良公民館	20
15	厳木地区	平成 29 年 11 月 1 日	厳木市民センター	31
16	切木地区	平成 29 年 11 月 9 日	肥前市民センター	22
17	納所地区			
18	田野地区			
19	入野地区			
20	北波多地区	平成 29 年 11 月 17 日	北波多市民センター	31
21	高島地区	平成 29 年 11 月 26 日	高島公民館	31
22	外町地区	平成 29 年 11 月 27 日	都市コミュニティセンター	32
23	呼子地区	平成 29 年 11 月 29 日	呼子公民館	17
24	湊地区	平成 29 年 11 月 30 日	湊公民館	26
25	長松地区	平成 29 年 12 月 10 日	長松公民館	34
26	神集島地区	平成 29 年 12 月 18 日	ふれあい会館	9
27	大成地区	平成 30 年 2 月 6 日	大成公民館	41
			総数	714

5 福祉を考える会の実施概要

（１）実施の目的

本計画の策定にあたり、グループワークを取り入れながら、現状・課題や取り組み内容の整理・検討を中心に作業を進め、市民参画による計画策定を実践することを目的に実施しました。

（２）実施方法

①実施期間・回数

・平成 30 年４月～８月
・全５回

②会員

① 市内で福祉活動を行っている者　② 福祉事業関係者
③ 福祉団体関係者　④ 保健医療関係者
⑤ サービス事業者　⑥ 市及び関係行政機関の職員

※上記会員と別に、市内高等学校に通う高校生も参加しました。

③分科会の編成

開催にあたっては、テーマ別に４つの分科会（グループ）を設置しました。

４分科会のテーマは、現計画における３つの目標に加え、社会福祉法に新たに盛り込まれた事項としました。

＜「福祉を考える会」分科会の担当テーマ＞

	第１分科会	第２分科会	第３分科会	第４分科会
テーマ	**地域での包括的な支援のために** 「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」 「包括的な支援体制の整備に関する事項」	**利用しやすい福祉サービスの提供のために** 「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」	**福祉サービスの向上のために** 「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」	**参加しやすくするために** 「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」

第３章　唐津市の地域福祉を取り巻く現状

１　人口の状況

（１）人口構成の変化

唐津市の平成 7 年と平成 27 年の人口構成の変化をみると、子どもの人口は大きく減少し、65 歳以上の人口、特に 75 歳以上の後期高齢者数が増加しています。

平成 27 年時点の 65 歳前後（昭和 22～24 年の第１次ベビーブームに生まれた、いわゆる団塊の世代）を中心とした年齢層が１つの大きな山を形成していますが、およそ 10 年後にはこの世代も 75 歳以上となるため福祉ニーズのさらなる増大が予想されます。

＜年齢別人口構成の推移＞

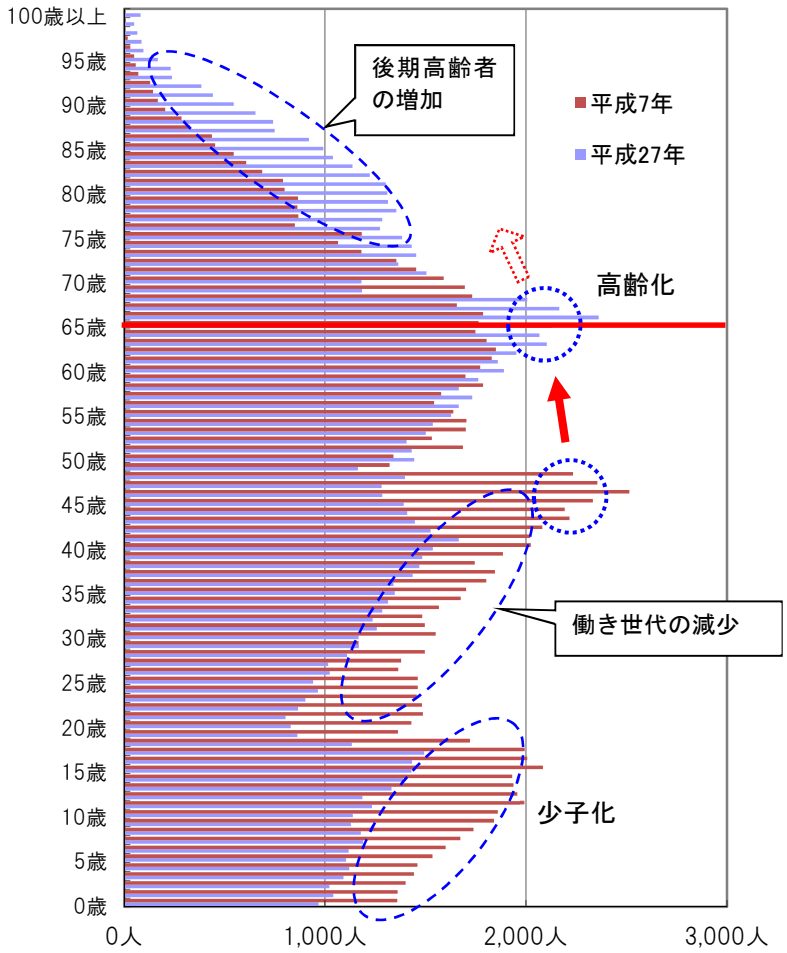

資料：国勢調査

（２）年齢区分別人口構成の推移

唐津市の年齢３区分別人口構成の推移をみると、総人口は一貫して減少傾向にあり、平成７年の 137,436 人から平成 27 年の 122,785 人と、20 年間で 14,651 人少なくなっています（10.7%減）。

内訳をみると、年少人口（０～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）の減少が続く中、老年人口（65 歳以上）の増加が顕著です。老年人口は、平成７年から平成 27 年までの 20 年間で 25,732 人から 35,842 人とおよそ 1.4 倍増加しており、少子高齢化が進行しています。

＜年齢３区分別人口構成の推移＞

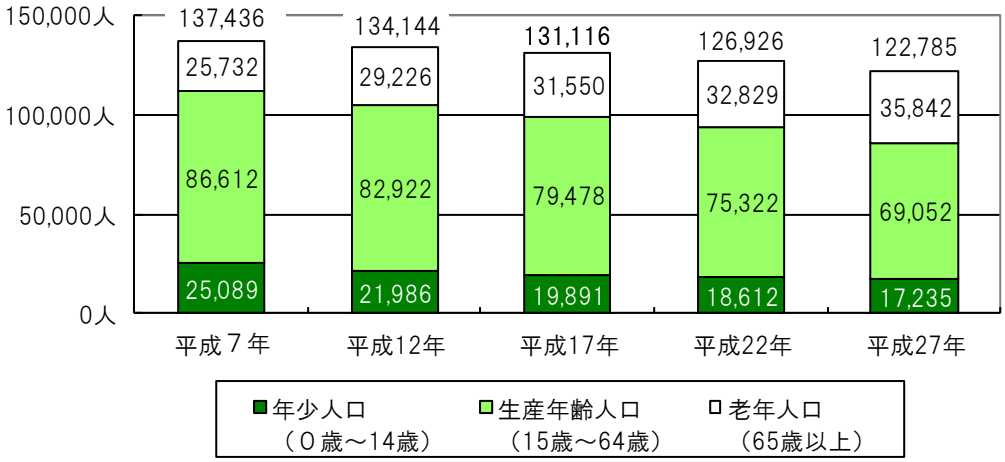

※合計値（総人口）は年齢不詳分を含む　　資料：国勢調査

年齢３区分別人口構成割合の推移をみると、平成 7 年時点では年少人口比と老年人口比はほぼ同じでしたが、その後老年人口比が上昇を続ける一方で年少人口比は下降を続けた結果、平成 27 年においては老年人口比と年少人口比に約 15 ポイントの差がある状況となっています。将来的にも、この差はさらに広がることが見込まれます。

＜年齢３区分別人口構成割合の推移＞

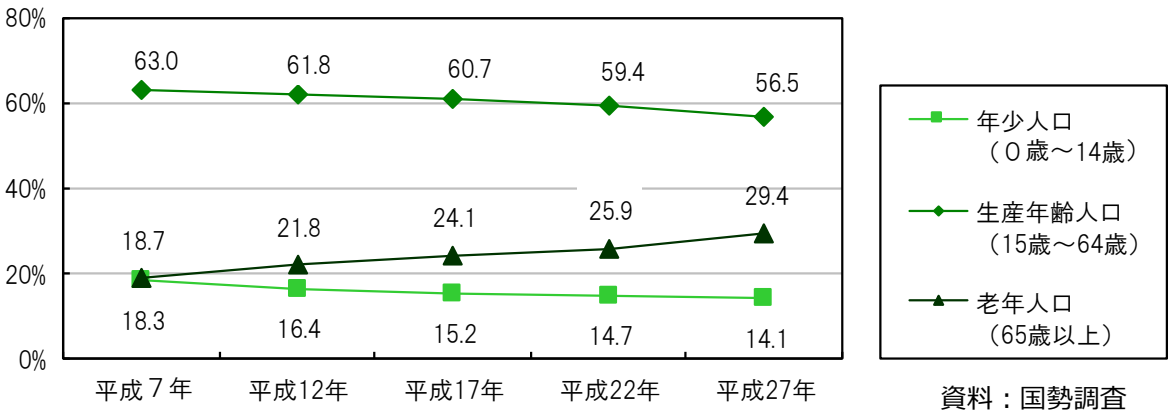

資料：国勢調査

（３）世帯構成の推移

唐津市の世帯構成の推移をみると、一般世帯総数は平成７年から平成 27 年にかけて増加しており、20 年間で約 2,000 世帯増えています（5%増）。

内訳をみると、特に単独世帯について顕著な増加傾向にあり、20 年間で約 3,500 世帯増えています（44%増）。これは下段の表から、ひとり暮らしの高齢者の増加による影響が大きいものと考えられます。

＜世帯構成の推移＞

単位：世帯

	一般世帯総数	親族世帯							非親族世帯	単独世帯
		総数	核家族世帯					その他の親族世帯		
			総数	夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども			
平成７年	41,616	33,562	22,205	6,869	11,831	440	3,065	11,357	81	7,973
平成 12 年	42,362	33,490	22,748	7,369	11,529	464	3,386	10,742	133	8,739
平成 17 年	43,119	33,443	23,377	7,694	11,188	539	3,956	10,066	151	9,525
平成 22 年	43,527	32,861	23,664	7,696	10,954	612	4,129	9,197	296	10,365
平成 27 年	43,712	31,817	23,715	8,186	10,622	634	4,273	8,102	313	11,465

資料：国勢調査

65 歳以上の高齢者がいる世帯の推移をみると、平成７年の 17,722 世帯から平成 27 年の 22,767 世帯と、5,045 世帯の増となっており、平成 27 年時点では一般世帯総数の約半数（52.1%）を占めています。

内訳をみると、その他の世帯は減少傾向ですが、高齢者夫婦世帯とひとり暮らしの世帯は伸びが顕著です。平成７年から平成 27 年にかけて、高齢者夫婦世帯で 2.6 倍、ひとり暮らしの世帯で 1.8 倍となっています。

＜高齢者世帯の推移＞

単位：世帯、%

	平成７年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
一般世帯総数	41,616	42,362	43,119	43,527	43,712
65 歳以上の高齢者のいる世帯	17,722	19,439	20,702	21,261	22,767
	42.6%	45.9%	48.0%	48.8%	52.1%
ひとり暮らしの世帯	3,016	3,660	4,142	4,514	5,484
高齢者夫婦世帯	3,028	3,669	4,055	4,436	7,906
その他の世帯	11,678	12,110	12,505	12,311	9,377

資料：国勢調査

※高齢者夫婦世帯：夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯

（４）各地区（旧市町村）の状況

唐津市内の各地区（旧市町村）の状況を比較すると、高齢化率については、各地区で 25%以上になっています。特に、厳木地区が 39.8%、七山地区が 37.6%、相知地区が 36.0%と高く、最も低い唐津、浜玉地区（約 27.0%）を９ポイント以上上回っています。このように、唐津市では、市全体として高齢化が進む中で、地区により高齢化の状況に差がみられます。

＜地区別の状況＞

	面積（km^2）	総人口（人）	老年人口（人）	高齢化率（%）	世帯数
唐津市	487	122,785	35,842	29.4	43,872
唐津地区	127	76,449	20,350	26.7	28,513
浜玉地区	52	10,860	2,869	27.2	3,437
厳木地区	61	4,331	1,722	39.8	1,560
相知地区	65	7,646	2,748	36.0	2,593
北波多地区	27	4,363	1,469	34.1	1,485
肥前地区	47	6,982	2,456	35.2	2,220
鎮西地区	38	5,442	1,871	34.4	1,827
呼子地区	7	4,600	1,562	34.0	1,630
七山地区	63	2,112	795	37.6	607

資料：人口・世帯数は平成 27 年国勢調査
面積は平成 16 年全国都道府県市区町村別面積調
※高齢化率の割合は総人口から年齢不詳を除いた数値

2 支援を必要とする人の状況

（１）要介護（支援）認定者の状況

唐津市の要介護（支援）認定者数の状況をみると、全体では平成 25 年度の 6,671 人から平成 29 年度の 6,346 人とゆるやかに増減を繰り返しています。

＜要介護（支援）認定者数の推移＞

単位：人、％

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
要支援１	1,076	1,052	1,066	1,095	868
	16.1%	16.1%	16.2%	16.5%	13.7%
要支援２	833	787	833	801	695
	12.5%	12.0%	12.7%	12.1%	11.0%
要介護１	1,474	1,520	1,488	1,494	1,497
	22.1%	23.2%	22.7%	22.5%	23.6%
要介護２	969	1,006	994	1,034	1,035
	14.5%	15.4%	15.2%	15.6%	16.3%
要介護３	882	847	842	890	898
	13.2%	13.0%	12.8%	13.4%	14.1%
要介護４	797	760	759	780	820
	12.0%	11.6%	11.6%	11.8%	12.9%
要介護５	640	572	577	540	533
	9.6%	8.7%	8.8%	8.1%	8.4%
計	6,671	6,544	6,559	6,634	6,346

資料：介護保険事業状況報告　月報（暫定版、各年度３月末現在）

（２）障害者手帳所持者の状況

①身体障がいのある人

唐津市の身体障害者手帳所持者数の状況をみると、全体では平成 25 年度の 6,859 人から平成 29 年度の 6,644 人と平成 26 年度にピークを迎え、それ以降減少傾向です。また、知的障がいのある人・精神障がいのある人と比べて手帳所持者数が多くなっています。

障がい種別にみると、肢体不自由の割合が高く（平成 29 年度は 56.8%）、視覚障がいのある人が比較的大きく減少しています（４年間で 19.2%減）。

＜身体障害者手帳所持者数の推移＞

単位：人

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計		6,859	6,876	6,740	6,707	6,644
年代別	18 歳未満	107	101	106	111	113
	18 歳以上	6,752	6,775	6,634	6,596	6,531
障がい程度別	１級	1,850	1,839	1,800	1,775	1,772
	２級	1,063	1,038	992	971	937
	３級	999	1,005	973	972	941
	４級	1,567	1,587	1,596	1,589	1,586
	５級	774	794	788	794	801
	６級	606	613	591	606	607
障がい種別	視覚障がい	551	528	493	464	445
	聴覚・平衡機能障がい	637	651	627	640	652
	音声・言語・そしゃく機能障がい	65	67	74	75	73
	肢体不自由	3,979	3,979	3,859	3,818	3,772
	内部障がい	1,627	1,651	1,687	1,710	1,702

資料：障がい者支援課（各年度３月末現在）

②知的障がいのある人

唐津市の療育手帳所持者数の状況をみると、全体では平成 25 年度の 1,205 人から平成 29 年度の 1,292 人とやや増加傾向です。

年代別にみると、それぞれゆるやかに増減を繰り返しています。また、障がい程度別にみると、Ａ（重度）はほぼ横ばい、Ｂ（中・軽度）は増加傾向です。

＜療育手帳所持者数の推移＞

単位：人

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計		1,205	1,238	1,235	1,264	1,292
年代別	18 歳未満	217	234	245	243	242
	18 歳以上	988	1,004	990	1,021	1,050
障がい程度別	Ａ（重度）	460	468	453	457	459
	Ｂ（中・軽度）	745	770	782	807	833

資料：障がい者支援課（各年度３月末現在）

③精神障がいのある人

唐津市の精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況をみると、平成 25 年度の 571 人から平成 29 年度の 743 人と増加しています。また、身体障がいのある人・知的障がいのある人と比べて手帳所持者数が少なくなっています。

年代別にみると、18 歳以上の人数が大きく増加しています。

障がい程度別では、特に３級が大きく増加（４年間で 75.9%増）しています。

＜精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移＞

単位：人

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計		571	575	627	668	743
年代別	18 歳未満	22	21	14	14	17
	18 歳以上	549	554	613	654	726
障がい程度別	１級	57	57	63	65	59
	２級	402	404	430	442	487
	３級	112	114	134	161	197

資料：障がい者支援課（各年度３月末現在）

（３）ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯の状況をみると、平成 27 年のひとり親世帯数は 1,057 世帯と、一般世帯総数（43,712 世帯）の 2.4%となっています。

ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯、父子世帯ともに、平成 22 年まで増加傾向にありましたが、近年はおおむね横ばいとなっています。

＜ひとり親世帯数の推移＞

単位：世帯

	平成７年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
ひとり親世帯数	862	934	1,064	1,094	1,057
母子世帯数	772	855	974	996	972
父子世帯数	90	79	90	98	85

※母子（父子）世帯：未婚、死別または離別の親とその未婚の 20 歳未満の子どものみから成る一般世帯

資料：国勢調査

（４）生活保護及び生活困窮者の状況

①生活保護の状況

生活保護の状況をみると、世帯数の推移については、若干の増減はあるものの、おおむね横ばいとなっています。また、受給者数については減少傾向となっており、４年間でおよそ１割の減少となっています。

＜生活保護世帯数・生活保護受給者数の推移＞

単位：世帯、人

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活保護世帯数	1,485	1,479	1,513	1,489	1,460
生活保護受給者数	1,951	1,869	1,879	1,819	1,754

資料：生活保護課（各年度３月末現在）

②生活困窮者の状況

平成 27 年度から設置している「唐津市生活自立支援センター」における相談者数は、センター開設以降、減少傾向です。

相談内容は、お金に関することが一番多く、次に仕事に関することが多くなっています。

また、相談者ひとりの相談内容が重複しているケースがあり、そういったケースの人では複合的な問題を抱えていると考えられます。

＜唐津市生活自立支援センター相談者数・主な内容の推移＞

単位：人

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談者数		―	―	311	283	278
主な相談内容	お金に関すること	―	―	250	207	188
	仕事に関すること	―	―	141	113	115
	健康に関すること	―	―	126	103	105
	生活に関すること	―	―	199	171	97

資料：生活保護課（各年度 3 月末現在）

※相談内容は重複あり

＜唐津市生活自立支援センター相談件数の推移＞

単位：件

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談件数（延べ）	―	―	1,014	1,165	1,508

資料：生活保護課（各年度 3 月末現在）

3 社会資源の状況

（１）社会福祉施設の状況

唐津市の社会福祉施設は人口規模の大きな唐津地区を中心に整備がなされ、各種福祉サービスの提供や地域福祉に関する活動などが行われています。そのため、ほとんどの施設が唐津地区に集中しています。

①児童福祉分野

＜地区別の児童福祉施設＞

単位：か所

		唐津地区	浜玉地区	厳木地区	相知地区	北波多地区	肥前地区	鎮西地区	呼子地区	七山地区	計
保育所	公立	1	-	2	-	1	-	-	-	-	4
	私立	19	3	-	-	2	2	3	4	1	34
幼保連携型認定こども園		5	-	-	1	-	1	-	1	-	8
母子生活支援施設		1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
児童養護施設		1	-	-	-	-	-	1	-	-	2
児童自立支援施設		-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
助産施設		1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
児童館		-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
児童センター		2	-	-	-	-	-	-	-	-	2

資料：子育て支援課（平成 30 年４月１日現在）

②高齢者福祉分野

＜地区別の高齢者福祉施設＞

単位：か所

	唐津地区	浜玉地区	厳木地区	相知地区	北波多地区	肥前地区	鎮西地区	呼子地区	七山地区	計
在宅介護支援センター	7	1	-	1	1	2	1	1	-	14
特別養護老人ホーム【介護老人福祉施設】	3	1	-	1	1	1	1	1	-	9
老人デイサービスセンター【通所介護】※休止中除く	41	5	3	8	5	2	3	1	2	70
老人短期入所施設【短期入所生活介護】	3	1	-	1	1	1	1	1	-	9
グループホーム	23	4	1	3	3	2	3	1	1	41
養護老人ホーム	1	-	1	1	-	-	-	1	-	4
軽費老人ホーム	2	-	-	1	-	-	-	-	-	3
高齢者生活福祉センター	-	-	-	-	-	1	1	-	-	2
老人福祉センター	1	-	-	-	-	4	-	1	1	7
老人憩いの家	-	-	1	1	1	1	3	1	-	8

資料：唐津市第９期高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画　（平成 30 年４月１日現在）

③障がい者（児）福祉分野

＜地区別の障がい者（児）福祉施設＞

単位：か所

	唐津地区	浜玉地区	厳木地区	相知地区	北波多地区	肥前地区	鎮西地区	呼子地区	七山地区	計
入所施設	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
グループホーム	12	-	-	-	-	-	-	-	-	12
福祉ホーム	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
生活介護	3	-	-	1	-	-	-	-	-	4
療養介護	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
短期入所（ショートステイ）	3	-	-	1	-	-	-	-	-	4
移動支援	4	-	-	1	-	-	-	-	-	5
訪問入浴	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
日中一時支援	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
就労継続支援（Ａ型）	3	-	-	-	-	-	-	-	-	3
就労継続支援（Ｂ型）	10	1	1	2	1	-	-	-	-	15
就労移行支援	1	1	-	-	-	-	-	-	-	2
地域活動支援センター	3	-	-	-	-	-	-	-	-	3
児童発達支援	5	-	-	-	-	-	-	-	-	5
福祉型児童発達支援センター	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
放課後等デイサービス	7	-	-	-	-	-	-	-	-	7
相談支援事業所	6	-	1	-	-	-	-	-	-	7

資料：障がい者支援課（平成 30 年４月１日現在）

（２）人的資源の状況

①民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、住民の中から選ばれ、都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は３年で、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。また、民生委員・児童委員の中には児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員が設置されています。

主な職務は、以下のとおりです。

○住民の生活状態を把握し、援護が必要な人の自立への相談・助言・援助を行うこと
○援護が必要な人が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供、その他援助を行うこと
○社会福祉事業者または社会福祉活動者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること
○福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること

唐津市では、335 人の民生委員・児童委員（うち主任児童委員が 38 人）が活動しています。

＜民生委員・児童委員数＞

単位：人

地区	人数	地区	人数
唐津地区	163　（22）	肥前地区	26　（2）
浜玉地区	24　（2）	鎮西地区	28　（2）
厳木地区	23　（2）	呼子地区	21　（2）
相知地区	24　（2）	七山地区	11　（2）
北波多地区	15　（2）	計	335　（38）

資料：福祉総務課（平成 30 年４月１日現在）

※（　）内は主任児童委員数

３　社会資源の状況

②福祉員

福祉員は、身近な地域における福祉活動のリーダーとして配置されており、住民相互の助け合い活動や地域の交流事業の推進に取り組んでいます（約 50 世帯に１人の割合で、町内ごとに配置）。

主な活動内容は、以下のとおりです。

- ○　定期的な援護が必要な人の安否確認、訪問活動
- ○　担当地域における住民活動への参加
- ○　町内会長や民生委員・児童委員などへの情報伝達、連絡調整活動

唐津市では、830 人の福祉員が活動しています。

＜福祉員設置数（平成 30 年度）＞

単位：世帯、人

地区	世帯数 (H30.4.1 現在)	福祉員 設置数	地区	世帯数 (H30.4.1 現在)	福祉員 設置数
唐津地区	32,765	540	肥前地区	2,517	16
浜玉地区	4,115	114	鎮西地区	2,125	22
厳木地区	1,769	36	呼子地区	1,895	21
相知地区	2,941	35	七山地区	651	10
北波多地区	1,729	36	計	50,507	830

資料：唐津市社会福祉協議会（平成 30 年４月１日現在）

第４章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

かつては、日常生活における不安や悩みを相談できる相手や、世帯の状況の変化を周囲が気づき、支えるという人間関係が身近にあり、子育てや介護などで支援が必要な場合も、地域や家族が主にそれを担っていました。しかし、個人主義化や核家族化、共働き世帯の増加などの社会の変化の過程において、地域や家庭が果たしてきた役割が十分に機能しなくなるような状況が出ています。

そのような中、近年では、さまざまな分野の課題が絡み合って複雑化したり、複合的な支援を必要としたりするといった状況がみられ、『縦割り』で整備された公的な支援制度の下で対応することが困難なケースが浮き彫りとなってきています。

また、このような公的支援制度の課題に加えて、「社会的孤立」の問題や、制度が対象としないような身近な生活課題への支援の必要性の高まり、「制度の狭間」の問題も顕在化しています。

こうした課題を考慮して、唐津市においては、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『他人事』ではなく『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、個人や世帯が抱えるさまざまな課題に包括的に対応し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域をともに創っていく地域共生社会をめざします。

以上のことから、第３期計画では、次の基本理念のもとに計画を推進するものとします。

基本理念

互いに認め合い　つながりあい　支え合うまち　唐津

２　取り組みの体系

本計画は、基本理念を実現するため、４つの基本目標を設定し、それぞれの目標達成に向けて 13 の施策を推進します。

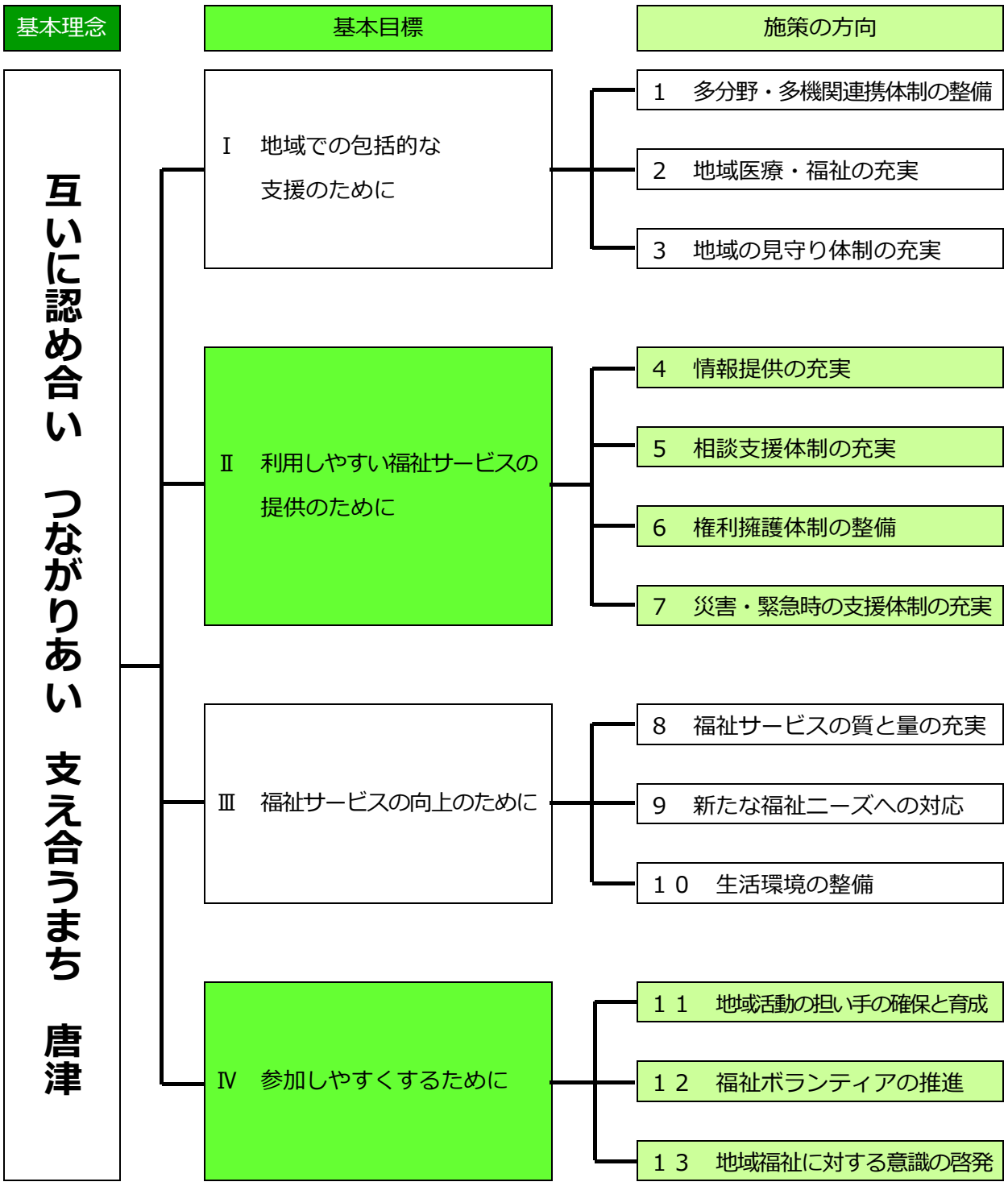

3 計画事業の選定

本計画での事業選定にあたり、次の考え方に基づき、計画事業としての位置づけを行いました。

○主要推進事業・・・福祉分野の横断的事業を位置づける本計画において、進行管理が必要と考えられる事業
→数値目標等の有無に関わらず、実施状況を把握・管理し、その進行状況を評価・検証します。

○関連事業・・・・・本計画と関連する他の行政計画（個別計画）に位置づけられている事業のうち、本計画の目標・施策の方向に合致する事業

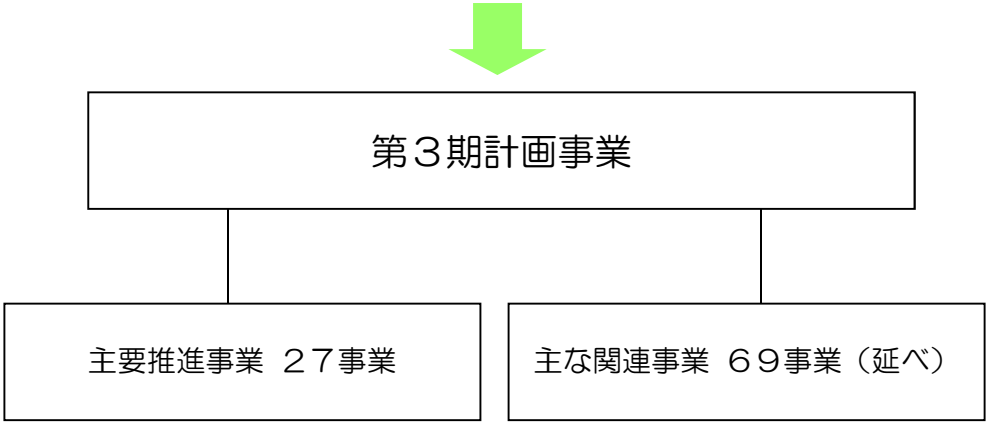

第5章　取り組み内容

基本目標　Ⅰ　地域での包括的な支援のために

市民アンケート結果からの現状と課題

あなたやご家族が、高齢や病気・障がい、もしくは子育て等で日常生活上の支援が必要になった時、地域の人にどのような支援をしてほしいと思いますか

特定の分野だけでなく、多様な支援が望まれています

〈複数回答〉

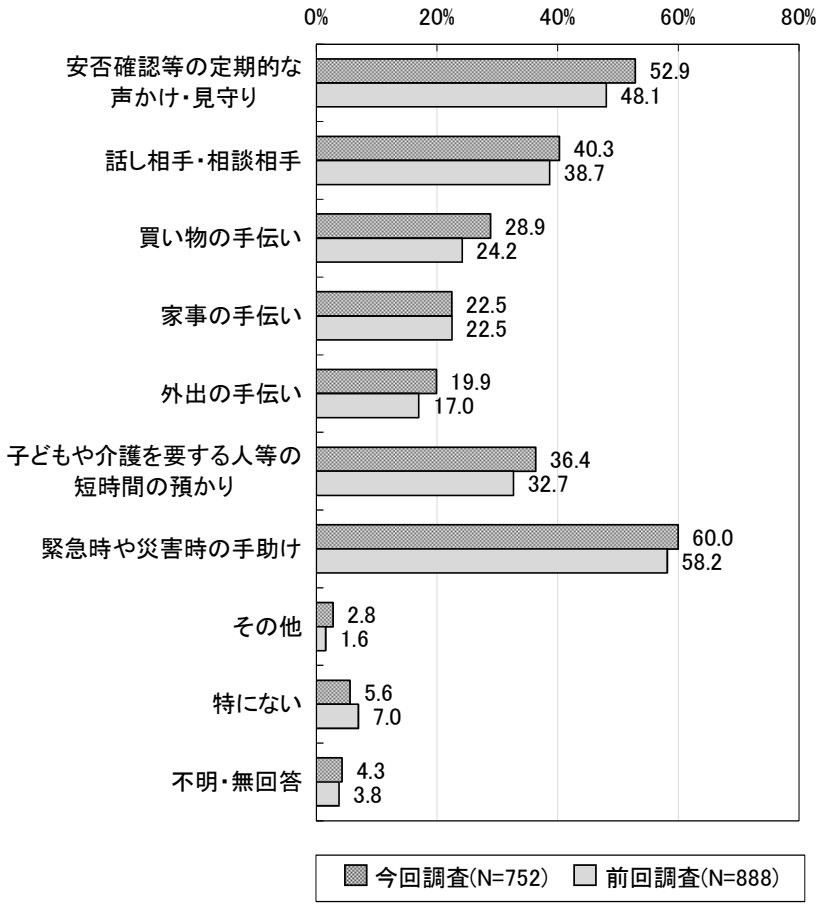

「緊急時や災害時の手助け」が 60.0%と最も高く、次いで「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」が 52.9%、「話し相手・相談相手」が 40.3%となっています。一方でそれ以外の支援についても求められているため、多様な支援を提供できる体制が必要です。

唐津市にある以下の組織・団体・活動員をご存じですか

地域包括支援センターの活動内容を知っている人が１割程度

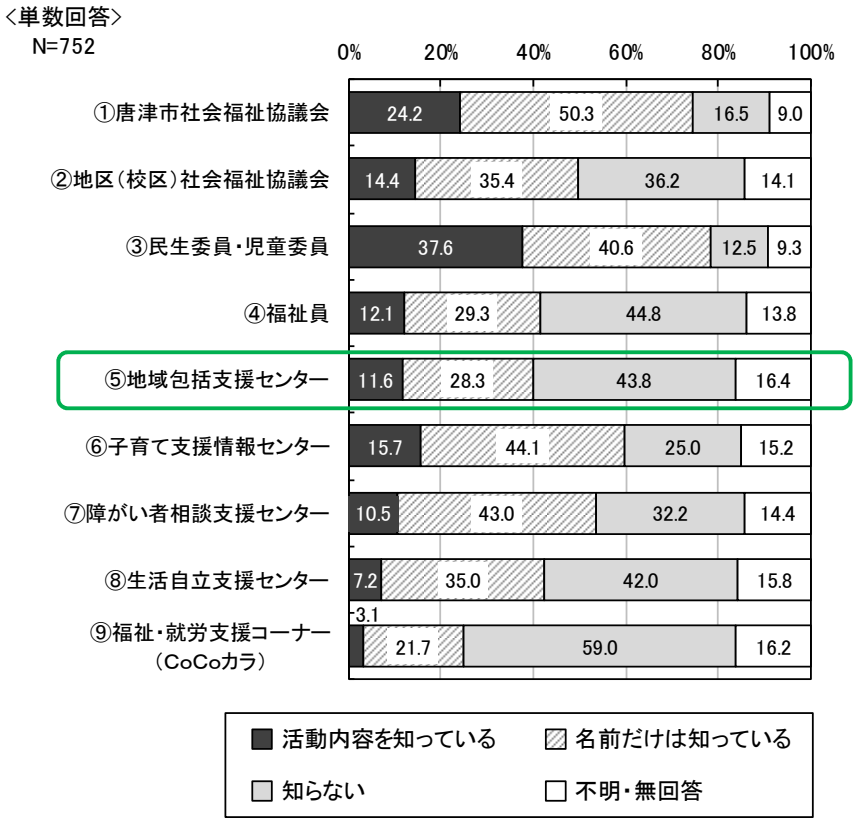

『唐津市社会福祉協議会』『民生委員・児童委員』では、他の項目と比較して「活動内容を知っている」の割合が高くなっています。一方、『生活自立支援センター』『福祉・就労支援コーナー（CoCo カラ）』では、他の項目と比較して「活動内容を知っている」の割合がやや低くなっています。

あなたは、市内で活動しているボランティア団体・グループを知っていますか

ボランティア団体・グループを知らない人が約７割

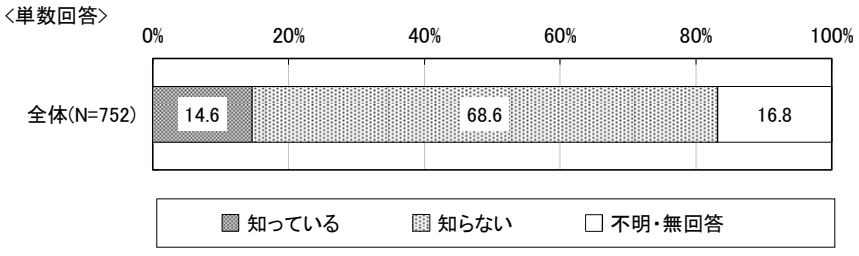

「知らない」が 68.6%と約７割を占めており、多くの市民がボランティア団体・グループを知らない状況となっています。

分野別課題調査からの現状と課題

多様で複合的な課題に“丸ごと”対応できる相談支援体制が必要です。

○各分野の専門家や職員、民生委員・児童委員、福祉員、班長との話し合いの場を定期的にもって、意見交換が必要。
○行政の窓口での相談では、内容が複雑になると解決に至らないことが多い。
○何らかの原因で行政サービスを受けられない、埋もれた家庭への対応。
○出産後の不安を抱えている妊婦も多い。
○障がいのある子どもの親が亡くなった後を心配する意見が多い。
○経済的な理由から必要なサービスが受けられていない。
○金銭管理能力のない保護者・家庭も少なくない。
○担い手不足や高齢化により地域での対応力が低下している。

施策の方向１　多分野・多機関連携体制の整備

◆取り組みのポイント

いわゆる「制度の狭間」で支援が届きにくい人など、複合的な課題を抱える人たちに対する、多分野・多機関連携による、包括的な支援体制の構築が必要です。

市民・地域の取り組み（自助・互助・共助）

【自助】

・自分が住む地域の、民生委員・児童委員や、主任児童委員、福祉員、区長・町内会長、駐在員などの役員などを知っておく。

・問題に気づいたら相談機関につなぐようにする。

【互助】

・ご近所同士で気軽に話せる関係を築くなど、ご近所付き合いに努める。

【共助】

・市社会福祉協議会、地区（校区）社会福祉協議会、民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉員が相互に協力し、地域での身近な相談窓口としての活動を充実させる。

・民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉員、駐在員、区長・町内会長で情報を共有するなど、連携を強化する。

・高齢者、障がい者、子育てなどの各分野で活動している地域の関係機関や事業所は、相互の連携と協働の取り組みに努める。

行政の取り組み（公助）

【公助】

・包括的で総合的な相談支援ができる体制づくりを進める。

・相談支援機関同士の連携を図るための体制づくりを進める。

・既存の福祉サービスの対象とならない人に対する支援体制を検討する。

・地域での相談支援機能の充実に向けた、地域にある公共施設の活用を検討する。

・市社会福祉協議会と連携し、民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉員の活動を支援する。

・連携推進のため、個人情報等の情報共有のルールづくりを進める。

・包括的な支援組織と地域の支援団体・機関との協力体制を構築する。

◆主要推進事業

事業名【担当課】	１．福祉総合相談支援体制の整備 【福祉総務課、保健医療課、子育て支援課、障がい者支援課、高齢者支援課、地域包括支援課、生活保護課】					
事業概要	相談支援について、分野を横断した連携を強化し、包括的で総合的な相談支援が行えるような体制づくりを進めます。					
数値目標等	現状(2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
福祉総合相談窓口の設置	―	実施方法の検討		設置	実施	実施（見直し）
福祉相談支援包括化推進員の設置	―	実施方法の検討		設置	実施	実施（見直し）

◆関連計画、主な関連事業

計画名	主な関連事業
からつ元気いっぱい健康プラン 21	○妊娠・出産包括支援事業
子ども・子育て支援事業計画	○子育て世代包括支援センター
障がい者基本計画	○障がい者相談支援事業
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	○高齢者総合相談支援事業 ○市、在宅介護支援センター、民間事業者等との連携強化

施策の方向２　地域医療・福祉の充実

◆取り組みのポイント

高齢者など支援を必要とする人たちが、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、多様な機関を有機的に結び、必要な情報の共有を進め、総合的で継続的に医療・福祉サービスを提供し、安心して暮らせるよう地域全体で支える体制を整備することが重要です。

市民・地域の取り組み（自助・互助・共助）

【自助】

・かかりつけ医を持つ。
・在宅医療や介護保険制度の概要を知っておく。
・自分が住む地域の病院や診療所、介護サービス事業所などを知っておく。
・在宅期間の延伸のため、介護予防に取り組む。

【共助】

・医療機関は、在宅医療についての相談を受けるように努める。
・医療機関と介護サービス事業所は、地域包括ケアシステム構築のために、市が実施する取り組みに協力をする。

行政の取り組み（公助）

【公助】

・地域包括ケアシステムの確実な推進に取り組む。
・在宅医療と福祉に関する相談支援体制をつくる。
・医療と福祉の連携を推進する。
・緊急時の医療体制の整備と周知に取り組む。
・離島やへき地における医療体制を維持する。
・身近な支援拠点への移動支援体制の構築に取り組む。

◆主要推進事業

事業名 【担当課】	２．生活支援体制整備事業 【地域包括支援課】					
事業概要	介護や支援を必要とする高齢者などの需要に応じ、多様な機関を有機的に結び、必要な情報の共有化を進め、総合的で継続的に保健・福祉・介護サービスを提供する地域包括ケアシステム体制の推進のため、中学校区等（全 27 地区）ごとに、地域協議体を設置し、生活支援コーディネーターを配置します。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
地域協議体（地区）	２０	２７	２７	２７	２７	２７
生活支援 コーディネーター	１４	１４	１４	１４	１４	１４

事業名 【担当課】	３．在宅医療・介護連携推進事業 【地域包括支援課】
事業概要	市が設置する「在宅医療・介護連携支援センター」において、医療・介護サービス関係者からの「在宅医療」に関する相談などに対応し、地域の医療と介護の連携を推進します。

事業名 【担当課】	４．離島診療所の医師及び看護師確保 【保健医療課】					
事業概要	医療施設に恵まれない離島住民の健康保持、医療・衛生の向上のため、市内５か所の離島診療所で従事する医師と看護師を確保します。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
離島診療所の 医師数	神集島１人 高島　１人 加唐島１人 馬渡島１人 小川島１人	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持
離島診療所の 看護師数	神集島２人 高島　１人 加唐島１人 馬渡島２人 小川島１人	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持

◆関連計画、主な関連事業

計画名	主な関連事業
離島振興計画	○離島診療所通院助成事業 ○離島救急患者船舶借上補助金
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	○地域ケア会議の充実

施策の方向３　地域の見守り体制の充実

◆取り組みのポイント

大規模な自然災害が頻発する中で、改めて地域におけるつながりの重要性が評価されてきています。緊急時に迅速な対応ができるよう、日ごろから顔の見える関係づくりを進めることが求められています。

市民・地域の取り組み（自助・互助・共助）

【自助】

・地域行事にできるだけ参加し、地域の人と顔が見える付き合いを築くようにする。
・地域ぐるみで子どもや高齢者などを見守る意識をもつようにする。

【互助】

・ご近所で異変に気づいたら、民生委員・児童委員や行政に連絡する。

【共助】

・市社会福祉協議会、地区（校区）社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉員が連携し、地域での見守り活動を充実する。
・地域行事への参加呼びかけを通じた、住民同士の顔が見える関係づくりを推進する。
・地域の人と顔を合わせる機会の多い業種の企業と連携する。

行政の取り組み（公助）

【公助】

・民生委員・児童委員及び福祉員の活動支援を充実する。
・地域での見守りの拠点として、地域にある公共施設の活用を検討する。
・町内会役員への地域福祉についての啓発に取り組む。
・地域からの情報を広く受け入れる体制づくりに取り組む。

◆主要推進事業

事業名 【担当課】	５．小地域福祉活動推進事業補助金 【福祉総務課】					
事業概要	小地域における福祉のリーダーとして市社会福祉協議会と地区（校区）社会福祉協議会が設置する「福祉員」の活動を支援します。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
福祉員設置数	８３０	おおむね 50 世帯に １人	おおむね 50 世帯に １人	おおむね 50 世帯に １人	おおむね 50 世帯に １人	おおむね 50 世帯に １人

事業名 【担当課】	６．民生委員費 【福祉総務課】					
事業概要	地域における身近な相談窓口である「民生委員・児童委員」の活動を支援するとともに、地域の実情に応じた適切な定数を確保します。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
民生委員定数	３３５	一斉改選	定数見直し 検討	定数見直し 協議	一斉改選	定数見直し 検討

事業名 【担当課】	７．既存公共施設の地域の見守り拠点化の検討 【福祉総務課、生涯学習文化財課】
事業概要	地域に存在する公民館などの既存公共施設を、地域の見守りの拠点とするための検討を進めます。

事業名 【担当課】	８．学校・家庭・地域社会の連携強化 【学校教育課、学校支援課】
事業概要	学校、家庭、地域社会が一体となって子どもたちを育む地域とともにある学校づくり（コミュニティスクールづくり）を推進します。

◆関連計画、主な関連事業

計画名	主な関連事業
からつ元気いっぱい健康プラン 21	○母子保健推進員による家庭訪問事業
子ども・子育て支援事業計画	○地域子育て支援拠点事業 ○保育所地域活動事業
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	○老人クラブ活動の推進 ○地域住民グループ支援事業 ○地域共生ステーション推進事業 ○高齢者見守りネットワーク事業
教育大綱	○放課後子ども教室推進事業 ○安全マップの作成と活用 ○朝のあいさつ運動

基本目標 Ⅱ　利用しやすい福祉サービスの提供のために

市民アンケート結果からの現状と課題

福祉サービスに関する情報を主にどこから入手していますか

「市報からつ」から情報を得ている人が約５割

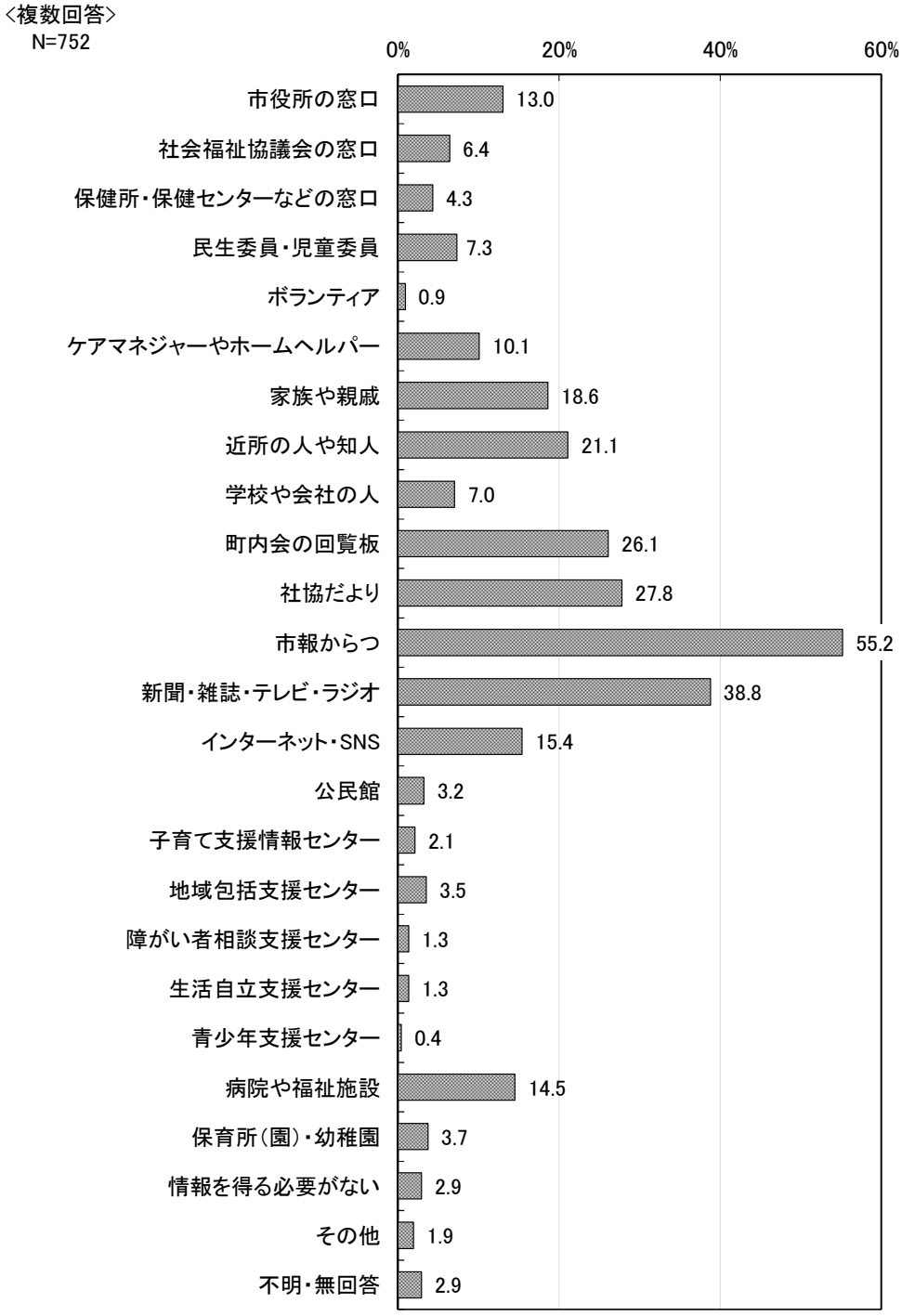

「市報からつ」が 55.2%と最も高く、次いで「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が 38.8%、「社協だより」が 27.8%となっています。

＜再掲＞唐津市にある以下の組織・団体・活動員をご存じですか

各福祉分野の相談支援センターの認知度が低い

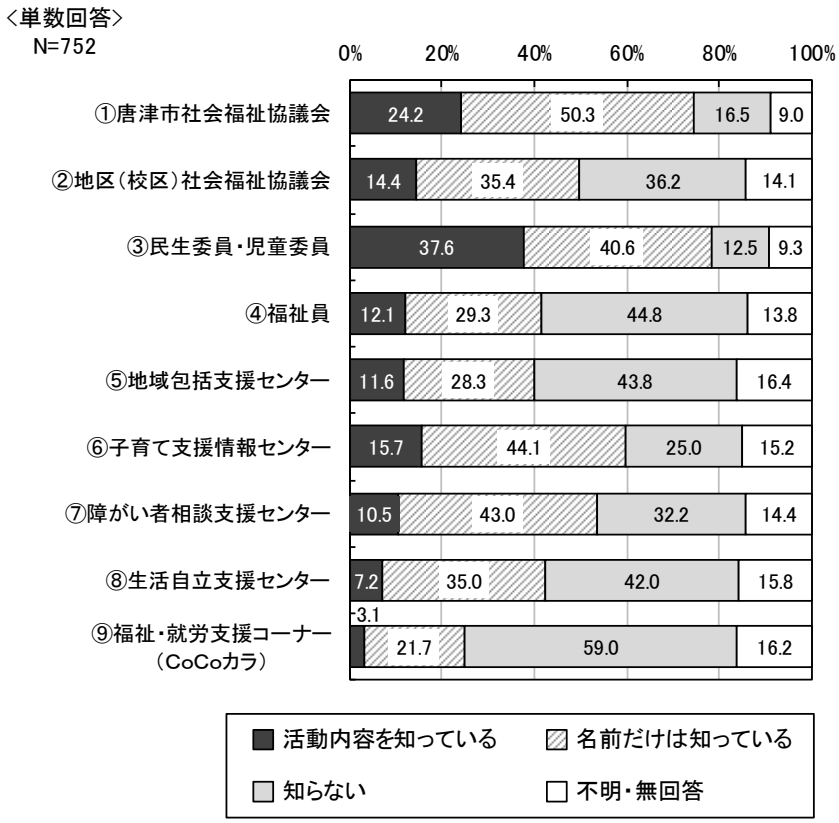

『唐津市社会福祉協議会』『民生委員・児童委員』では、他の項目と比較して「活動を知っている」の割合が高くなっています。一方、『生活自立支援センター』『福祉・就労支援コーナー（CoCo カラ）』では、他の項目と比較して「活動を知っている」の割合がやや低くなっています。

地震や台風などの災害発生時に、困ることは何ですか

災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない人が約３割

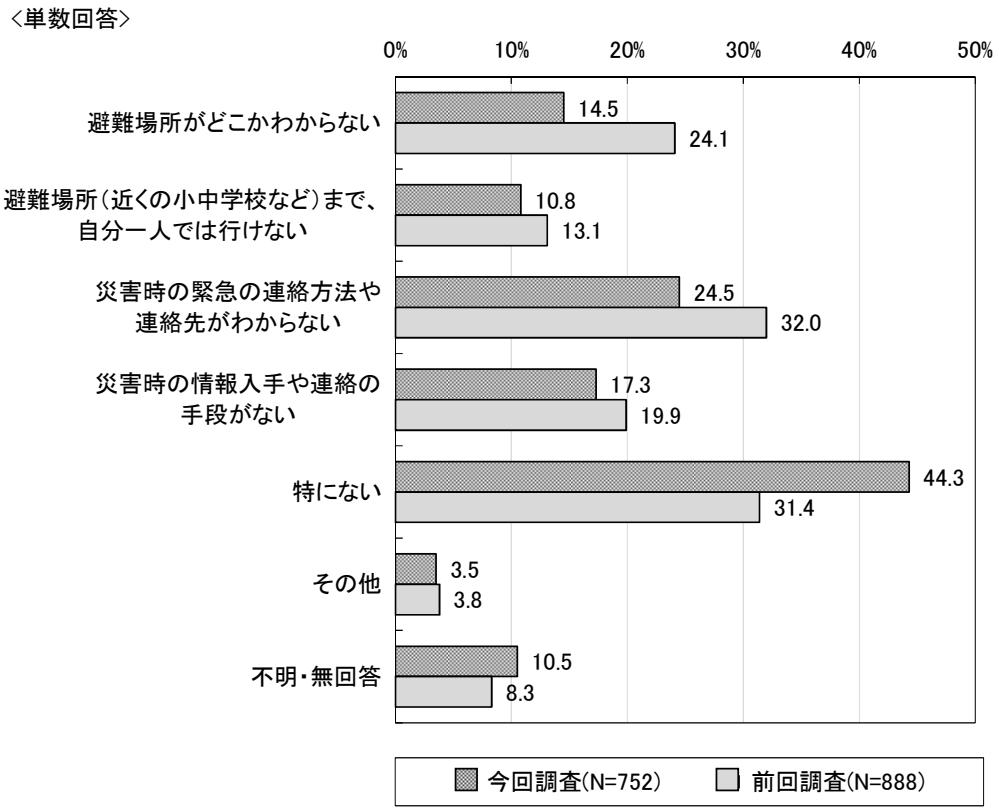

「特にない」が 44.3%と最も高くなっているものの、「災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない」や「災害時の情報の入手や連絡の手段がない」などの困りごとも比較的高くなっています。

前回調査と比較すると、今回調査では「避難場所がどこかわからない」「災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない」と回答した人の割合が減少し、「特にない」と回答した人の割合が 12.9 ポイント増加しています。

地震や台風などの災害発生時の備えとして、どのようなことが重要だと思いますか

危険箇所の把握や日ごろからの隣近所との付き合いが重要と考えている人が多い

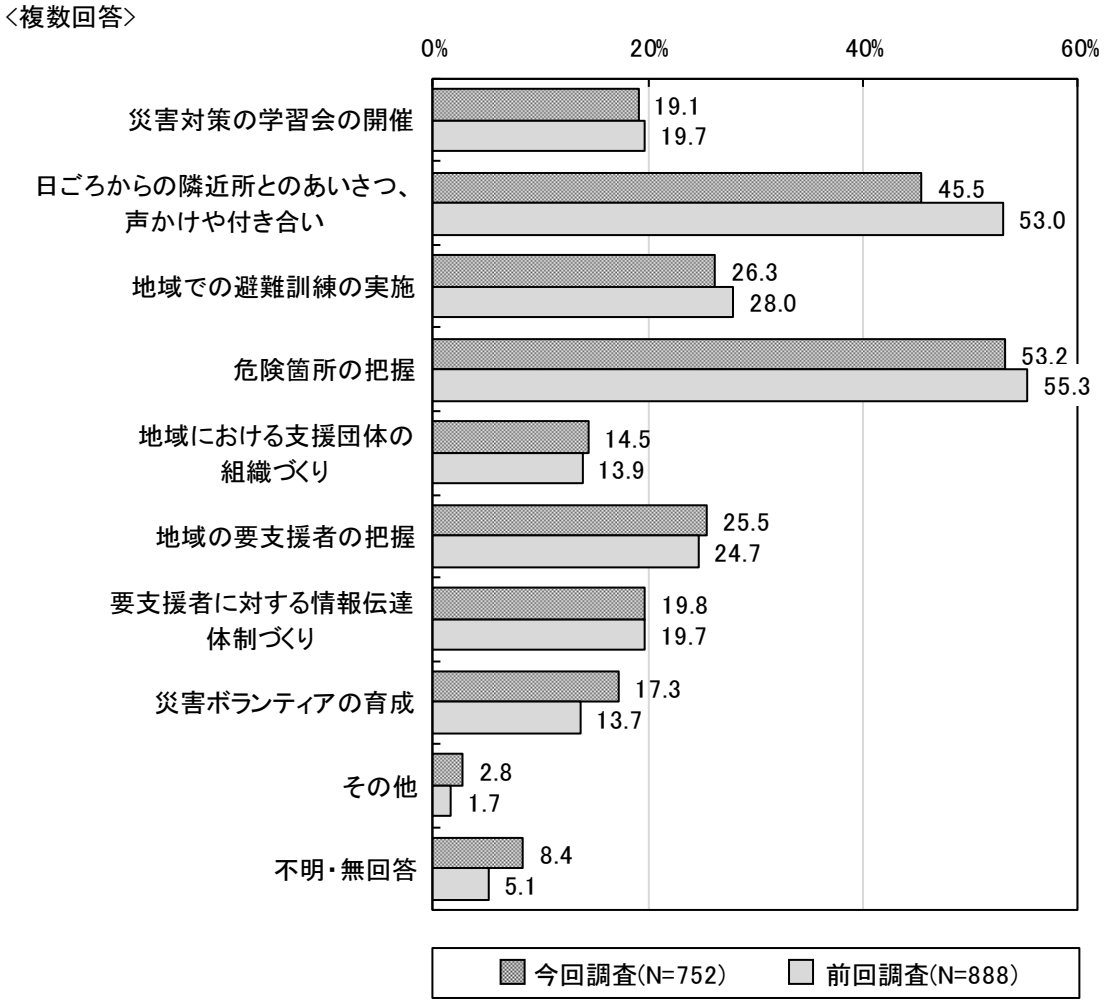

「危険箇所の把握」が 53.2%と最も高く、次いで「日ごろからの隣近所とのあいさつ、声かけや付き合い」が 45.5%、「地域での避難訓練の実施」が 26.3%となっています。

前回調査と比較すると、今回調査では「日ごろからの隣近所とのあいさつ、声かけや付き合い」が 7.5 ポイント減少しています。

避難行動要支援者の制度を知っていますか

避難行動要支援者の制度を知らない人が約８割

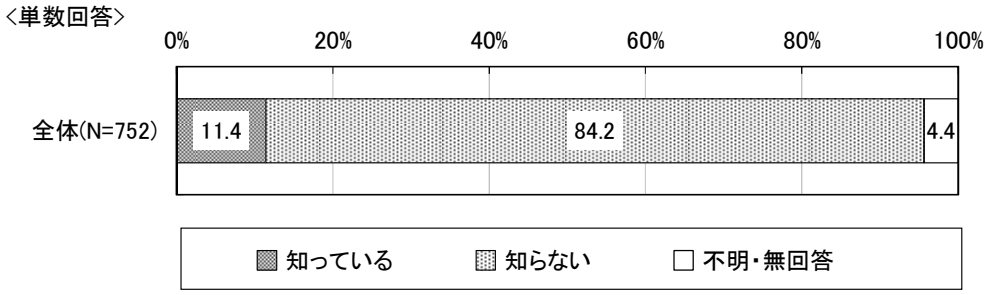

「知らない」が 84.2%と約８割を占めており、ほとんどの市民が避難行動要支援者の制度を知らない状況となっています。

分野別課題調査からの現状と課題

困難な状況にいる人が適切な支援・サービスに結びつくことが必要です。

○市内で行われている取り組みが十分に浸透していない。
○ＳＮＳなどに対応した情報提供を考えるべき。
○保護者が仕事に追われていて子どもと過ごす時間を十分に持てていない。
○子育てと仕事の両立が大変そう。母親が仕事時間を抑えざるを得ない。
○ひとり親家庭では相談相手がおらず悩んでいる。
○生活困窮者が自ら支援を求めない場合が心配。
○児童へのネグレクトがあっても、事件にならないと対応できない場面も多い。
○個人情報保護により、支援が必要な人の把握ができなくなった。
○災害への対応のため、平時から定期的な避難訓練や要支援者の把握が必要。

施策の方向４　情報提供の充実

◆取り組みのポイント

支援を必要とする人に必要な情報が十分に届いていない状況を改善するため、情報が必要とする人に届く仕組みづくりを進めるとともに、わかりやすい情報発信の仕方となるよう工夫、充実します。

市民・地域の取り組み（自助・互助・共助）

【自助】

・市報など、行政からのお知らせを確認し、正しい情報の入手に努める。
・市や市社会福祉協議会などが開催する講演会や説明会、各種教室に参加するなど、正しい情報の入手に努める。
・福祉サービスの内容がわからない場合は、行政などに尋ねるように努める。

【互助】

・ご近所同士で、福祉サービスに関する情報交換をする。
・市職員出前講座や行政が作成したパンフレットなどの情報を、ご近所同士で共有する。
・地域福祉について話をするようにする。

【共助】

・地域での回覧板を活用して、福祉サービスに関する情報を伝達する。
・行政が作成するパンフレットやポスターの設置や配布に協力する。
・地区で市職員出前講座の開催を依頼し、正しい情報入手や学習の機会をつくる。

行政の取り組み（公助）

【公助】

・市報、市ホームページ、市行政放送など、多様な媒体を活用して、福祉に関する情報の提供を行う。
・地域の公共施設を活用し、福祉に関する情報発信を行う。
・市が実施している福祉サービスを網羅したパンフレットなどを作成する。
・情報の受け手にとって、できるだけわかりやすい表現になるように努める。
・広く市民が興味を持つような内容となるように努める。
・支援が必要な人に必要な情報が伝わりやすいタイミングでの提供に努める。
・市民の集まる機会を活用した情報提供に努める。

◆主要推進事業

事業名 【担当課】	９．唐津市保健福祉ガイドブック（仮称）の発行 【福祉総務課】					
事業概要	市が提供している保健・福祉分野の各種サービス等を網羅した、市民向けのガイドブックを発行します。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
ガイドブック	―	掲載内容及び 発行方法の検討		発行	―	―

◆関連計画、主な関連事業

計画名	主な関連事業
からつ元気いっぱい健康プラン 21	○保健だより発行 ○電子母子手帳システム事業
子ども・子育て支援事業計画	○子育てガイドブック発行
障がい者基本計画	○点字・声の広報等発行 ○コミュニケーション支援事業
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	○介護保険ご利用の手引き発行
教育大綱	○公民館だより発行

施策の方向５　相談支援体制の充実

◆取り組みのポイント

多様化・複合化する支援ニーズへの対応や周りからは見えにくい困難な状況に対しては、日ごろから関わりのある身近な立場の人たちによる相談支援や、専門職への速やかなつなぎが重要です。

市民・地域の取り組み（自助・互助・共助）

【自助】

・ひとりで悩まず、相談する。
・困ったときの相談窓口を調べておくように努める。

【互助】

・ご近所で困っている人がいたら、市や市社会福祉協議会の相談窓口を利用するなど、声かけをする。
・ご近所同士で相談しやすい雰囲気づくりをする。
・世間話する機会を積極的に設ける。

【共助】

・民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉員は地域の身近な相談窓口として活動し、相談者の支援を行う支援機関へのつなぎこみを行う。
・公民館などで、高齢者や子育て中の親などが集まるサロンを定期的に開催するなど、地域住民が集まる機会をつくる。
・相談支援に関する講習などを受けるようにする。

行政の取り組み（公助）

【公助】

・福祉サービスに関する相談支援窓口を充実する。
・唐津市民生・児童委員連絡協議会地区会長会に福祉関係職員が出向き地域の実情や要望を聞くほか、情報交換に努める。
・民生委員・児童委員や福祉員を対象とした研修会開催を支援する。
・気軽に相談しやすい環境づくりに取り組む。
・地域で相談支援する人の相談を受け付ける体制をつくる。

◆主要推進事業

事業名 【担当課】	１０．各相談支援窓口職員向け研修の実施 【保健医療課、子育て支援課、障がい者支援課、高齢者支援課、地域包括支援課、生活保護課】
事業概要	各相談支援機関の窓口で主に相談支援業務に従事する職員の専門性を高めるため、外部研修などを積極的に受講します。

事業名 【担当課】	１１．民生委員・児童委員及び福祉員の研修活動への支援 【福祉総務課】
事業概要	市社会福祉協議会と連携し、民生委員・児童委員及び福祉員が行う研修活動への支援を行います。

事業名 【担当課】	１２．福祉部門に配置する専門職の雇用 【職員課】					
事業概要	福祉部門で主に相談支援業務に従事する専門職職員（例：社会福祉士）の雇用を検討します。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
新規採用職員 専門職募集数	2	実情に応じて検討				

◆関連計画、主な関連事業

計画名	主な関連事業
からつ元気いっぱい健康プラン 21	○各種健康相談事業 ○こころの相談事業
子ども・子育て支援事業計画	○家庭児童相談員事業 ○母子父子自立支援員事業 ○女性就業援助相談事業
障がい者基本計画	○障がい者相談支援事業
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	○地域包括支援センター ○在宅介護支援センター ○高齢者総合相談支援事業
人材育成基本方針	○職能別研修（社会福祉主事、各職場別研修）の実施

施策の方向６　権利擁護体制の整備

◆取り組みのポイント

高齢者や子ども、障がいのある人などの人権や、判断能力が十分でない人の権利が脅かされるような状況がある中で、正しい知識と理解の普及・啓発や支援体制の構築、地域の見守り体制の整備を進めることが求められます。

市民・地域の取り組み（自助・互助・共助）

【自助】

・認知症サポーター養成講座を受講するなど、認知症への理解を深める。
・発達障がいへの理解を深める。
・成年後見制度や日常生活自立支援事業を知り、必要に応じて活用する。
・被害にあわないよう虐待や消費者問題について理解を深める。

【互助】

・ご近所で、虐待と思われるようなことに気づいたら、民生委員・児童委員や主任児童委員、福祉員、児童相談所、市の相談窓口へ連絡する。
・気になる世帯がある場合には、近所で声をかけあって見守りを行うようにする。
・ヘルプマークを着用している人を見かけたら、電車やバス内で席を譲るなど、思いやりのある行動をする。

【共助】

・地域で認知症サポーター養成講座や発達障がいに関する勉強会を開催する。
・虐待を防ぐため、見守り活動を通じて、問題の早期発見に努める。

行政の取り組み（公助）

【公助】

・虐待防止のための啓発を行う。
・認知症や発達障がいに関する正しい知識と理解の普及、啓発を行う。
・高齢者や障がい者、児童などへの虐待に適切に対応し、相談窓口の周知を通して虐待防止に努める。
・成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知を図り、利用を推進する。
・更生保護団体の活動及び唐津地区更生保護サポートセンターの運営を支援する。
・悪徳商法や特殊詐欺などの消費者トラブル未然防止のための啓発を行う。
・障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例（平成 30 年佐賀県条例第３９号）に基づき、佐賀県と連携し、権利擁護に取り組む。
・ヘルプマークなどの利用を促進するとともに、外見からはわからなくても支援が必要な人への理解を高めるための啓発に取り組む。

◆主要推進事業

事業名【担当課】		１３．成年後見制度利用支援事業【障がい者支援課、地域包括支援課】					
事業概要		認知症や障がいなどの理由で、判断能力が十分でない人の権利を守るため、成年後見制度の啓発並びに相談支援を推進します。 また、親族がいない高齢者等の成年後見申立てを市長が行うとともに、本人の資力等を考慮し、必要に応じて成年後見人等に対する報酬助成を行うことで、制度の利用を推進します。					
数値目標等		現状(2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
申立て件数	障がい者	1	1	1	見直し	見直し後の数値	見直し後の数値
	高齢者等	4	4	4	見直し	見直し後の数値	見直し後の数値
成年後見人報酬助成件数	障がい者	2	3	4	見直し	見直し後の数値	見直し後の数値
	高齢者等	4	4	4	見直し	見直し後の数値	見直し後の数値

◆関連計画、主な関連事業

計画名	主な関連事業
子ども・子育て支援事業計画	○要保護児童への支援（要保護児童対策地域協議会） ○育児相談機能の強化（利用者支援事業）
障がい者基本計画	○障がい者相談支援事業（虐待の相談） ○日常生活自立支援事業 ○消費者被害防止対策（消費生活センターと連携）
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	○高齢者総合相談支援事業（虐待の相談） ○認知症サポーター養成講座 ○消費者被害防止対策（消費生活センターと連携）

施策の方向７　災害・緊急時の支援体制の充実

◆取り組みのポイント

全国の防災意識が高い地域では、自主防災組織を設置し、災害時の対応を日ごろから話し合っていたことが、災害時における人的被害の軽減につながったとの事例が報告されていて、このような地域での取り組みが防災体制の強化につながります。

さらに災害時だけでなく、事故・病気などの緊急事態に対しても安心して暮らせる社会を構築していくためには、防災体制、医療体制の強化とともに、地域内の支援が必要な人の把握や正しい知識の周知など、地域における日ごろからの備えも重要です。

市民・地域の取り組み（自助・互助・共助）

【自助】

・地域で行われる防災訓練や勉強会などに、積極的に参加する。
・唐津市災害情報メールに登録するなど、防災に関する情報入手手段を確保しておく。
・日ごろから、家族で災害時の連絡方法や避難先を決めておく。
・日ごろから、安全な避難経路を確認しておく。
・非常持出袋の準備や、医薬品、飲料水などの備蓄をしておく。
・避難行動要支援者名簿による地域との情報共有への同意を検討する。
・災害の発生が見込まれる時は、テレビやラジオなどからの災害情報の入手に努める。
・行政が出す避難情報の入手に努め、早めの避難行動をとる。

【互助】

・日ごろから、ご近所で災害時の避難先や避難方法を相談しておく。
・災害時に支援が必要な人がご近所にいる場合、できる範囲で支援を行う。
・避難行動要支援者名簿の制度についての情報を共有する。

【共助】

・地域で、防災訓練や勉強会を開催する。
・地域で、避難方法や支援方法の情報を共有する。
・地域で、災害時の安否確認方法を決めておき、地域内で情報共有しておく。
・民生委員・児童委員、福祉員、区長・町内会長、消防団、自主防災組織などがお互いに協力し、地域での防災体制づくりに努める。
・地域で、防災マップの作成に取り組む。
・事業所や企業を含め、地域での防災訓練に参加するようにする。

行政の取り組み（公助）

【公助】

・防災訓練を実施する。
・避難場所やハザードマップを周知する。
・自主防災組織の設置促進と育成強化をする。
・防災行政無線などによる情報提供を充実する。

・避難所運営を充実する。
・避難者の特性に配慮した避難所の機能整備と設備の情報提供に努める。
・災害時の必要物品の備蓄を推進する。
・企業との災害時連携協定締結を推進する。
・関係機関と協力し避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。
・避難行動要支援者名簿情報を、民生委員・児童委員、区長・町内会長など地域の支援者に適切に提供するなど、活用体制の整備に努める。
・地域の防災マップ作成を支援する。

◆主要推進事業

事業名 【担当課】	１４．避難行動要支援者名簿の活用と啓発 【福祉総務課、危機管理防災課】					
事業概要	災害の発生またはその恐れがある場合に自ら避難することが困難な人の円滑かつ迅速な避難のため、特に支援を必要とする「災害時避難行動要支援者」を把握し、避難の支援を実施するために作成する名簿の掲載情報のうち、随時更新ができない難病患者に関する情報について、佐賀県唐津保健福祉事務所と連携し、定期的に最新の情報に更新します。 また、市民に対し、避難行動要支援者名簿制度の周知を図るとともに、災害時における地域の助け合いのための取り組みを推進するために「避難行動要支援者名簿」を活用したいと考えている地域の支援組織（自主防災組織など）に対する情報提供のため、名簿掲載者から、平時からの情報提供同意を得るように啓発に努めます。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
平時からの 情報提供同意者数	３，９３４	４，０００	４，２５０	４，５００	４，７５０	５，０００

事業名 【担当課】	１５．自主防災組織の設置促進 【危機管理防災課】					
事業概要	市民の安全・安心のため、地域内で自主的に活動する自主防災組織の設置促進に努めます。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
自主防災組織 設置数	６８	１３７	１５０	１６０	１７０	１８０

◆関連計画、主な関連事業

計画名	主な関連事業
地域防災計画	○避難所及びハザードマップ啓発 ○企業などとの災害時連携協定推進 ○災害時必要物品備蓄推進

基本目標 Ⅲ　福祉サービスの向上のために

市民アンケート結果からの現状と課題

「福祉」を充実させることと、その財源となる税金などの負担について、
あなたのお考えに最も近いのはどの意見ですか

財政の工夫と市民や民間の協力により福祉を充実するべきと考える人が約５割

〈単数回答〉

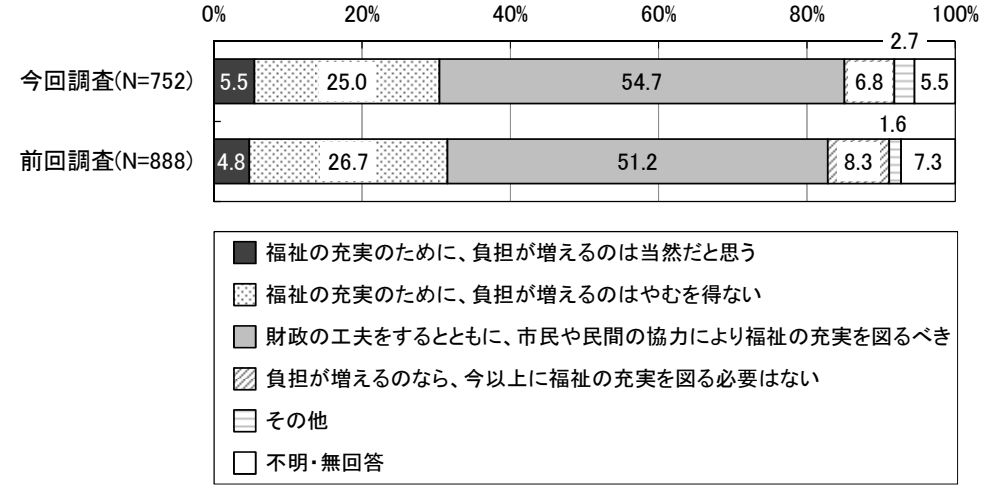

「財政の工夫をするとともに、市民や民間の協力により福祉の充実を図るべき」が 54.7%と最も高く、過半数を占めています。次いで「福祉の充実のために、負担が増えるのはやむを得ない」が 25.0%となっています。

前回調査と比較すると、大きな差はみられませんでした。

毎日の暮らしのなかで支援が必要な困りごとはどのようなことですか

日常生活の中で困っている、『庭・畑仕事（草取りなど）ができない』などでは、「支援が必要」の割合がやや高くなっている

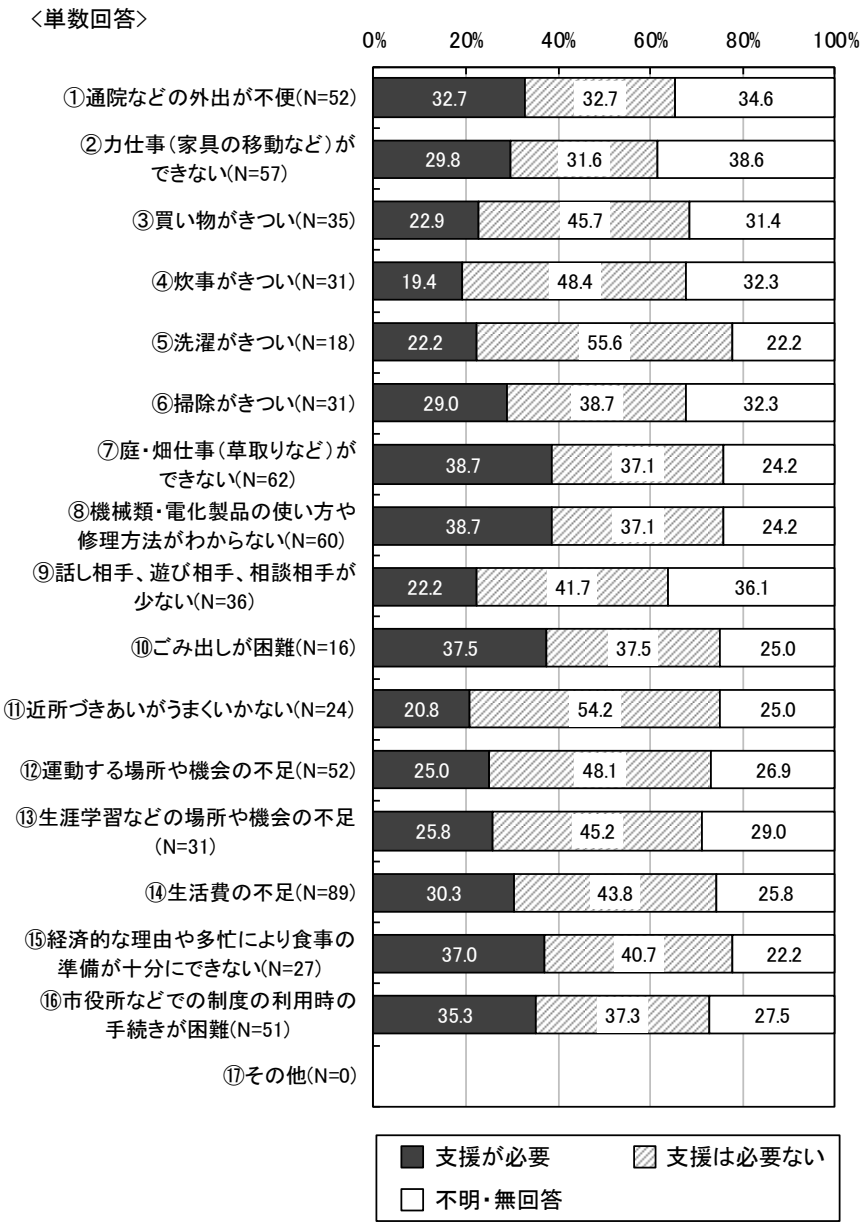

『庭・畑仕事（草取りなど）ができない』『機械類・電化製品の使い方や修理方法がわからない』『ごみ出しが困難』では、他の項目と比較して「支援が必要」の割合がやや高くなっています。

分野別課題調査からの現状と課題

さまざまな福祉課題に対応できる支援・サービスの提供体制が求められています。

○高齢化が進み、要介護者が増加するため、老人ホームの増設、在宅サービスを充実してほしい。
○人手不足により十分な支援が行えない。
○高齢者のひとり暮らしでは、家のことが十分にできない。
○介護する家族の負担が大きい。
○児童養護施設で対応が難しく感じることが増えてきたので、専門家からの意見がほしい。
○経済的に困窮している世帯については、その原因を把握し適切な対応をとることが必要。

施策の方向８　福祉サービスの質と量の充実

◆取り組みのポイント

福祉に対するニーズがより多様で複合的なものが増加してきており、このような福祉ニーズに対応していくためには、質と量があわせて充実されることが必要です。地域間格差の是正や評価制度の導入など、きめ細かいサービス提供体制の整備が求められます。

市民・地域の取り組み（自助・互助・共助）

【自助】

・自分に合ったサービスかどうか理解に努める。
・意見や苦情を、サービス事業者にきちんと伝える。
・サービス事業者による地域との交流行事に参加するようにする。

【共助】

・サービス事業者は、利用者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、安心と信頼のできる福祉サービスの提供に努める。
・サービス事業者は、第三者評価制度の導入に努める。
・サービス事業者は、地域住民との交流に努める。
・サービス事業者は、内部研修の実施や外部研修への積極的な参加を通じ、福祉サービスの質の向上に努める。
・サービス事業者は、苦情処理に関する体制を利用者に説明する。

行政の取り組み（公助）

【公助】

・サービス事業者に対し、福祉サービスの質の向上の必要性を啓発する。
・サービス事業者に対し、第三者評価制度の周知を図り、導入を促す。
・適切なサービス提供ができるよう、ニーズ把握に努め、個別計画を推進する。
・ＩＣＴを活用した業務量の軽減など、福祉専門職の就労が継続する環境づくりを推進する。
・離島や山間部まで含め、サービス提供体制を充実する。

◆主要推進事業

事業名 【担当課】	１６．福祉サービス苦情解決制度 【福祉総務課】
事業概要	市が所有する福祉施設での利用者の苦情解決を図るため、各福祉施設に苦情解決責任者、担当者を置き、苦情解決に努めます。 また、苦情解決を中立かつ公平に行うため、第三者委員による苦情解決処理委員会を設置します。

◆関連計画、主な関連事業

計画名	主な関連事業
子ども・子育て支援事業計画	○地域子ども・子育て支援事業 ○保育士確保事業
障がい者基本計画	○からつ自立支援プラン
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	○介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上 ○介護保険運営協議会による点検・審議

施策の方向９　新たな福祉ニーズへの対応

◆取り組みのポイント

少子高齢化や世帯規模の縮小、生活様式の変化など、社会の態様が大きく変化する中で、これまで見過ごされてきた福祉課題や制度の狭間にある課題など、新たな福祉ニーズへの対応が求められています。そのため、新たな福祉ニーズの的確な把握と、サービス事業者が新たな福祉サービスを積極的に提供するなど新たな視点での取り組みが必要です。

市民・地域の取り組み（自助・互助・共助）

【自助】

・不足していると感じる福祉サービスについて、情報や意見を提供する。

【互助】

・ご近所同士で、できる範囲で見守り活動を行い、不足していると感じる福祉サービスについて、民生委員・児童委員や福祉員、行政へ情報や意見を提供する。

【共助】

・サービス事業者は、利用者のニーズと地域特性を把握し、地域で不足している福祉サービスの実施に努める。

・民生委員・児童委員や福祉員は、地域で不足していると感じる福祉サービスについて、行政や市社会福祉協議会へ情報や意見を提供する。

・サービス事業者は、新たな福祉サービス提供のため、多様な主体との連携に努める。

行政の取り組み（公助）

【公助】

・個別計画策定（見直し）時に、当事者の意見を聞くなど、新たな福祉サービスのニーズ把握に努める。

・他自治体における福祉サービスの先進事例を研究し、唐津市の実情に応じたサービス提供に役立てる。

・制度外の福祉課題について、地域力の活用などによる対応も可能なように体制づくりを進める。

◆主要推進事業

事業名 【担当課】	１７．個別計画策定（見直し）時における当事者の参画 【保健医療課、子育て支援課、障がい者支援課、高齢者支援課、地域包括支援課】
事業概要	各課で策定する個別計画の策定、見直し時において、計画策定委員等への当事者の参画を通じて、新たな福祉ニーズの把握及び対応方法を検討します。

◆関連計画、主な関連事業

計画名	主な関連事業
子ども・子育て支援事業計画	○子ども・子育て会議
障がい者基本計画	○北部地域自立支援協議会
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	○介護保険運営協議会 ○地域包括支援センター運営協議会

施策の方向１０　生活環境の整備

◆取り組みのポイント

誰もが社会参加を妨げられることのない社会をめざし、公共施設や道路など地域の生活環境のバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めることが必要です。

市民・地域の取り組み（自助・互助・共助）

【自助】

・自分らしく、自宅での生活を続けることができるよう、必要な住宅改修や福祉用具の活用、生活方法の工夫に努める。
・違法や迷惑となる駐車・駐輪をしないなど、交通マナーや社会のルールを守る。
・身近に危険を感じた場所を、行政に情報提供する。
・地域の清掃活動に参加する。

【互助】

・ご近所で危険を感じた場所を、民生委員・児童委員、福祉員、区長・町内会長などに情報提供する。

【共助】

・地域の生活環境の中で危険な場所について、民生委員・児童委員、福祉員、区長・町内会長を中心に、地域で確認し、行政へ連絡する。
・地域内の安全安心マップの作成に取り組む。
・地域の道路清掃など、清掃活動に取り組む。

行政の取り組み（公助）

【公助】

・住宅改修の必要性や、福祉用具の活用方法の周知を行う。
・必要な道路の補修などを実施し、適切な維持管理に努める。
・ユニバーサルデザインに配慮した公共施設や道路整備に取り組む。
・誰もが使いやすい公園の整備に取り組む。

◆主要推進事業

事業名 【担当課】	１８．住宅改修費の助成 【障がい者支援課、高齢者支援課】					
事業概要	障がい者や高齢者の住宅における円滑な生活動作などを支援するための小規模な住宅改修に必要な経費への助成を行います。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
給付件数 （障がい者）	5	5	5	見直し	見直し後の数値	見直し後の数値
給付件数 （高齢者）	３１２	３３６	３３６	３３６	３３６	３３６

事業名 【担当課】	１９．高齢者住宅改修支援事業 【高齢者支援課】					
事業概要	介護保険の給付対象となる住宅改修について、居宅介護支援などの提供を受けていない要介護（支援）者に対し、住宅改修費の給付申請に必要な書類等を作成する経費への助成を行うとともに、介護支援専門員が住宅改修に関する相談を受け、助言・情報提供・連絡調整等を行うことで、適切な住宅改修を支援します。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
助成件数	４８	４８	４８	４８	４８	４８

◆関連計画、主な関連事業

計画名	主な関連事業
交通バリアフリー基本構想	○交通ユニバーサルデザイン化事業
都市計画マスタープラン	○公共交通バリアフリー化の推進 ○公園・緑地の機能向上、維持管理
住生活基本計画	○市営住宅のバリアフリー化推進

基本目標 Ⅳ　参加しやすくするために

市民アンケート結果からの現状と課題

あなたは「福祉」に関心をお持ちですか

福祉に関心を持っている人が約８割

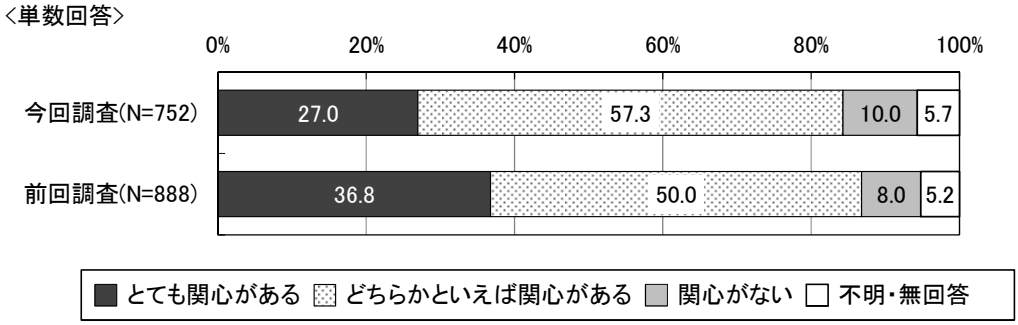

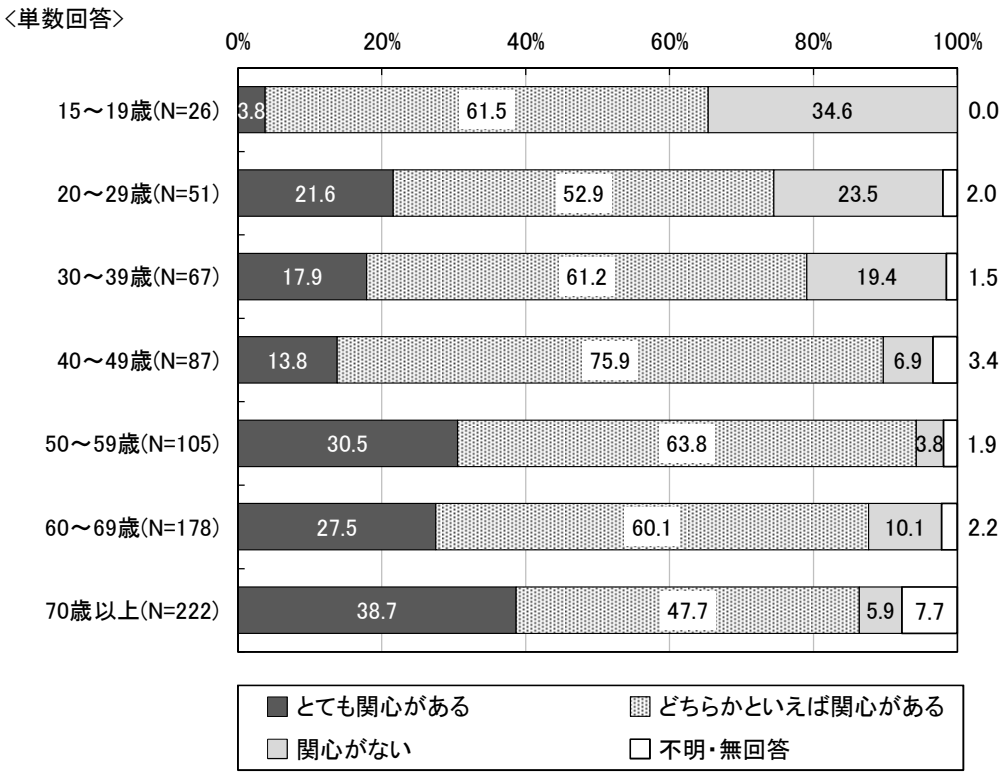

「とても関心がある」と「やや関心がある」をあわせた『福祉に関心がある』人が 84.3%と過半数を占めています。また、「関心がない」人は 10.0%となっています。

年齢別にみると、70 歳以上では「とても関心がある」の割合が他の年齢と比較して高く、年齢が低くなるにつれて「関心がない」の割合が高くなる傾向がみられます。

あなたは、普段ご近所の方とどの程度のお付き合いをされていますか

顔をあわせればあいさつをする程度の付き合いの人が約４割

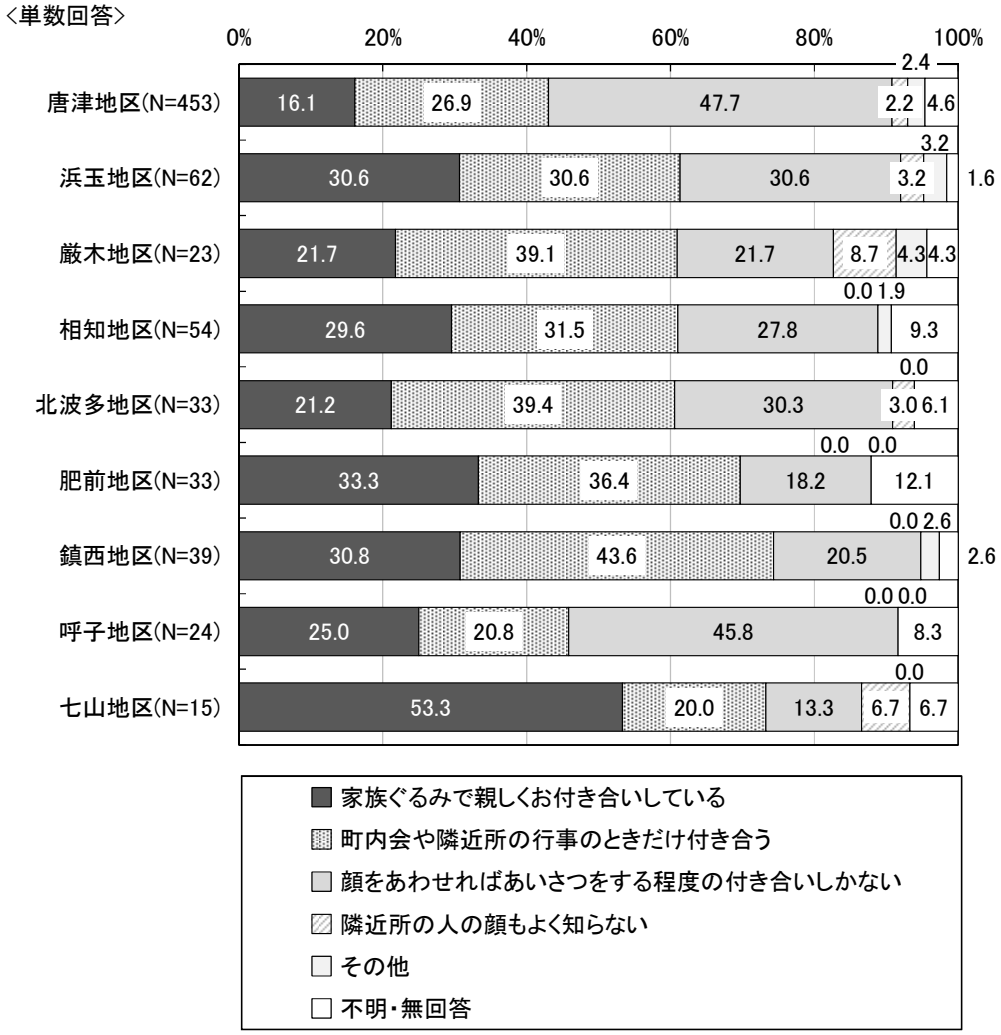

七山地区では「家族ぐるみで親しくお付き合いしている」の割合が 53.3%と、他の地区と比較して高くなっている反面、「隣近所の人の顔もよく知らない」が、他の地区と比較して割合がやや高くなっています。また、厳木地区では「隣近所の人の顔もよく知らない」の割合が他の地区と比較してやや高くなっています。

あなたは、唐津市（旧町村を含む）で町内会や子どもクラブ、ＰＴＡなどの地域活動をしたことがありますか

過去に地域活動をしたことがある人が約半数

〈単数回答〉

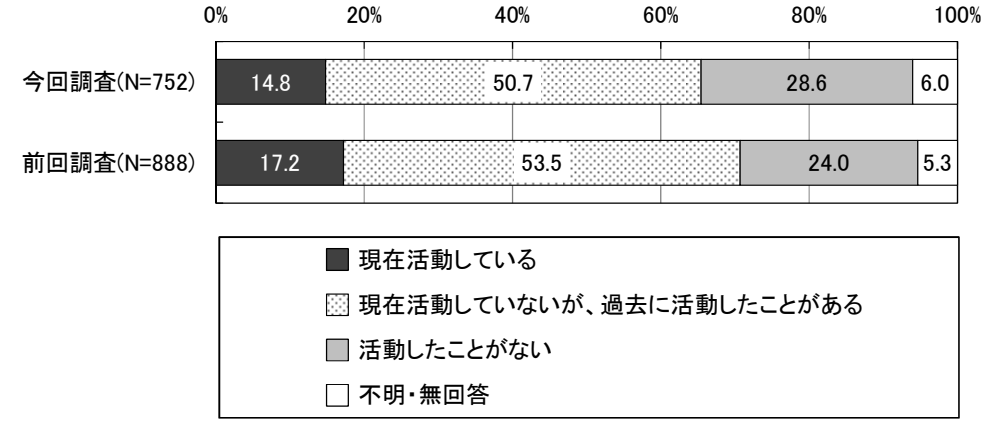

「現在活動していないが、過去に活動したことがある」が 50.7%、「活動したことがない」が 28.6%、「現在活動している」が 14.8%となっています。

前回調査と比較すると、特に大きな差はみられませんでした。

活動に参加していない理由は何ですか

参加しない理由は「仕事などで都合がつかない」が最も多い

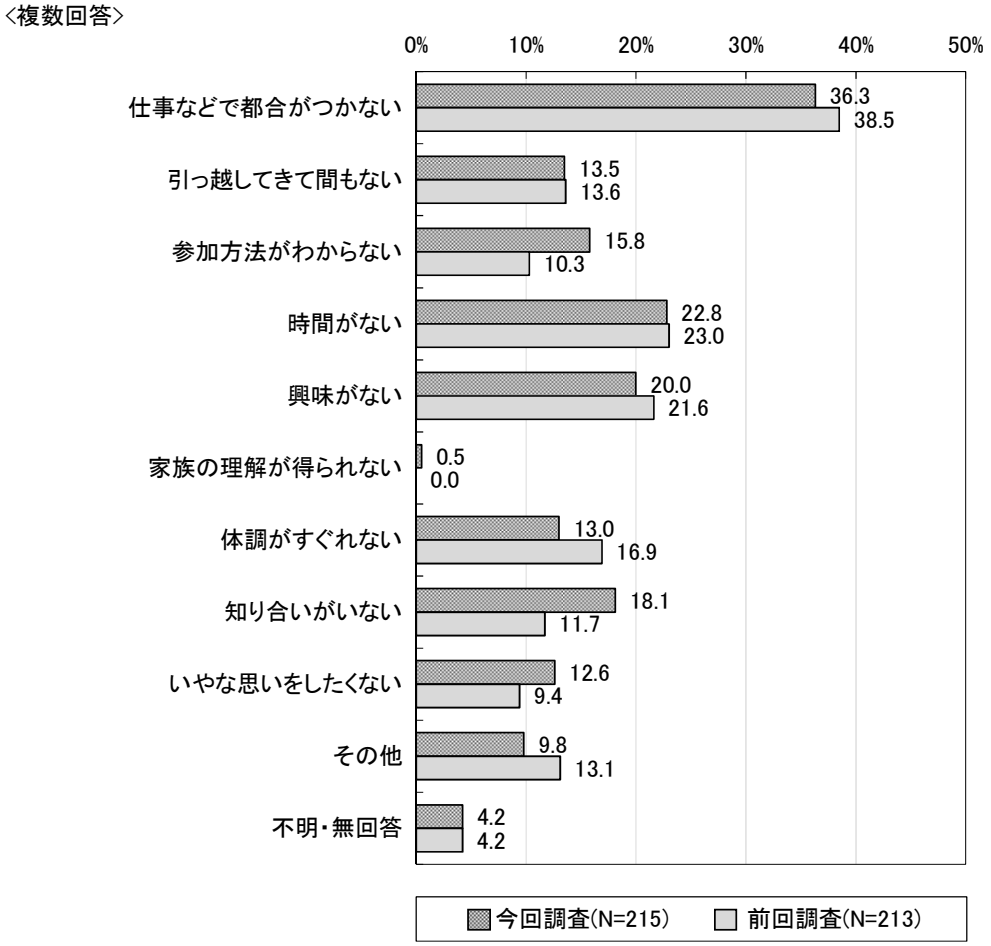

「仕事などで都合がつかない」の割合が 36.3%と最も高く、次いで「時間がない」が 22.8%、「興味がない」が 20.0%となっています。

前回調査と比較すると、今回調査では「知り合いがいない」「参加方法がわからない」と回答した人の割合が増加しています。一方、「体調がすぐれない」と回答した割合は減少しています。

住み慣れた地域で、私たち一人ひとりが安心して暮らしていくために、
あなたができることはどんなことだとお考えですか

できるだけ地域での出来事に関心を持つことと考える人が約４割

〈単数回答〉

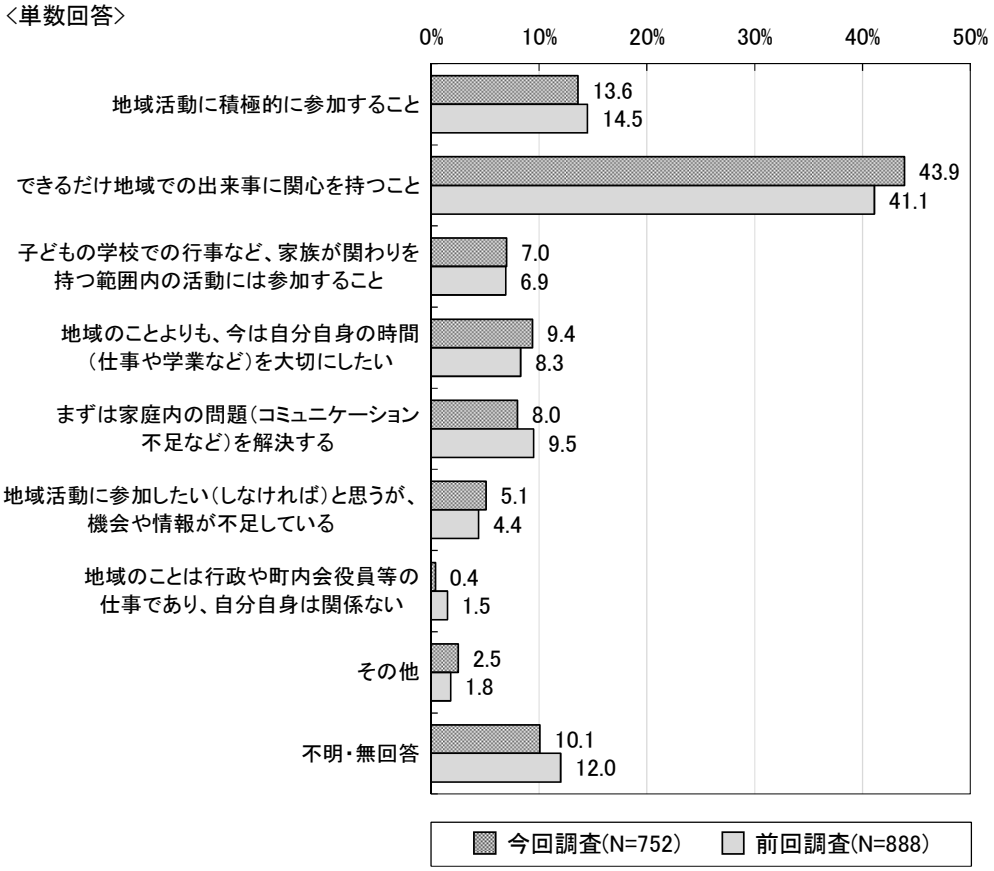

「できるだけ地域での出来事に関心を持つこと」が 43.9%と最も高く、次いで「地域活動に積極的に参加すること」が 13.6%、「地域のことよりも、今は自分自身の時間（仕事や学業など）を大切にしたい」が 9.4%となっています。

分野別課題調査からの現状と課題

地域における課題を“我が事”としてとらえる意識づけが必要です。

○地域の行事や活動など、いつも同じ人しか来ない。参加人数も少ない。
○近所付き合いの希薄化が進んでいる。
○福祉系企業でなくても、地域の一員としての意識づけと認知症教育が必要。
○認知症の人を地域で見守るため、認知症に関する知識の啓発が必要。
○障がいのある人への偏見がある。障がいや病気に関する啓発が必要。
○障がいのある人だと外見からはわからず、周りの人びとに理解してもらえなくて困っている場合があるため、啓発が必要。
○児童福祉分野、障がい福祉分野で心のバリアフリーが進んでいない。
○自分の子どものしつけは家庭からという観点に立って親教育、家庭教育に関する啓発・充実が必要。

施策の方向１１　地域活動の担い手の確保と育成

◆取り組みのポイント

地域における支え合い環境の形成を推進するためには、地域において環境構築を推進する担い手が必要不可欠であり、人口減少、少子高齢化が進行する地域社会の中で、担い手となりうる人材の確保が求められています。

市民・地域の取り組み（自助・互助・共助）

【自助】

・自分の持つ技能や特技が、地域に役立てられないか考える。
・できるだけ地域行事に参加する。
・地域の団体などの担い手になることを検討する。

【互助】

・ご近所同士で、地域行事への参加を呼びかける。
・ご近所同士で、地域活動に協力できることを話す。

【共助】

・地域のお祭りや行事への参加を呼びかける。
・地域活動に参加する仲間づくりを推進する。
・地域でのサロン活動などを担う会を立ち上げ、活動する人が顔見知りになる機会をつくりだす。
・子どもたちが参加するイベントを実施するなど、幅広い世代の人が参加しやすくする。
・地域版人材バンクの設置を検討する。

行政の取り組み（公助）

【公助】

・地域福祉に取り組む人材を確保、育成する。
・ＮＰＯなどの立ち上げを支援する。
・地域で活躍できる人材の育成支援を推進する。
・普段の取り組み内容についての報告会などを開く。
・民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉員、区長・町内会長など地域福祉活動の担い手となる人が情報交換する場の開催を推進する。

◆主要推進事業

事業名 【担当課】	２０．地域コミュニティ組織等の活動への支援 【国際交流・地域づくり課】
事業概要	地域コミュニティ組織やＮＰＯ法人等の設立を支援するとともに、その団体が行う自主的かつ主体的な活動を支援します。

事業名 【担当課】	２１．がんばる地域応援補助金事業 （地域の市民活動の育成を図るソフト事業） 【国際交流・地域づくり課】					
事業概要	地域の市民活動の育成のため、さまざまな地域課題の解決を図る取組みに必要な経費への助成を行い、その活動を支援します。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
新規助成事業数	２０	２０	２０	２０	２０	２０

◆関連計画、主な関連事業

計画名	主な関連事業
子ども・子育て支援事業計画	○子育てサークル育成支援
障がい者基本計画	○障がい者及びその家族の団体の活動支援
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	○老人クラブの運営活動支援 ○シルバー人材センターの運営活動支援
離島振興計画	○離島活性化対策事業補助金
教育大綱	○社会教育団体補助金

施策の方向１２　福祉ボランティアの推進

◆取り組みのポイント

多様化する福祉ニーズへの対応の担い手となっている地域におけるボランティア参加者の活動がより活発なものとなるよう、活動を支援する体制の整備を進めるとともに、参加者の増加につながるようボランティア活動についての啓発などが求められます。

市民・地域の取り組み（自助・互助・共助）

【自助】

・ボランティア養成講座に参加するなど、ボランティア活動に関心を持つ。
・ボランティア活動を通じた、生きがいづくりにつなげる。
・地域の中で自分にできることを考える。
・ボランティアに対するニーズをボランティアセンターなどに伝える。

【互助】

・ご近所同士で、買い物や行事の送り迎えなど、協力し合う。
・清掃活動など地域のボランティア活動にご近所で誘い合って参加する。

【共助】

・市社会福祉協議会を中心に、地域福祉活動の推進を図る。
・市民活動支援センター「ステップ」やボランティアセンターの活動を充実する。
・ボランティア団体相互の連携、交流の場を持つ。
・地域活動に興味がある人に、積極的に呼びかける。
・ボランティアが提供できる支援内容について情報提供を行う。
・ボランティアしたい人としてほしい人のマッチング機能を充実する。

行政の取り組み（公助）

【公助】

・市民活動支援センター「ステップ」やボランティアセンターの活動を支援する。
・介護支援ボランティア制度の周知に努め、ボランティア活動を推進する。
・ボランティア活動への参加を呼びかける広報を行う。
・市職員が率先してボランティア活動に取り組む。
・ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを促進する。

◆主要推進事業

事業名【担当課】	２２．唐津市ボランティアセンターの運営支援　【福祉総務課】					
事業概要	唐津市社会福祉協議会に設置している唐津市ボランティアセンターの運営に必要な経費への助成を行い、その活動を支援することで、ボランティア活動への啓発に努めます。					
数値目標等	現状(2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
ボランティア講座数	６	６	６	７	７	７
ボランティア講座への参加者数	１８０	１８０	１８０	２００	２００	２００
ボランティア連絡協議会会員数	４，２００	４，２００	４，２００	４，２３０	４，２３０	４，２３０

事業名【担当課】	２３．市民活動支援センター「ステップ」の運営支援　【高齢者支援課】					
事業概要	唐津市社会福祉協議会に設置している市民活動支援センター「ステップ」の運営に必要な経費への助成を行い、その活動を支援します。					
数値目標等	現状(2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
相談件数	１００	１００	１００	１１０	１１０	１１０
ボランティア派遣件数	７０	７０	７０	７５	７５	７５

事業名【担当課】	２４．介護支援ボランティア制度によるボランティア活動の推進　【地域包括支援課】					
事業概要	介護支援ボランティア制度の周知に努め、高齢者自身の社会参加活動への参加を促します。					
数値目標等	現状(2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
ボランティア登録者数	１９０	２００	２１０	見直し	見直し後の数値	見直し後の数値
ボランティア活動指定施設数	１１０	１２０	１３０	見直し	見直し後の数値	見直し後の数値

◆関連計画、主な関連事業

計画名	主な関連事業
子ども・子育て支援事業計画	○子育て支援ボランティア育成
障がい者基本計画	○ボランティアの育成 ○ボランティア活動団体への支援

施策の方向１３　地域福祉に対する意識の啓発

◆取り組みのポイント

認知症の人や障がいのある人、経済的に困窮している人など、さまざまな人がともに支え合える社会を実現するため、さまざまな立場の人同士が日常的なつきあいを深め、お互いを知りあうことにより、地域福祉に対する意識を向上していくことが大切です。

市民・地域の取り組み（自助・互助・共助）

【自助】

・自分の住んでいる地域のことに関心を持つ。
・家族で、地域の話題を共有する。
・子どもに対して、互助や共助の教育に取り組む。
・高齢者や障がいのある人など、支援を必要としている人への理解を深める。
・行政からの啓発パンフレットなどに目を通して、理解を深める。
・福祉について自分のこととして考えるようにする。

【互助】

・ご近所同士で、日ごろから福祉の話をする。
・近所で困っている人に気づいたら、市役所などに相談してみたらいかがですかと声をかける。
・正しい福祉の知識について理解できていないときには指摘し合う。

【共助】

・地域で地域福祉に関する勉強会などを開催し、身近な問題の掘り起こしを行う。
・さまざまな立場の人と実際に関わる機会を設ける。

公助の取り組み（公助）

【公助】

・高齢者や障がいのある人など、支援を必要としている人の特性について、理解が進むよう啓発に努める。
・学校教育において、子どもたちの自立の精神を高め、社会の一員としてのルールを守り、社会貢献しようとする「豊かな心」の育成に取り組む。
・地域福祉に関するイベントの開催を支援する。
・公民館など、地域の身近な場に啓発ポスターなどを掲示する。
・講演会やイベントに参加しやすくなるよう開催日時などに留意する。
・支援が必要な人の状況を疑似体験できるような啓発活動を行う。

◆主要推進事業

事業名 【担当課】	２５．地域福祉の啓発 【福祉総務課】
事業概要	誰もが共に支え合う地域社会づくりを進めるため、その背景や必要性について、市公式ホームページや広報紙等により市民一人ひとりの意識啓発に取り組みます。

事業名 【担当課】	２６．認知症サポーター養成講座の開催 【地域包括支援課】					
事業概要	認知症に対する理解を深め、認知症の人やその家族を見守り、支える認知症サポーターを増やし、安心して暮らせるまちづくりをめざします。特に、市内の小中学校や高等学校で講座を開催し、若年層に対する認知症への理解を向上させていきます。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
講座受講者数	５１９	５７０	６２６	見直し	見直し後の数値	見直し後の数値
講座実施回数	２５	３０	３５	見直し	見直し後の数値	見直し後の数値

事業名 【担当課】	２７．総合的な学習の時間等を活用した福祉教育の推進 【学校教育課】					
事業概要	総合的な学習の時間等を活用し、障がい者や高齢者の疑似体験を行うなど、福祉に関する教育に取り組んでいきます。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
実施校数	５３	５３	５３	５３	５３	５３

◆関連計画、主な関連事業

計画名	主な関連事業
教育大綱	○中学校子育てサロンの実施

第６章　福祉分野で重点的に取り組むこと

１　高齢者福祉分野

設定の背景

わが国の総人口は、平成 22 年の 1 億 2,806 万人をピークに減少局面に入る一方、高齢者人口については一貫して増加を続けており、平成 29 年 10 月 1 日現在の高齢化率も過去最高の 27.7%となるなど、高齢化が進んでいます。

今後ますます高齢化が進むとともに、生産年齢人口は減少していくことが予測される中、介護保険制度を含めた社会保障制度全体の安定的・持続的運営が危惧される状況にもなっています。特に今後は、わが国の大きな人口集団である、いわゆる団塊の世代や団塊ジュニアが 75 歳以上に達する時期には介護需要等の急増が想定され、それぞれ 2025 年問題、2050 年問題として、その対応が大きな課題となっています。

このような状況に対応するため、現在全国で、医療・介護（予防）・生活支援サービスを切れ目なく提供し、高齢者の地域生活を支援する「地域包括ケアシステム」の構築を図るとともに、さらに広い視点からは、高齢者・障がいのある人・子どもなど、地域で暮らすすべての人が一人ひとりの暮らしと生きがいをともに創り、高め合う社会“地域共生社会”の実現をめざすことが求められています。

重点的に取り組むこと

１．地域包括ケア体制の構築

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを安心して続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供され、高齢者を地域全体で支える体制を整備します。

２．認知症対策の推進

認知症やその家族の在宅生活を支援するため、認知症への理解を深めるための啓発や医療と連携した早期発見・早期支援の仕組みづくりを推進するとともに、地域での見守り体制づくり等を推進します。

2 障がい福祉分野

設定の背景

国においては、平成 25 年に「障害者基本計画（第３次）」（平成 25 年度～29 年度）が策定され、共生社会の実現に向けた、障がいのある人の自立と社会参加の支援などの施策が推進されています。国の障害者基本計画の第２次計画から第３次計画の策定までには、「発達障害者支援法」、「障害者自立支援法」、「バリアフリー法」の制定、「教育基本法」、「障害者基本法」の改正、「障害者総合支援法」、「障害者差別解消法」の制定などがなされ、障がいのある人をめぐる環境は大きく変化してきました。

これらの国内法の整備を受けて、国は平成 26 年１月に「障害者権利条約」を批准し、その効力は同年２月に発生しています。

障がいのある人を取り巻く状況は近年大きく変わってきています。このようなめまぐるしい環境の変化に対応し、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生するまちをめざすことが求められています。

重点的に取り組むこと

１．相談支援体制の充実

一般的な相談支援に加え、困難ケースへの対応や相談支援事業所などに対する専門的な指導・助言を行い、相談支援機能の強化を担う機関である「基幹型相談支援センター」の設置に取り組み、相談支援体制の充実に努めます。

２．障がいを理由とする差別解消の推進

障害者差別解消法について、法の趣旨、目的などに関する効果的な広報、啓発活動、相談、紛争解決体制などの整備に取り組み、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

3 子ども・子育て分野

設定の背景

平成 24 年に待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育および地域子育て支援にかかる新たな枠組みをつくるため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連３法」が制定されました。この関連３法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度から施行されることとなりました。

しかし、一方で、少子化のみならず、共働き世帯の増加といった生活様式の変化など、子どもを取り巻く環境はさまざまに変化してきています。そのような社会的潮流の中で、公助のみで子育て世帯が抱える課題を解決することは容易ではなくなってきました。そのため、地域の宝である子どもたちを地域全体で見守り、支援することは、より重要になってきています。

重点的に取り組むこと

１．地域子ども・子育て支援事業

放課後児童クラブ事業の実施や乳幼児に対する各種事業を実施することで、就労等の事情により家庭での子育てに時間を確保できない保護者の支援や、子育て世帯が抱える悩みや不安の解消に向け取り組んでいきます。

２．保育所地域活動事業

保育所等において園児と小学生の交流、園児の老人福祉施設や介護保険施設等への訪問を通して高齢者との世代間交流、保護者に対して子育て講演会などを実施することで、地域全体で子どもの成長を支えていきます。

4 生活困窮者対策分野

設定の背景

平成 20 年に起きた“リーマンショック”以降、我が国においても、貧困問題が表面化し、生活保護の受給者や生活に困窮する人が増加しました。

こうした状況に対応するため、生活を重層的に支えるセーフティネットの構築をめざし、平成 25 年 12 月には「生活困窮者自立支援法」が成立し、平成２７年４月から施行されました。

生活困窮に陥っている人は、経済的に困っているだけでなく、さまざまな課題を複合的に抱えている場合が多く、自立するためには、その人ごとに適した支援が求められています。

唐津市では、平成 27 年４月から生活困窮者自立支援事業を実施しており、「唐津市生活自立支援センター」を開設し、専門の相談員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、問題の解決に向けた支援を行ってきました。

こうした中、支援につながっていない生活困窮者の把握及び早期支援など、包括的な支援体制の強化をめざし、「生活困窮者自立支援法」が改正され、平成 30 年 10 月に施行されました。

今回の改正では、各分野の専門機関や民生委員・児童委員など、ネットワークを広げ、地域での早期発見・早期相談につなげるとともに、ネットワーク内での連携を強化し、支援の充実をめざすこととなっています。

重点的に取り組むこと

１．自立相談支援事業

ワンストップ型の相談窓口として、相談者の課題を把握し、一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、自立に向けた人的支援を行います。

２．家計改善支援事業

現状の家計管理に問題を抱える人に対し、月単位、年単位の収支について助言等を行う支援に加え、債務管理支援や資産活用支援、家計簿作成支援を行います。

３．住居確保給付金の支給

離職等で住居を失った人、または失う恐れのある人で、就職活動を行うなどの要件を満たした人に、一定期間、住宅費を支給するとともに、就職に向けた支援を行います。

第７章　計画の推進に向けて

１　推進体制

（１）各主体との連携

①庁内関係課との連携

地域福祉を推進するために、保健福祉関係課だけではなく、暮らしに関連するさまざまな関係課と連携を図っていきます。また、「第２次唐津市総合計画」をはじめ、「からつ元気いっぱい健康プラン２１」「障がい者基本計画」「からつ自立支援プラン」「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「子ども・子育て支援事業計画」など、個別計画の推進が本計画の推進につながるよう努めます。

②関係機関や団体との連携

市民、関係団体、専門職、NPO、ボランティア、事業者、社会福祉法人、市社会福祉協議会、地区（校区）社会福祉協議会と行政がそれぞれの役割を担いながら、連携・協働して、地域福祉を推進します。

（２）各主体の役割

①市民の役割

地域福祉の主役は、地域で生活する市民自身です。市民一人ひとりが地域社会の一員であることを自覚し、福祉に対する意識を高めることが大切です。

また、地域で抱えている課題を自らの問題として受け止め、地域福祉の担い手として、主体的に活動していくことが期待されます。

一方で、個人の力だけでは解決が困難な課題に直面した時に、近所の人などに「助けて」と言えるよう、日ごろから顔のみえる関係を築くよう心がけるとともに、苦しい時や助けてほしい時に「助けて」と声を上げ、必要な支援を受け入れることも大切です。

②地域の組織・団体などの役割

町内会（自治会）や民生・児童委員連絡協議会、地区（校区）社会福祉協議会などのほか、地域で活動するＮＰＯやボランティアは、市民に最も身近な組織・団体であり、これまでの活動実績からみても、地域における福祉活動の推進にあたって、中心的な役割を担うことが期待されます。

地域における課題の解決のためには、それぞれの地域の組織・団体などが個々に活動するだけでなく、それぞれの特徴を活かし、連携を深めながら、その活動を進めていくことが大切です。

③福祉サービス事業者の役割

介護保険法や障害者総合支援法の施行により、福祉のあり方が措置から契約へと移行する中、おおむねその制度が定着し、福祉サービス事業者は、地域における重要な社会資源として、地域福祉の推進に大きな役割を果たしています。

今後、ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、行政が提供する全市的で一般的な情報や福祉サービスだけでなく、事業者による特色ある福祉サービス、関連情報が提供されることが望まれます。

また、地域と事業者が運営する施設の利用者、スタッフの距離が一層縮まるよう、積極的な情報発信を行うとともに、その人的・物的資源を活用して、市民が地域福祉活動へ参加するための支援などに取り組むことも期待されます。

④社会福祉法人の役割

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉法に基づき設立された法人であり、地域におけるさまざまな福祉ニーズにきめ細かく柔軟に対応するとともに、既存の制度による支援や市場でのサービス供給では対応できない事業の実施など、社会福祉事業の実施に支障のない範囲において、積極的に取り組んでいくことが求められています。

さらに、平成 28 年に改正された社会福祉法において、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施が社会福祉法人の責務として位置付けられました。

今後、社会福祉法人がこれまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワークなどを活かしながら、「地域における公益的な取組」を実践していくことで、地域において、少子高齢化・人口減少などを考慮した福祉ニーズに対応する福祉サービスが充実していくことが期待されます。

⑤市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設立された、地域福祉の推進を担う民間の団体であり、地域福祉活動の推進に積極的に取り組んでいます。

今後も、これまでの活動で蓄積してきた知識や経験、ネットワークを活かし、行政とも連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において行政だけでなく、地域の組織や団体などと連携するほか、各団体のコーディネーターとしての役割がより一層発揮されることが期待されます。

⑥行政の役割

これまで記した市民、地域の組織・団体、福祉サービス事業者、社会福祉法人、市社会福祉協議会は、唐津の歴史と風土の中で、それぞれ地域における福祉活動の知識や経験を重ね、活動しています。今後もそれぞれの福祉活動を推進するためには、相互の連携やつながり、協力が大切であり、行政自らも連携を図りながら、市民や関係団体の取り組みが円滑に進められるよう、引き続き支援を行っていきます。

また、庁内で地域福祉に関する情報の共有に努め、関連する取り組みをより効果的に推進するため、庁内の連携を図るとともに、本計画の趣旨や理念が今後も引き継がれるよう、計画の進捗状況や課題を把握・検証していきます。

２　計画の進行管理

本計画に基づき実施する取り組みについては、本計画の趣旨や理念に基づき、各担当課において着実に推進していくとともに、新たに、民間有識者等による「唐津市地域福祉計画進捗管理委員会（仮称）」を計画初年度に設置し、本計画の主要推進事業について、その進行管理・評価・検証を行うこととします。

併せて、庁内体制として「唐津市地域福祉計画進捗管理庁内調整会議（仮称）」を設置し、全庁的な管理・調整を行います。

なお、主要推進事業以外の取り組みについては、個別計画に基づき実施する進行管理・評価・検証に委ねるものとします。

◆進行管理体制

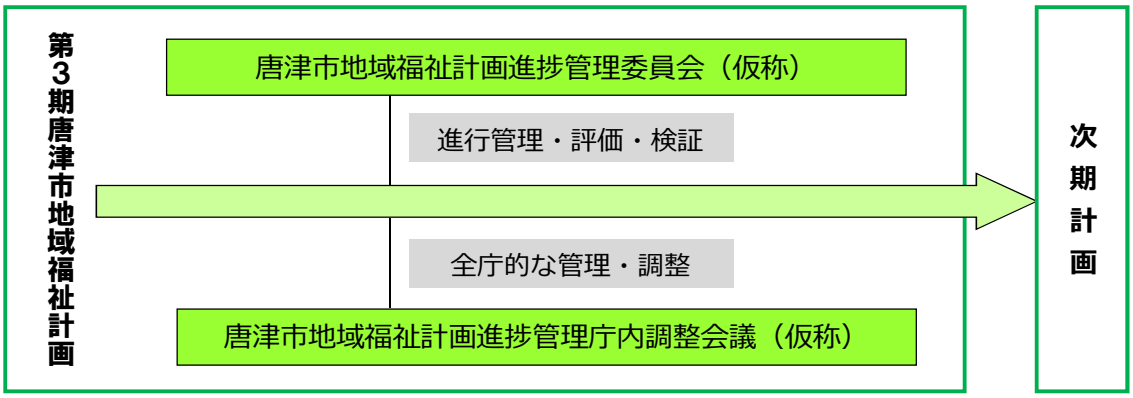

資 料 編

1 計画の策定スケジュール

日　付	内　　容
平成 29 年 6月～7 月	唐津市地域福祉に関する市民意識調査
平成 29 年 8月～9月	団体ヒアリング調査
平成 29 年 9 月～ 平成 30 年 2 月	住民座談会
平成 30 年 2月 28 日	委員辞令交付式及び第１回策定委員会 ①会長及び副会長の選出について　②計画策定方針について ③策定スケジュールについて　④計画策定の趣旨等について ⑤福祉を考える会の設置について
平成 30 年 4月～8月	福祉を考える会（全５回）
平成 30 年 8月 27 日	第２回策定委員会 ①福祉を考える会の開催状況等について ②第３期唐津市地域福祉計画骨子案について
平成 30 年 11 月 14 日	第３回策定委員会 ①第３期唐津市地域福祉計画素案について ②パブリックコメントの実施について
平成 30 年 12 月 3 日～12 月 28 日	パブリックコメント実施
平成 31 年 1月 17 日	第４回策定委員会 ①パブリックコメントの結果について ②唐津市地域福祉計画進捗管理委員会（仮称）について ③第３期唐津市地域福祉計画（案）の承認について ④第３期唐津市地域福祉計画（案）の市長への提案

2 唐津市地域福祉計画（平成３１年度～平成３５年度）策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）に基づく、唐津市地域福祉計画（平成３１年度～平成３５年度）（以下「計画」という。）の策定に当たり、市民及び関係者の意見を反映させるとともに、重要な事項について検討協議するため、唐津市地域福祉計画（平成３１年度～平成３５年度）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について検討協議する。

(1) 計画策定における骨子案、素案及び計画案に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、計画策定の推進における重要事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員２０人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 福祉事業関係者

(3) 福祉団体関係者

(4) 保健医療関係者

(5) サービス事業者

(6) 住民代表

(7) 市及び関係行政機関の職員

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、平成３１年３月３１日までとする。

（会長及び副会長）

第５条　委員会に会長及び副会長１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

３　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初の会議は、市長が招集する。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、保健福祉部福祉総務課において処理する。

２　唐津市地域福祉計画（平成３１年度～平成３５年度）策定委員会設置要綱

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、平成３１年３月３１日をもって、その効力を失う。

3 唐津市地域福祉計画策定委員会　委員名簿

役職	区　分	団　体　名　称　等		氏名（敬称略）
会長	学識経験者	佐賀大学　医学部	准教授	松尾　清美
副会長	市及び関係行政機関の職員	唐津市連合駐在員会	会長	峰　淳一
委員	福祉事業関係者	唐津市民生・児童委員連絡協議会	大成地区民生・児童委員協議会会長	髙田　いつ子
委員		社会福祉法人　唐津市社会福祉協議会	事務局次長	横山　敬司
委員		唐津市ボランティア連絡協議会	副会長	坂井　由美子
委員		公益社団法人　佐賀県社会福祉士会	社会福祉士	井田　基貴
委員		一般社団法人　佐賀県介護福祉士会	副会長	内山　融
委員		公益社団法人　佐賀県看護協会	副会長	前田　眞理子
委員	福祉団体関係者（高齢者団体）	唐津市老人クラブ連合会	副会長	中原　慎吾
委員	福祉団体関係者（障がい者団体）	唐津市身体障害者連絡協会	会長	山﨑　一夫（H30.9.6 まで）
			副会長	宮口　洋（H30.9.7 から）
委員		唐津市手をつなぐ育成会	会長	中島　直幸
委員	福祉団体関係者（母子・寡婦団体）	唐津・玄海母子寡婦福祉連合会	会長	栗原　セツ子
委員	福祉団体関係者（児童育成団体）	唐津地区ＰＴＡ連合会	幹事	木下　明子
委員		特定非営利活動法人 唐津市子育て支援情報センター	センター長	山口　ひろみ
委員	保健医療関係者	一般社団法人　唐津東松浦医師会	管理部長	竹内　御木夫
委員	サービス事業者	社会福祉法人まつら会 生活介護事業すまいる	通所支援課長	南島　敏浩
委員	住民代表	女性人材バンク		坂田　あや子

４　唐津市福祉を考える会設置要綱

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）に基づく、唐津市地域福祉計画（平成３１年度～平成３５年度）（以下「計画」という。）の策定に当たり、市民参加による計画策定を目指すため、唐津市福祉を考える会（以下「考える会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　考える会は、次に掲げる事項について検討協議する。

(1) 計画策定における現状課題及び取組内容の整理検討に関すること。

(2) 計画の骨子案の作成に関すること。

（組織）

第３条　考える会は、会員４１人以内をもって組織する。

２　会員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市内で福祉活動を行っている者

(2) 福祉事業関係者

(3) 福祉団体関係者

(4) 保健医療関係者

(5) サービス事業者

(6) 市及び関係行政機関の職員

３　考える会に分科会を設置し、各分科会にリーダー及び副リーダー１人を置く。

（会員の任期）

第４条　会員の任期は、計画骨子案の唐津市地域福祉計画策定委員会への報告完了の日までとする。

（会長及び副会長）

第５条　考える会に会長及び副会長１人を置く。

２　会長及び副会長は、各分科会のリーダー及び副リーダーの互選によりこれを定める。

３　会長は、会務を総理し、考える会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　考える会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、会員の委嘱又は任命後最初の会議は、市長が招集する。

２　会議の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　考える会の庶務は、保健福祉部福祉総務課において処理する。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、考える会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、告示の日から施行する。

（この要綱の失効）

2　この要綱は、第４条に定める会員の任期満了の日をもって、その効力を失う。

5 唐津市福祉を考える会　会員名簿

分科会	役職	団体名称等		氏名（敬称略）
	会長	唐津市民生・児童委員連絡協議会	会長	斧山　裕一
	副会長	福祉員		富野　晃代
1	リーダー	福祉員		楢﨑　正秋
	副リーダー	（福）唐津市社会福祉協議会	地域福祉課 主事	片渕　啓太
	会員	女性人材バンク		脇山　綾子
	会員	唐津市民生・児童委員連絡協議会	副会長	合田　富士子
	会員	佐賀県北部地域自立支援協議会	生活支援部会 部会長	楢﨑　登
	会員	唐津市生活自立支援センター	係長	平田　晃生
	会員	（公社）佐賀県社会福祉士会	社会福祉士	中島　佳彦
	会員	（特非）NPO ｽﾁｭｰﾃﾞﾝﾄ・ｻﾎﾟｰﾄ・ﾌｪｲｽ	代表理事	谷口　仁史
	会員	唐津市連合駐在員会	副会長	溝田　誠
	会員	唐津市地域包括支援センター	主査	杵島　浩介
2	リーダー	唐津市民生・児童委員連絡協議会	会長	斧山　裕一
	副リーダー	唐津市消費生活センター	消費生活 相談員	齊藤　定子
	会員	福祉員		岩本　明美
	会員	女性人材バンク		大谷　典子
	会員	鏡校区社会福祉協議会	心身障がい者 部会　部会長	毛利　俊海
	会員	（福）唐津市社会福祉協議会	児童福祉課 主事	小形　亜衣
	会員	唐津・玄海母子寡婦福祉連合会		江口　眞智子
	会員	唐津市保育会	会長	靈山　啓二
	会員	唐津市連合駐在員会	副会長	石堂　光夫
	会員	唐津市地域包括支援センター	係長	村上　英昭

分科会	役職	団体名称等		氏名（敬称略）
3	リーダー	（福）唐津市社会福祉協議会	介護サービス課主事	宮﨑　裕介
	副リーダー	介護老人保健施設のぞみ	看護長	重　彰一
	会員	福祉員		大野　弘美
	会員	女性人材バンク		佐伯　美智子
	会員	唐津市民生・児童委員連絡協議会	監事	生方　辰秀
	会員	（一社）唐津東松浦医師会		川口　ひかり
	会員	（福）まつら会生活介護事業すまいる	生活介護係長	吉森　聖子
	会員	（福）明照会児童養護施設慈光園	職業指導員	青木　明日香
	会員	（福）唐津福祉会	管理課長	北村　直子
	会員	就労継続支援Ｂ型事業所ほいっぽ	施設長	髙尾　剛
4	リーダー	福祉員		富野　晃代
	副リーダー	（福）唐津市社会福祉協議会	「ステップ」・ボランティアセンター	山下　裕子
	会員	唐津市ボランティア連絡協議会	唐津支部副支部長	神田　禮子
	会員	唐津市ボランティア連絡協議会	唐津支部監事	小野尾　研二
	会員	佐志校区社会福祉協議会	副会長	深川　美保
	会員	唐津市地域婦人連絡協議会	会長	谷口　繁美
	会員	唐津市青少年育成連絡協議会	会長	松本　忠司
	会員	（特非）唐津市子育て支援情報センター		福郷　幸子
	会員	唐津市地域包括支援センター	係長	江頭　朱美

○唐津市福祉を考える会　参加高校生名簿

学校名	学年	氏名（敬称略）
佐賀県立唐津西高等学校	２年	井手　綾花
	２年	隈本　涼子
佐賀県立唐津南高等学校	３年	佐伯　瑠香
	２年	石丸　桃香
早稲田大学系属　早稲田佐賀高等学校	２年	松岡　伊織
	２年	山根　理桜

6 用語解説

【あ行】

●ＩＣＴ

「Information and Communicaion Technology」の略で、「情報通信技術」と訳される。ＩＴ（情報技術）とほぼ同じ意味合いだが、ＩＣＴは情報伝達をより重視しており、このＩＣＴを活用することによる業務の効率化、人手不足の解消などが期待されている。

【か行】

●居宅介護

障害者総合支援法に基づく、ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴や排せつなどの介助、食事の介護などを行うサービス。

●居宅介護支援

介護保険法に基づく、介護を必要とされる人が、自宅で適切にサービスを利用できるように、心身の状況や生活環境、本人・家族の希望などにそってケアプランを作成したり、利用者と介護サービス事業者等との連絡・調整などを行うサービス。

●苦情解決制度

社会福祉法に規定されている制度で、社会福祉事業の経営者は、利用者からの苦情に対する適切な解決に努める責任を負うと定められている。苦情解決体制として、「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」を設置するとともに、社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、事業所外の第三者を「第三者委員」として選任するものとされている。事業者と利用者間での苦情解決が困難な場合、第三者機関である運営適正化委員会（都道府県社会福祉協議会に設置）による解決の方法が用意されている。

●グループホーム（共同生活援助）

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービス。

●グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

介護保険法に基づく、認知症高齢者の症状の進行予防・改善を図るため、共同生活を営みながら入浴・食事・排せつなどの介護や機能訓練を行うサービス。

●軽費老人ホーム

軽費老人ホームは、身寄りがない、または、家庭環境や経済状況などの理由により、家族との同居が困難な高齢者が「自治体の助成を受ける形」で、比較的低額な料金で入居できる福祉施設。

●権利擁護
　判断能力が不十分な人の、個人の権利をその人が主体的に行使できるよう代弁したり、支援したりすること。

●子育て世代包括支援センター
　妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。

【さ行】

●在宅介護支援センター
　地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが受けられるよう行政機関やサービス提供機関、居宅介護支援事業所等との連絡調整を行う機関。

●サロン
　互いに支え合って暮らしていける地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者や、子育て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることをめざす場所。

●自主防災組織
　住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」そして、「自らの地域は自ら守る」という考え方にたって、自主的に防災活動を行う組織で、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）のこと。

●児童委員
　地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う者。また、一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

●児童発達支援
　児童福祉法に基づく、障がいのある子どもが日常生活における基本的動作および知識技能を習得し、ならびに集団生活に適応することができるよう、障がいのある子ども本人の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切で効果的な指導および訓練を行うサービス。

●社会資源
　人びとのニーズの充足や問題解決の目的に使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称。生活するうえで起こるさまざまな問題の解決を担う福祉制度や施設、人材などのこと。

●社会福祉法
　わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。

●社会福祉法人
　社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規定が定められている。

●就労移行支援
　障害者総合支援法に基づく、就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行うサービス。

●就労継続支援（Ａ型）
　障害者総合支援法に基づく、企業などに就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。

●就労継続支援（Ｂ型）
　障害者総合支援法に基づく、通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。

●主任児童委員
　地域における子育て支援をさらに推進するため、区域を担当せず児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との協同による相談支援などをその職務とする民生委員・児童委員をいう。

●障害者総合支援法
　障がいのある人および障がいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人および障がいのある子どもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。旧法律名は障害者自立支援法。

●障がい者相談支援

障害者総合支援法に基づく、地域で生活する障がいのある人やその家族、関係機関の人たちからの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うことで、自立した日常生活または社会生活が送れるように総合的・継続的に支援する。

●小地域福祉活動

小地域は福祉活動を有効にすすめられるエリアで、関係者や当事者の組織化、見守り活動、サロン活動などの活動のこと。

●自立支援協議会

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、一般相談支援事業および特定相談支援事業の適切な運営、ならびに地域の障がい福祉に関するシステムづくりについての中核的な役割を果たす定期的な協議の場。

●身体障害者手帳

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から１級～６級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）などに分けられる。

●生活介護

障害者総合支援法に基づく、障害者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行うサービス。

●生活困窮者自立支援法

生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業の実施を定めた法律。

●生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人。

●生活自立支援センター
　生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮している人の問題に対し、自立した生活が送れるように支援する相談機関。生活保護にまで至らないように、早期支援することを目的としている。

●生活保護
　資産や能力などすべてを活用してもなお生活に困窮する人（世帯）に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

●精神障害者保健福祉手帳
　精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、１級、２級、３級とされている。市町村が窓口であり、２年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

●成年後見制度
　知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任し、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る。

【た行】

●第三者評価制度
　福祉サービス事業者の提供するサービスの質を、当事者（利用者や事業者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的・客観的な立場から評価を行う制度で、行政の監査とは異なり、最低基準を満たしているかを確認するのではなく、評価結果を広く公表することにより、各事業者がよりよいサービスを提供できるように誘導する役割を持っている。

●団塊の世代
　昭和 22 年（1947 年）～24 年（1949 年）頃の第 1 次ベビーブーム時代に生まれた世代。約 810 万人と推定され、前後の世代に比べて 2～3 割程度人口が多い。

●短期入所生活介護
　介護保険法に基づく、介護者の疾病やその他の理由により、居住している自宅において介護を受けることが一時的に困難となった要介護者を短期間入所させ、入浴、排せつおよび食事その他の必要な介護を行うサービス。

●短期入所（ショートステイ）
　障害者総合支援法に基づく、自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障害者支援施設や児童福祉施設などに短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うサービス。

●地域活動支援センター
　障害者総合支援法に基づく、障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの機会を提供するなど、障がいのある人の日中の活動をサポートする場。

●地域共生社会
　高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人びとの生活領域における支え合いの基盤の弱まりや、暮らしにおける人と人とのつながりの弱まりなど、社会構造の変化や人びとの暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

●地域ケア会議
　地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法で、具体的には、地域包括支援センターなどが主催し、以下のような機能が期待されている。①医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めること、②個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化すること、③共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげること。

●地域共生ステーション
　年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが自然に集い、住み慣れた地域の中で安心して生活していくことができるよう、地域住民やボランティアなどが協働し、支援していく地域の拠点。

●地域コミュニティ
　地域住民が生活する場所で、地域をより良くするために活動する住民同士のつながりや集まりのこと。

●地域包括支援センター
介護保険法で定められた地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。地域包括ケアシステムの実現に向けた中核的な機関として設置され、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などがその専門性を活かしながら、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。

●地域包括ケアシステム
団塊の世代が７５歳以上となる 2025 年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、また、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制として、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるケアシステム。

●通所介護（デイサービス）
介護保険法に基づく、介護老人福祉施設などに通い、入浴・排せつ・食事などの介護、生活などについての相談・助言、健康状態の確認、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練を行うサービス。

●出前講座
市が行っている仕事のなかで、知りたい・聞きたいと思っている内容を講座メニューのなかから選んでもらい、市内に在住・在勤・在学のグループ・団体のもとへ職員が出向き、説明するもの。

【な行】
●認知症
個人のそれまでに発達した知能が、脳の後天性障がいにより持続的かつ比較的短期間のうちに低下し、日常生活に支障をきたすようになる疾患のこと。脳血管性のものとアルツハイマー病に大きく区別される。

●認知症サポーター養成講座
認知症の基礎知識や認知症サポーター（認知症を正しく理解してもらい、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者）として何ができるかなどについて学ぶ講座のこと。

【は行】

●ハザードマップ

発生の予測される自然災害について、その被害のおよぶ範囲、被害の程度、避難の道筋や避難場所などを表した地図。

●パブリックコメント

（国民・住民・市民など）公衆の意見。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見のこと。日本では、意見公募の手続そのものを示す言葉としても用いられる。パブコメと略されることも多い。パブリックコメント手続（制度）とは、行政が政策、制度などを決定する際に、公衆（国民、都道府県民、市町村民など）の意見を聴いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

●バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去ということが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

●避難行動要支援者（名簿）

平成 25 年の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。また、同法では、避難行動要援護者名簿の作成を市町村に義務付けることが規定された。

●福祉員

地域の支え合い活動を推進していくため、地域から選任された地域福祉活動を支える地域ボランティア。行政区ごとに 50 世帯あたり 1 人を目安に選任されている。民生委員・児童委員と連携しながら見守り活動を中心に、地域に必要とされる福祉活動などへの協力を行っている。

●福祉サービス

人が心身ともに健やかに育成され、その能力に応じ自立した日常生活を送ることができるように支援するために提供されるもの。

●放課後等デイサービス

児童福祉法に基づく、学校通学中の障がいのある子どもが、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって、障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを行うサービス。

●母子生活支援施設
　18 歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる施設。

●ボランティアセンター
　ボランティア活動に関する相談窓口、活動協力・補助、活動拠点・作業場の提供、講演会・ワークショップ開催、ボランティアネットワーク拠点としての活動などを行なう組織。

【ま行】

●民生委員
　民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。

【や行】

●ユニバーサルデザイン
　障がいの有無や年齢、性別などに関わらず、誰もが等しく利用することができることをめざした施設や製品、情報などの設計（デザイン）のこと。

●要保護児童対策地域協議会
　児童福祉法に基づき、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童などに関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場。

【ら行】

●療育手帳
　児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、Ａ判定が重度、Ｂ判定が中度・軽度となっている。

第２編

第３期唐津市地域福祉活動計画

第１章　計画の策定にあたって

1　計画策定の趣旨

（１）計画策定の背景と目的

近年、少子高齢化、核家族化が進むなかで社会の構造が大きく変化し、個人の価値観やライフスタイルも多様化してきています。これらの変化に伴い、家族や地域で相互に支え合う機能が弱まり、社会的なつながりも希薄になっています。

このような状況のもと、社会問題も「孤立化」「ひきこもり」「ホームレス」「自殺」「虐待」「経済的困窮」など複雑化しています。

さらに、ひとつの家庭で複数の課題を抱えるケースや公的制度の支援が届きにくいケースもあり、このような場合、個人・家族だけで解決することは難しく、行政で対応することも困難です。

すべての人が、人として自分らしく、安心して暮らしていくためには「安心・安全のまち」＝「福祉のまち」が必要です。福祉のまちをつくるためには、人びとがお互いに支え・助け合うことが大切です。

そのため、福祉のまちづくりに向けた取り組みとその仕組みづくりを進めるため、その指針となる計画を策定するものです。

（２）計画の期間

地域福祉活動計画は５年計画で策定します。今回の計画は、第３期目の計画となり、計画の期間は 2019 年度から 2023 年度までです。

私たちの暮らすまちの状況は、社会構造の変化に伴い、変化し続けています。安定した地域福祉を継続して進めていくには、この変化に対応していくことが必要です。

そのため５年ごとに計画を見直し、その時代の状況・ニーズに合った内容で策定を行い長期的に目標達成に取り組んでいきます。

（３）計画策定の体制

計画を策定するにあたり、地域のよいところ(強み)や気になるところ(課題)など、地域の現状を把握するため基礎調査を実施しました（詳細は、第２章）。

なお、策定においては職員を中心とした「策定ワーキングチーム」と福祉団体などの代表者で構成する「策定委員会」を設置し、基礎調査で得た内容を基に取り組み内容などを検討・協議し、骨子案・計画案の策定を行いました。

また、唐津市全体の地域福祉を進めていくためには、唐津市で策定される「地域福祉計画」との連携が必要不可欠であることから、唐津市と連携を取り両計画の矛盾がないようにしました。

地域福祉活動計画の策定の体制

策定ワーキングチーム

○基礎調査から唐津市の現状をとらえ、地域福祉を進めるための具体的な取り組み内容などを検討・協議し、骨子案、計画案の作成を行う
○第２期計画の評価を踏まえ改善点を検討

意見

提案

策定委員会

○基礎資料などから骨子案及び計画案などについて検討・協議し、意見を提案
○計画内容について承認

第３期唐津市地域福祉活動計画

地区地域福祉活動計画の策定

市内 27 地区の地区(校区)社会福祉協議会ごとに地域の実情に応じた独自の計画を策定し、福祉のまちづくりをめざした取り組みを行う

唐津市社会福祉協議会における事業の実施

計画を基に基礎調査でとらえた地域の課題、ニーズに応じた事業を展開し、年度ごとに計画の進行状況の確認、改善を行う

唐津市策定の「地域福祉計画」との連携

地域福祉計画　（唐津市）		地域福祉活動計画（唐津市社会福祉協議会）
✧社会福祉法第 107 条に基づき策定	整合・連携	✦民間の自主的な行動計画
行政主体で市民、地域、関係機関と協力して地域福祉の向上をめざす		住民、地域が主体となり、地域に関わりのあるすべてのものが協働して福祉のまちづくりに取り組む
基礎資料：・市民意識調査 ・関係団体及び庁内ヒアリング調査	資料提供	基礎資料：・福祉のまちづくり座談会（住民座談会）※市と共同で実施 ・団体アンケート調査

2 地域福祉とは

「地域福祉」とは、すべての人が自分らしく尊厳を持って安心して暮らすことのできる地域を実現するための「取り組み」と「仕組みづくり」のことです。

地域福祉を考えるうえでは、基本的な日常生活（買い物、通学、仕事、遊び、通院など）を営む範囲（日常生活圏域）を「地域」として考えます。そのため本計画においては、私たちの身近な生活範囲である「小学校区または中学校区」を「地域」ととらえ、地域福祉の基盤（地域住民参加の体制づくりの圏域）に位置づけています。

「地域」＝「校区」は「個人・家族」とその周りの「隣近所」が生活するまち「町内会・自治会」が集まって形成されています。「地域」の中には、保育施設、小中学校、病院、事業所のほか、各種団体・グループが含まれます。なお「市（行政）」は、一つひとつの「地域」が集まってつくられています。

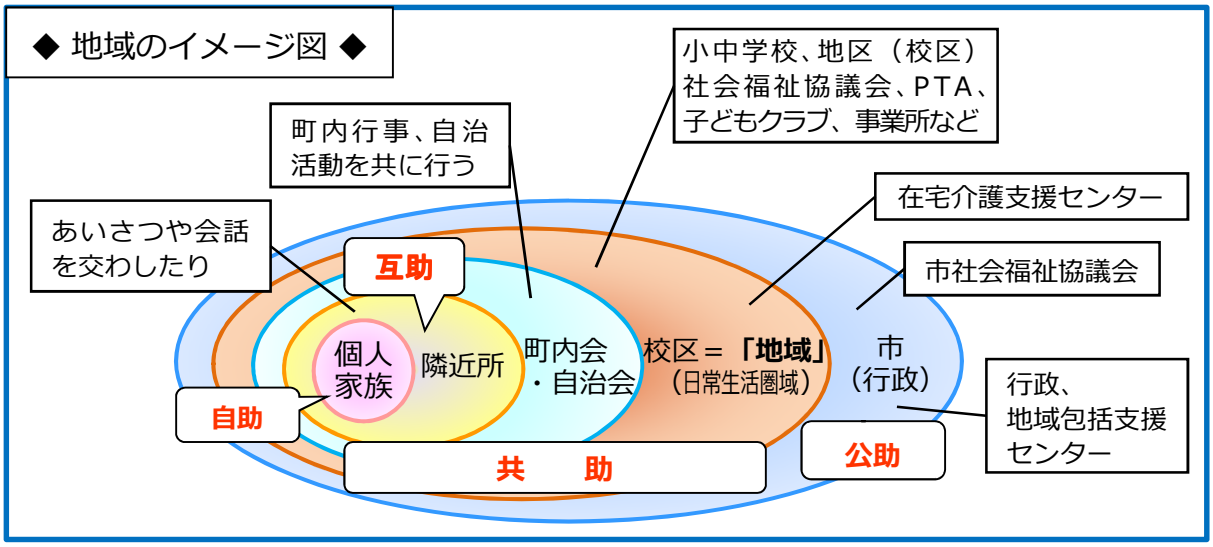

「地域」の福祉を高めるためには、「個人・家族」「隣近所」「地域」「市(行政)」などが、それぞれに持つ力を出し合い、協力し、それぞれの足りない部分を補い合っていくことが必要です。

このそれぞれが持つ力は、「**自助**（個人・家族での助け合い・支え合い）」「**互助**（身近な人間関係での助け合い・支え合い）」、「**共助**（地域ぐるみでの助け合い・支え合い）」「**公助**（公的な制度としての福祉サービス提供による支え）」と言われています。

この「４つの助」が連動することで「すべての人が安心して暮らせる福祉のまち」をつくりあげていくことができます。

◆ 地域福祉を進めるための４つの「助」

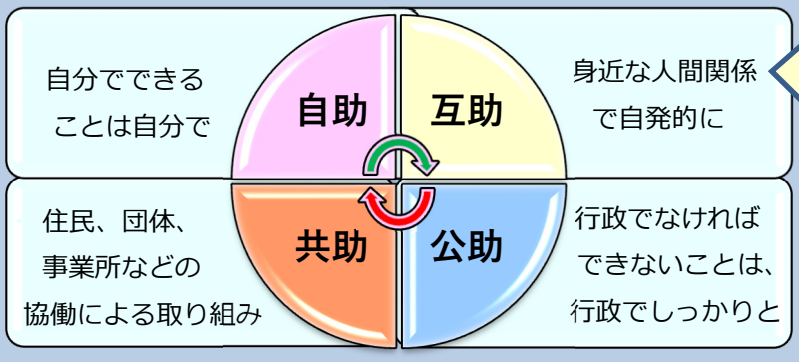

◎「互助」について・・・
近くに住む人同士の関係である「互助」は、災害時や緊急時の助け合いはもとより、地域社会の形成にも欠かせない非常に大切なものです。
そのため、近年この言葉が使われるようになりました。

策定ﾜｰｷﾝｸﾞﾁｰﾑ検討会議の様子

策定委員会の様子

第２章　唐津市の現状（基礎調査より）

１　基礎調査について

計画の策定にあたり、唐津市の現状をとらえるため２種類の基礎調査を行いました。

まず、地域の実情について、住民のみなさまから直の声やご意見をお聴きするため「福祉のまちづくり座談会(住民座談会)」を開催し、次に、唐津市内で活動されている団体やボランティアグループ、NPO などのみなさまに活動を行う中で感じる地域の状況や活動における課題などをお聴きするため「団体アンケート調査」を実施しました。

２　福祉のまちづくり座談会(住民座談会)について

（１）座談会の概要　　（※ 市地域福祉計画 P12）

◆開催方法　：市内の地区(校区)社会福祉協議会を基本として 27 地区において開催しました。
◆開催期間　：2017(平成 29)年９月～2018(平成 30)年２月
◆内　　容　：地域福祉に関して５つの分野でテーマを決め、テーマごとに地域の「よいところ」や「気になるところ」「課題の解決策」についてグループで話し合いました。
◆話し合っていただいた５つのテーマ
①高齢者の生活・暮らしに関すること
②子ども・家庭の生活・暮らしに関すること
③障がいのある人の生活・暮らしに関すること
④地域の住民活動に関すること
⑤安心・安全、環境に関すること

参加されたみなさまから、
たくさんの意見が
出されました。

座談会の様子

呼子地区

高島地区

◆地区(校区)社会福祉協議会一覧（27 地区）

本所	東部支所
久里地区福祉推進協議会	浜玉地区社会福祉協議会
鏡校区社会福祉協議会	七山地区社会福祉協議会
鬼塚地区福祉推進協議会	南部支所
東唐津地区福祉推進協議会	厳木地区社会福祉協議会
高島地区福祉推進協議会	相知地区社会福祉協議会
外町校区社会福祉協議会	北波多地区社会福祉協議会
成和校区社会福祉協議会	西部支所
志道地区福祉推進協議会	切木地区社会福祉協議会
大成地区福祉協議会	納所地区社会福祉協議会
長松地区社会福祉協議会	田野地区社会福祉協議会
竹木場地区社会福祉協議会	入野地区社会福祉協議会
西唐津校区社会福祉協議会	北部支所
佐志校区社会福祉協議会	鎮西地区社会福祉協議会
大良地区福祉推進協議会	呼子地区社会福祉協議会
湊地区福祉推進協議会	
神集島地区福祉推進協議会	

※ 唐津市社会福祉協議会では、地区(校区)社会福祉協議会の活動支援を充実するため、本所・各支所で区域を分け地区を受け持ち、総合的に相談・支援を行っています。担当の区分けは上表のとおりです。

（２）座談会テーマ別での意見等と現状・課題のとりまとめ

①高齢者の生活・暮らしに関すること

このようなよいところがあります

○近所付き合いがあり、お互いに声をかけたり、何かあったときには助け合うなど身近な関係で支え合いができている。
○認知症の人を地域全体で見守っている。
○老人クラブの活動やサロン活動、食事会などの地域活動が活発で集う場があり、活力になっている。
○民生委員・児童委員、福祉員、町内会長など地域で活動する人たちが声かけや見守りをされており安心感がある。
○近くに商店や病院、公共施設があり生活するのに便利。
○近所の高齢者同士で毎朝、ラジオ体操をされている。
○子どもたちのあいさつが元気のもとになっている。

高齢の人を対象とした取り組み

いきいきサロン（地区社協事業）

サロン・食事会（地区社協事業）

一方で・・・このような気になるところがあります

○集合住宅が増え、顔も知らない人もいる。
○近所付き合いがなく、地域のコミュニティが希薄化している。
○住んでいる人がわからず、気になる人がいても情報が得られず、支援ができない。
○高齢者のみの世帯、ひとり暮らし世帯が増えている。
○認知症の人へどのように接していいかわからない。認知症への理解が薄い。
○老人クラブの活動やサロン活動がないため、交流の機会が少なく閉じこもりがちになる。
○近くに商店や病院、公共施設がなく不便。免許証返納後は通院、買い物などが不安。
○バスはあるが利便性が悪く、また運賃が負担になる。
○離島は船での移動のため、日常生活に制限がある。船賃も負担。
○身体・体力的にごみ出し、草取り、掃除、買い物などが負担。

＝　「気になるところ」から　いろいろな課題が考えられます　＝

・地域内で顔の見えない関係 ・高齢者のみ・ひとり暮らし世帯の増加 ・認知症への理解の不足 ・身体能力の低下	→ ・人間関係の希薄化 ・世帯での課題解決が困難 ・認知症の人と家族の不安 ・日常動作が困難になる	→ ・地域コミュニティの衰退 ・日常生活に不安 ・地域の中で孤立 ・要介護状態、生活に差し支えなど

②子ども・家庭の生活・暮らしに関すること

子どもを対象とした取り組み

このようなよいところがあります

○子どもたちがよくあいさつをしてくれる。
○三世代同居で祖父母との関わりがあり、地域ともつながりやすい。
○登下校時の見守り活動が行われており、地域で安全に過ごすことができる。
○見守り隊の体制が整ってきている。
○幼稚園・保育園、学校、公共施設が近くにあり、また商業施設も多く便利。
○公民館など大人のいる施設が有効活用できている。
○公民館での子どもを対象とした事業が充実している。
○学校でのボランティア活動が活発でボランティア精神が育まれている。

子育てサロン
（地区社協事業）

オレンジサロン
（地区社協事業）

一方で・・・このような気になるところがあります

○子どもクラブの活動が衰退し、地域活動への参加・社会参加の機会が減少してきている。
○集合住宅が増え、顔を知らない・わからない関係になっている。
○環境自体が地域との関わりがない。
○統廃合により小学校がなくなると、地域の中心的な存在がなくなり地域活力が低下する。
○人口増加で学校が手狭になってきている。
○公園や児童館など遊びの場、集いの場が少ない。施設の活用がされていない。
○スマートフォンなど携帯ゲーム機で遊ぶことが多く、親子で遊ぶことが少ない。
○子どもたちが福祉について学ぶ機会が少ない。
○不登校、ひきこもりなど実態がわからない。
○離島は、通勤・通学・買い物・通院などの不便さに加え、船賃や交通費など費用負担が大きい。
○子どもの数が多いと費用面での負担が大きい。
○地元に就職先がなく、人口が流出し少子高齢化が加速している。

＝「気になるところ」から いろいろな課題が考えられます ＝

・子どもたちの地域活動参加の減少
・福祉について学ぶ機会が少ない
・IT 機器の普及
・子育てにおける費用負担が大きい
・働く場の減少

→

・地域愛、誇りが育まれない
・個々の特性への理解が進まない
・コミュニケーション能力の低下
・子育てが負担
・地域で継続して生活できない

→

・地域力の低下
・差別、偏見がなくならない
・支え・助け合う力の低下
・少子化、人口流出
など

③障がいのある人の生活・暮らしに関すること

このようなよいところがあります

○障がいに対する理解があり、助け合いの体制が整っている。
○民生委員・児童委員、福祉員、隣近所での協力体制があり、地域内の見守りが充実している。
○障がい関連施設と地域の行事などで年に数回交流をしており、相互理解につながっている。
○道路や施設などのバリアフリー化、ユニバーサルデザインが増え、環境が整備されてきている。
○地区(校区)社会福祉協議会に障がい者部会があり、イベント開催時は障がいのある人と家族が参加し、地域の人たちとの交流がある。

障がいのある人を対象とした取り組み

車いすﾊﾞｽｹｯﾄﾎﾞｰﾙ
（福祉講座・市社協）

視覚障がい者料理教室
（市社協事業）

一方で・・・このような気になるところがあります

○障がいに対する知識が不足し、理解が遅れている。
○地域に障がいのある人がどれくらい住まれているのかわからない。
○情報がないため、関わり方への妨げになっている。
○公共施設や商業施設、道路などバリアフリー化が進んでいない。
○障がいのある人と家族が集える場や施設が地域にないため、地域との交流が少ない。
○発達障がいなど障がいのある児童が専門的に療育を受けることができる施設が不足している。
○障がい関連施設が地域に少ないため、進学、就職など社会へ出てからの自立が難しい。
○災害時の避難場所が近くにない。誘導や支援体制が不明瞭。

＝　「気になるところ」から　いろいろな課題が考えられます　＝

- 障がいについての知識が不足
- 障がいのある人の住まいなどがわからない
- 地域との交流が少ない
- 障がい関連施設が不足
- バリアフリー化の遅れ

→

- 障がいへの理解の遅れ
- 支援したくてもできない
- 互いにどう接していいかわからない
- 住みなれた地域で暮らせない
- 生活に差し支え

→

- 支援が行き届かない
- 孤立がちになる
- 継続した安心が得られない
- 生活がしづらい

など

④地域の住民活動に関すること

地域の住民活動

このようなよいところがあります

○地域の組織・団体（老人クラブ、ボランティア、食改など）の活動が活発にされており、公民館での活動も盛んに行われている。
○伝統行事を中心として、地域の団結力がある。
○民生委員・児童委員、町内会長、福祉員のみなさんが熱心に活動されている。
○地域全体で認知症の方を見守っている。
○保育園や小学校、公民館などと地域の連携が取れている。
○地域をよくするための会議をよく行っている。
○町内会報などで詳しい情報が提供されており、情報共有ができている。
○サロン活動、保育園児との交流などが活発に行われている。
○校区全体にまとまりがあり、種々の団体もあるため活動が盛んで、協力的で行事が行いやすい。

認知症見守り事業
（地区社協事業）

ひまわり食堂
（地区社協事業）

一方で・・・このような気になるところがあります

○後継者、担い手不足により昔からある組織（老人クラブ、婦人会、子どもクラブなど）が衰退してきている。
○参加者、協力者が固定化していて、一部の人に負担がかかっている。
○行事参加・協力が役員のみになってきている。
○地域活動への関心が薄い。
○地域の公民館であるのに地区行事で使用する際に料金がかかる。
○事業をするにも資金が不足する。
○人口減少により活動をするにも参加が少ない。
○地域住民が集まって語り合う場がない。
○世代間交流ができる行事が少ない。イベントは参加型で交流は持ちにくい。

＝　「気になるところ」から　いろいろな課題が考えられます　＝

・後継者、なり手不足
・事業実施における資金不足
・活動への理解、関心が薄い
・住民の交流の機会が少ない

→

・活動の継続が難しい
・事業継続が負担
・協力が得られない
・住民同士の関係が築かれない

→

・地域力の低下
・地域活動の減少、活動の継続が困難
・住民の連帯感の希薄化
など

⑤安心・安全、環境に関すること

安心・安全、環境に関する活動

防犯パトロール
（地域活動）

環境美化活動
（地域活動）

このようなよいところがあります

○近所付き合いにより、コミュニケーションがとれていて安心感があり、何かあった時には助け合える。
○地域がまとまっており、目が行き届く。
○地域、学校、消防団などの各団体の連携がうまく取れているため安心・安全である。
○病院、学校、店舗･商業施設があり便利で住みやすい。
○民生委員･児童委員、福祉員、老人クラブなどで高齢者や子どもたちの見守り活動が行われており、安心感がある。
○各団体で防犯パトロールを実施している。
○自主防災組織活動でコミュニケーションがとれている。
○災害が少ない。大規模な自然災害が今のところない。
○自然に恵まれて、のびのびと生活しやすい環境にある。

一方で・・・このような気になるところがあります

○災害時の避難経路、避難先がわからない。
○地域に若い人が少なく、非常時に動ける人がいない。
○悪質商法や特殊詐欺などが増えてきている。
○交通の便が悪く、買い物や通院に不便。
○地域格差が拡大している。
○少子高齢化、人口減少により地域が衰退してきている。空き家、空き店舗が増加してきている。
○地域に就職先が少なく若者が流出。農家の後継者が少なく、耕作放棄地が増えている。
○道路整備により交通量が増えてきた。交通ルールを守らないドライバーも多く、歩行者の往来が危険。
○自転車が車道を走るため、道路が狭い箇所は危険。自転車専用レーンがない。
○ごみ出しのルールが守られていない。犬猫の糞尿の始末がされていない。

＝　「気になるところ」から　いろいろな課題が考えられます　＝

・災害時の対応がわからない
・非常時の支援が得られない
・空き家の増加
・悪質商法や特殊詐欺の増加
・ごみ出しや交通のルールが守られていない

→

・災害への万全の備えができない
・もしもの時に不安
・空き家の手入れがされない
・生活が脅かされる
・モラルの低下

→

・有事の際に対応ができない
・安心して生活ができない
・治安の悪化、危険箇所の増加
・不信社会になる
など

※『「気になるところ」から考えられる課題』は、あくまでも一例であり必ずそうなるというものではありません。

3 団体アンケート調査について

（１）調査の概要

- ◆ 調査地域 ： 唐津市全域
- ◆ 調査対象 ： 唐津市内で地域福祉分野などの活動を行う団体など（※）
- ◆ 調査期間 ： 2017(平成 29)年 11 月７日～2017(平成 29)年 11 月 29 日
- ◆ 調査方法 ： 郵送による配布・回収
- ◆ 配 布 数 ： 150 件
- ◆ 回 収 率 ： 66.7%（回収票数 100 件）

（※）地区(校区)社会福祉協議会、地区民生・児童委員協議会、老人クラブ、地域婦人会、ボランティア連絡協議会、障害者福祉団体、NPO、ボランティアグループなど

【設問内容】

（１）団体について

団体の概要（活動分野、拠点）および団体の抱える課題についてお聴きしました。

（２）他団体など・地域との関わりについて

自治会や地区(校区)社会福祉協議会、地区民生・児童委員協議会などの地域の組織・団体や福祉団体、ボランティアグループ、保育施設、学校などとの関わり方やネットワーク構築についてお聴きしました。

（３）団体が感じている課題について

活動を行う中で感じる唐津市の現状や課題についてお聴きしました。

（４）地域にある社会資源について

地域福祉の推進において活用可能な社会資源（人、施設など）の状況と活用方法についてお聴きしました。

（５）唐津市社会福祉協議会について

唐津市社会福祉協議会が行っている取り組みや事業についてお聴きしました。

（６）唐津市の地域福祉の推進について

今後、唐津市の地域福祉分野での取り組みを充実していくため、行政や市社会福祉協議会、地域などに対する意見や要望などについてお聴きしました。

ご協力いただいたみなさまより、貴重なご意見、
要望などをお聴きすることができました。

（２）調査結果における現状と課題のとりまとめ

団体アンケート調査結果を設問ごとにまとめた内容から、活動するうえでの課題や、唐津市の現状を次のようにとらえることができます。

（１）団体について

○団体の概要

活動分野については、高齢者支援や児童福祉関係、障がい者支援、地域安全（交通安全・防犯、防災）関係での活動が多く、その他、環境保全、健康づくり、生活困窮者支援、教育・生涯学習など幅広い活動が行われています。

○団体の抱える課題

メンバーの高齢化、会員不足、人材育成が難しいという課題がどの団体にも共通しています。その他、活動の情報発信・周知が難しい、資金確保が難しいという課題もあり、いずれも活動の収縮、団体の存続に関わる課題であると考えられます。

（２）他団体など・地域との関わりについて

自治会、地区(校区)社会福祉協議会、地区民生・児童委員協議会などの地域組織や保育園、小中学校、市、他団体などと一緒に活動を行っているという団体は２割に満たない結果でしたが、地域などや他団体、学校との交流・連携、ネットワークの構築は必要と感じられている団体は 59.0%という結果でした。

（３）団体が感じている課題について

団体として活動する中で、地域コミュニティの希薄化、衰退を感じる団体が多くありました。また、支援を必要とする人の情報が得にくいことや活動を進めていくための専門知識が不足していることを課題としてとらえられています。

この他に、高齢者や障がいのある人とその家族、子どもと親の集い・憩いの場が少ない、交流の機会が少ないことも現状の課題としてあることがわかりました。

（４）地域にある資源について

地域にある資源の「モノ」として、公民館、市民センター、老人憩いの家・集会所、社会体育館などの公共施設のほか、空き家、空き地などがサロン・集い、行事活動の場、活動拠点として多くあげられていました。また、「ヒト」としては、ボランティアグループや地区(校区)社会福祉協議会、老人クラブ、障がい者支援施設、NPO などの団体などが情報提供、活動支援者としてあげられていました。

（５）唐津市社会福祉協議会について

唐津市社会福祉協議会を知っているという割合は、92.0%で、うち「役割、事業・活動内容とも知っている」という回答は 73.0%という結果でした。

知っている事業・活動は、「社協だよりの発行」「福祉バスの運行」「高齢者福祉活動事業（いきいきサロン、食事会など）」の割合が高い一方で、他の事業の認知度は６割未満でした。

また、唐津市社会福祉協議会として今後充実してほしいこととして、「福祉教育の推進」「団体への活動支援」「住民の支え合い体制づくりへの支援」の３点が上位を占めていました。

（６）唐津市の地域福祉の推進について

市や市社会福祉協議会に対する要望として、「団体や地域組織の活動への支援や指導」「団体や民生委員・児童委員、福祉員などとの協力体制・ネットワーク構築」を求める意見や、「市や市社会福祉協議会と連携・協力しながら活動に取り組みたい」という意見が多くあげられていました。

◆団体アンケートにおける意見などを次のように分類・整理しました

高齢者に関すること	・増加する高齢者の力・経験を活かし、「生きがいづくり」となる取り組みや、組織づくり、ボランティア活動への参加促進、活躍の場づくりが必要 ・交通手段、移動についての支援、買い物難民の対策が必要 ・高齢化は進んでいるが、老人クラブ加入者は減り、会の維持が難しい ・サロン活動を広げたいが、資金、人員（担い手）が不足している
児童に関すること	・地域のつながりをつくるために、地域のよさを理解してもらい、「愛着」「誇り」を育むため子どもたちが積極的に参加できる場が必要 ・保護者も交えた交流会や事業実施が必要だが、多忙すぎて余裕がない ・学校と地域組織・団体との連携が必要 ・学校のグラウンドなど子どもたちの遊ぶ場を提供することが必要 ・気になる子どもへは地域ぐるみでの対応、支援が必要
障がいに関すること	・個人情報保護により地域に住んでいる人の情報がわからない ・障がい関連の施設（療育、就労）が不足している ・交流の機会、場が不足している ・障がいのある人への接し方や知識が不足しているため、障がいについて知る機会が必要 ・専門職や関係機関・施設、学校などとの連携や協力が必要 ・団体間のつながりが薄い ・幼少期から障がいのある人と交流し、自然な接し方を学ぶことが必要
地域、生活困窮者支援に関すること	・地域の各団体、活動員同士の横のつながりが必要 ・地域によって活動への理解に温度差があり、地域福祉を進めることが難しい ・少子高齢、核家族化、地域意識の希薄化により家庭・地域で支え合う力が弱まっている ・地域の資源、強みを知ることが必要 ・生活困窮者の実態、関わり方がわからない ・市も市社会福祉協議会も、もっと地域に出向き現状を把握することが必要

４　基礎調査からみえる唐津市の現状と課題

唐津市全体の傾向として、人間関係が希薄化し、地域コミュニティも衰退してきている状況があるようです。しかし、地域によっては、住民同士のつながりがあり、地域の中での相互支援の体制が整っているまちもあります。

また、地域の住民活動、福祉団体、ボランティアグループなどの活動が、協力者・担い手不足で活動が出来ない、継続が難しくなっているという状況が見られます。同時に、障がいや認知症などに関する知識の不足、年齢や性別、国籍の違いへの理解の遅れ、個人情報の壁などの問題から、関わり方や支援の方法がわからず活動が進まない、当事者も支援を求めにくく社会的に孤立しがちになっているといった状況もあります。

ただ、福祉に関する理解は確実に進んできており、福祉活動の輪も年齢を問わず広がってきています。

このほか、道路整備、商業施設の増加・大型店の出店、深夜営業、ＩＴ機器の普及などにより生活が便利になってきましたが、農業、漁業の衰退、地元商店の減少、人口流出などにより過疎化が進んでいる地域もあります。そうした中で、環境の違いから生活に不便がある地域や、さまざまな理由で生活に必要な情報が行き届いていない人びとがいるなど、生活に必要な基礎的サービスの充足に差が生じています。

なお、近年、日本国内で大規模災害が頻発していることから、唐津市でも自主防災組織の立ち上げなどが進み防災・災害への意識が高まってきています。しかし、一方で唐津市は、災害が少ないこともあり、防災・災害に対する意識が薄く、知識が不足していることや、地域内で災害対策・発生時の対応の情報が共有されていないという現状です。

「安心して暮らせるまち」は、一人ひとりが生活と地域における課題に向き合い、自主的積極的に解決に向け取り組むこと（自助）、地域を基盤として住民同士で支え合い、地域組織、他機関協働で解決するための活動が行われること（互助・共助）、行政（公助）では対応が行き届かない部分を地域の中で補い合っていくことでつくりあげていくことができます。

基礎調査からとらえた現状と課題をふまえ、課題を解決し唐津市の地域福祉を高め「よりよいまち」としていくための「めざす姿～ビジョン～」を打ち出し、ビジョンを形にしていくための「取り組みの柱」を検討しました（第３章）。

さらに、取り組みの柱における課題を解決していくための「具体的な取り組み内容」を検討しました（第４章）。

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

みんなが参加し、支え合い、安心して暮らせる福祉のまち からつ

すべての人が自分らしく尊厳をもって安心して暮らしていくためには、一人ひとりが社会の一員として活躍し、人同士支え合い・助け合いながら「共に生きる力」を高めていくことが大切です。

唐津市社会福祉協議会では、地域住民をはじめ、地域で活動されている団体や事業所、市や関係機関などと連携・協力しながら、さまざまな取り組みを行い、地域の力を高め「福祉のまち」の実現をめざします。

２　めざす姿～ビジョン～

基本理念のもと、基礎調査でとらえた唐津市の現状と課題から、唐津市をよりよいまちにしていくため将来めざすべき姿（ビジョン）を４つ検討しました。

－【　４つのビジョン　】－

ビジョンⅠ　「支え合う からつ」
地域の中で顔の見える関係であり、
福祉に対する理解をもって、お互いに支え･助け合えるまち

ビジョンⅡ　「つながる　からつ」
必要な情報がわかりやすく発信され、
一人ひとりに行き渡り、安心して暮らせるまち

ビジョンⅢ　「創り出すからつ」
地域の資源を活用することで、
さらに新たな仕組みを創り出すまち

ビジョンⅣ　「絆のからつ」
みんなで関わり、誰もが役割をもって
活躍できる参加しやすいまち

３　計画の体系

唐津市社会福祉協議会では、掲げた基本理念に沿い、ビジョンを形にしていくために 12 の取り組みの柱を設定しました。

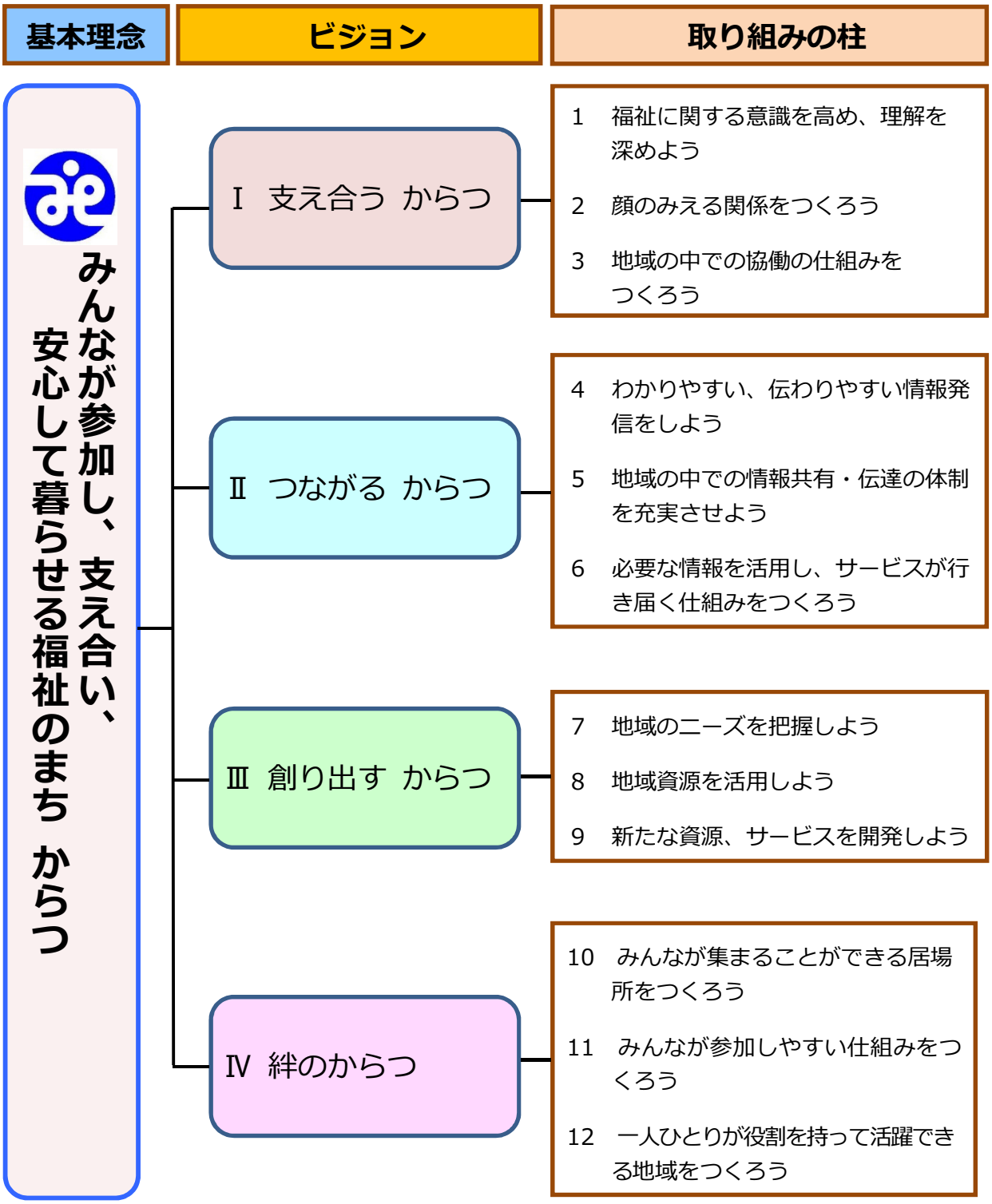

第４章　取り組み内容の検討

１　取り組みの柱と具体的取り組み内容

取り組みの柱に対し、そこに関連する課題を整理し、課題の解決に向け 40 の具体的な取り組み内容を検討しました。

ビジョンⅠ「支え合う からつ」

取り組みの柱　１　「福祉に関する知識を高め、理解を深めよう」

課題	・福祉に対する関心が薄い ・認知症や障がい、生活困窮、引きこもりなど福祉に関する知識・理解が不足している ・支援のあり方がわからない

具体的な取り組み内容
① 福祉教育のあり方、福祉体験講座の内容を見直し、親子で学べる機会を増やす
② 地域の住民、施設、事業所などが合同で福祉に関して学ぶ機会をつくる
③ 支援のあり方について学ぶ機会をつくる

自　助（あなた自身で、家族・身近な親族でできること）

・市内や公民館などで開催される福祉に関する講演会などに積極的に参加しましょう
・家族で福祉について話す機会をつくり、関心をもち思いやりの心を育みましょう
・困っている人を見かけたら声をかけてみましょう

互　助（あなたの周りの友だち、近隣の人たちでできること）

・ボランティア活動に一緒に参加してみましょう
・福祉に関する講演会などに参加し、福祉について一緒に考えてみましょう

◆主要推進事業　（※１）

関連事業（※２）		ボランティアセンター事業					
事業概要		小中学校や高等学校における福祉教育充実のため、福祉用具の貸出や福祉講座の開催、施設訪問への協力を行います。今後、さらに福祉への関心を高め理解を深めるための福祉教育の内容を検討し、学校、地域と連携し子どもの福祉教育の充実に取り組んでいきます。					
数値目標等		現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
支援校	福祉講座	28	30	30	32	32	35
	福祉用具貸出	17	20	20	22	22	25
	施設訪問	7	8	8	8	8	8
福祉教育の内容		－	見直し、内容検討		実施	実施	実施

関連事業	ボランティアセンター事業					
事業概要	ボランティア活動、地域福祉活動に役立つ内容の講座を開催し、活動の支援を行います。継続して講座を開催し、認知症や障がいなど福祉分野に関して正しい知識の普及と理解促進に努め、本人や家族を支えるボランティアおよび地域活動への支援を行います。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
実施内容	－	内容検討	実施	必要に応じ見直し		

関連事業	地域福祉活動事業／地区社協活性化事業					
事業概要	地区（校区）社会福祉協議会を単位として、福祉に関する講座（絆プロジェクト）を開催します。今後さらに地域住民の福祉に対する関心・意識を高めるため、現在の講座内容の見直しを行い、受講済の地区への再受講を進めます。 また、地域の施設や事業所などへも参加を呼びかけ、地域の福祉向上に努めます。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
実施済み地区	13	16	19	22	25	27
講座内容	継続	継続	見直し	新内容実施 3	6	9

(※１)主要推進事業 …… 具体的な取り組み内容を進めるにあたり特に推進していく必要がある事業

(※２)関連事業 …… 唐津市社会福祉協議会が行う事業のうち主要推進事業に関係する具体的な事業

取り組みの柱　２　「顔のみえる関係をつくろう」

課題	・人間関係、地域コミュニティが希薄化してきている ・支援を必要とする人がどれくらい地域に住まれているかわからない ・家族、地域の基盤が弱まってきている ・緊急時に地域の中で助け合い、支え合い、協力して対応できるか不安

具体的な取り組み内容
④ 地域の中でみんなが見守り・見守られる関係をつくる
⑤ 地区(校区)社会福祉協議会と連携し、地域住民が交流できる機会を増やす
⑥ 一人ひとりの災害に対する意識を高め、地域として災害に備えること、災害時の支え合い体制の重要性について学ぶ機会をつくる

自　助（あなた自身で、家族・身近な親族でできること）

・自分から積極的にあいさつをし、近所の人と顔見知りになりましょう
・地域の行事に積極的に参加し、地域の人たちと顔を合わせましょう
・地域内の危険個所や災害時の避難先を家族で確認しましょう
・災害情報メールに登録しましょう

互　助（あなたの周りの友だち、近隣の人たちでできること）

・身近な人たちのことをお互いに気にかけ合いましょう
・災害が起きたときの避難方法など近隣の人たちと確認しておきましょう
・緊急時はお互いに助け合いましょう

◆主要推進事業

関連事業	地域住民グループ支援事業					
事業概要	おもにひとり暮らし高齢者への見守り活動を行うことで、近隣同士での見守り支援体制の構築を行います。この事業を参考にし、対象を限定せず、地域内で自発的に見守り合い、支え合う関係づくりを推進します。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
実施内容	–	実施方法 検　討	モデル地区 選定　2	モデル地区 実施　2	継続	各地区 段階的に実施

関連事業	ボランティアセンター事業
事業概要	災害に備え、市や地域住民、関係機関と連携し災害ボランティアセンターの体制整備を進めます。市と協力し自主防災組織への支援を行い、住民への防災啓発を行います。

関連事業	地域福祉活動事業／地区社協活性化事業					
事業概要	地区(校区)社会福祉協議会を単位として、防災、災害時の対応に関する講座(絆プロジェクト)を開催し、その活動への支援を行います。また、現在の講座内容の見直しを行い、受講済の地区への再受講を進めます。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
実施済み地区	13	16	19	22	25	27
新講座内容	–	見直し、内容検討		実施	継続	継続

取り組みの柱　３　「地域の中での協働の仕組みをつくろう」

課題	・地域の組織、団体などのつながりが薄く、それぞれのよさが活かされていない ・地域の中でどのような活動がされているのかわからない

具体的な取り組み内容
⑦ 地域の役員や組織、団体同士のネットワーク構築、協力体制の整備を支援する
⑧ 地域にある組織、団体について、その目的や役割、活動を地域住民に周知する
⑨ 地域での活動について地域内の施設や事業所にも知ってもらう

自　助（あなた自身で、家族・身近な親族でできること）

・地区(校区)社会福祉協議会や町内会で実施される事業や行事に参加し、どのような活動をされているか知りましょう
・住んでいる地域の民生委員・児童委員、福祉員が誰か知っておき、日頃どのような活動をされているか知りましょう

互　助（あなたの周りの友だち、近隣の人たちでできること）

・近所で誘い合って行事に出かけましょう
・民生委員・児童委員や福祉員を知らない人がいたら教えてあげましょう

◆主要推進事業

関連事業	地域福祉活動事業					
事業概要	地区(校区)社会福祉協議会を単位とし、地域内の組織や団体などを把握し、それぞれの強みを活かしながら地域活動が活性化するよう協力体制の整備を進めます。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
実施内容	–	地域組織等 調査	体制整備 方法検討	実施	継続	継続

関連事業	地域福祉活動事業、ボランティアセンター事業					
事業概要	地区(校区)社会福祉協議会を単位として、地域内の組織や団体、福祉活動を行う人などの情報をとりまとめ、地域住民及び地域にある施設や事業所への周知に努めます。 また、福祉教育として実施する「学校と地域がつながる事業」を通じ、学校と地域、家庭との関係性を構築します。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
地域とつながる事業実施地区	13	15	17	20	23	27

ビジョンⅡ　「つながる からつ」

取り組みの柱　４　「わかりやすい、伝わりやすい情報発信をしよう」

課題	・福祉サービスに関する情報が必要とする人に届いていない ・さまざまなサービスがあるが、情報が伝わっていない ・福祉サービスなど情報を得てもわかりにくい

具体的な取り組み内容
⑩ 社協だより、ホームページを充実させ、すべての人に情報が伝わる発信方法を取り入れる
⑪ 地域組織や団体などの広報活動を支援する
⑫ 行政放送や市報のほかさまざまな通信媒体を活用し、広く情報を発信する
⑬ 職員が地域に出向き、唐津市社会福祉協議会が行う事業やサービスなどについて説明する

自　助（あなた自身で、家族・身近な親族でできること）

・市報や社協だよりなどに掲載される制度や福祉サービスを確認しましょう
・福祉サービスなどの内容がわからないときは、市や市社会福祉協議会に聞いてみましょう

互　助（あなたの周りの友だち、近隣の人たちでできること）

・福祉関連のサービスなどについて、わからないこと、知っていることなどお互いに情報交換をしましょう
・近隣に困っている人がいたら声をかけ、民生委員・児童委員や町内会長へも相談しましょう

◆主要推進事業

関連事業	共同募金配分金事業／社協だより発行事業、法人運営事業					
事業概要	ホームページや社協だよりを活用し、わかりやすい情報の提供とともに誰でも情報を得ることができる発信方法を検討し、職員を対象に広報、発信技術の研修を行います。また、関係機関や企業と連携・協力し、情報発信の充実に努めます。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
実施内容	発信方法 検討	SNS の導入 検討 研修実施	SNS 導入	発信方法の 検討	導入	継続

関連事業	地域福祉活動事業、介護保険等事業、日常生活自立支援事業、 生活困窮者自立支援事業（唐津市生活自立支援センター）
事業概要	地区民生・児童委員協議会の定例会や地域で行われている会合などに出向き、唐津市社会福祉協議会が実施する事業や福祉サービスなどについて説明する機会を増やします。また、知られていない制度やサービスを把握し、市や関係機関などと連携して周知に努めていきます。

関連事業	法人運営事業					
事業概要	ホームページを活用し、唐津市社会福祉協議会が運営する施設ごとの事業内容、提供するサービスなどについて広く周知するよう努めます。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
実施内容	－	掲載内容 検討	掲載	更　新		

取り組みの柱　５　「地域の中で情報発信・伝達の体制を充実させよう」

課題	・地域内での情報共有・伝達がうまくできていない ・地域の組織・団体間の情報共有の体制が整っていない ・悪質商法や特殊詐欺など消費生活に関連する情報が伝わっていない ・介護予防、認知症予防、健康増進の取り組みに関する情報が知られていない

具体的な取り組み内容
⑭地域内の組織や団体の情報共有の場をつくる
⑮民生委員・児童委員、福祉員、町内会役員での情報共有の仕組みをつくる
⑯身近な地域で悪質商法や特殊詐欺、介護予防、健康増進などについて学ぶ機会をつくるとともに、サロンや出前講座を活用し住民同士で情報共有できる仕組みをつくる

自　助（あなた自身で、家族・身近な親族でできること）

・介護予防や健康、悪質商法や特殊詐欺について家族で話す機会を持ちましょう
・ホームページや広報誌などで積極的に情報を入手しましょう
・公共施設などに設置されているチラシやパンフレットで必要な情報を確認しましょう

互　助（あなたの周りの友だち、近隣の人たちでできること）

・生活に役立つ情報などを知ったら、お互いに情報交換しましょう

◆主要推進事業

関連事業	地域福祉活動事業／地区社協活性化事業、民生･児童委員活動支援事業
事業概要	唐津市地区社会福祉協議会連絡協議会の全体会議および唐津市民生・児童委員連絡協議会の会長会において、健康増進、消費者被害防止対策などに関する情報を伝達し、予防、啓発に努めます。また、地域組織の要となる地区(校区)社会福祉協議会を中心に、地域内組織･団体のネットワーク構築および情報共有の体制づくりを進めます。

関連事業	介護予防教室事業、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
事業概要	【介護予防教室事業】 介助なしで入浴可能な 65 歳以上の高齢者を対象に、温泉施設への送迎、健康チェック、生活・健康相談、軽運動、各種講話などを行います。今後、さらに介護予防、健康増進につながる事業内容にするため、市と協議をしていきます。 【高齢者の生きがいと健康づくり推進事業】 ひとり暮らし高齢者の見守り活動と、社会参加および生きがいと健康づくりのため各種教室を開催します。 今後、両事業において介護予防や健康増進、消費生活に関する情報提供を充実させ参加者を通じ、住民同士で情報共有できるよう働きかけていきます。

関連事業	小地域福祉推進活動事業（福祉員制度）					
事業概要	小地域における福祉活動のリーダーとして福祉員を設置します。 民生委員・児童委員や町内会長と福祉員の定期的な情報交換・情報共有の機会づくりを進めます。また、福祉員の資質向上に向け継続して研修会を開催します。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
福祉員設置数	830	概ね 50 世帯に 1 人	概ね 50 世帯に 1 人	概ね 50 世帯に 1 人	概ね 50 世帯に 1 人	概ね 50 世帯に 1 人

関連事業	地域福祉活動事業、介護保険等事業
事業概要	市や関係機関と連携し、身近な住民同士が集まるサロンへ職員が出向き、出前講座などにより、消費者被害防止啓発、健康増進、介護予防の普及に努めます。

取り組みの柱　６　「必要な情報を活用し、サービスが行き届く仕組みをつくろう」

課題	・相談窓口が複雑でわかりにくく、どこへ相談していいのかわからない ・サービスを利用するための手続き方法がわからない

具体的な取り組み内容
⑰身近な相談窓口を設置する（身近な場所、気兼ねなく相談できる体制の整備）
⑱地域のコーディネーターを設置する
⑲サービス利用手続きガイドブックを市や関係機関と協力して作成する

自　助（あなた自身で、家族・身近な親族でできること）

・困ったことがあったら家族同士で話をしましょう
・困りごとがあるときは、民生委員・児童委員に相談しましょう

互　助（あなたの周りの友だち、近隣の人たちでできること）

・実際に福祉サービスを利用している人などに話を聞いたり、自分が知っていることは教え合ったりしましょう
・身近なところに困っている人がいたら、民生委員・児童委員などに伝えましょう

◆主要推進事業

関連事業	地域福祉活動事業／地区社協活性化事業、民生･児童委員活動支援事業 小地域福祉活動推進事業（福祉員制度）
事業概要	唐津市社会福祉協議会に設置するコーディネーターとは別に、地区(校区)社会福祉協議会を単位に地域課題の発見･伝達などを行うコーディネーターの設置を進めます。

◆主要推進事業

関連事業	生活困窮者自立支援事業（唐津市生活自立支援センター）					
事業概要	現に経済的に困窮し、生活の維持が困難になる恐れのある人を対象に、自立した生活を送ることができるよう生活や就労などの幅広い相談支援を行います。 今後、生活に困りごとを抱える人の相談を総合的に受け付け、包括的な支援につなげる「ワンストップ型」の相談支援体制の整備を進めるとともに、市や専門機関などとの連携強化に努めます。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
相談窓口の一本化	－	実施方法の検討		設置	実施	実施

関連事業		日常生活自立支援事業、法人後見事業					
事業概要		【福祉サービス利用援助事業】 認知症や障がいなどの理由で、判断能力が十分でない人が地域で自立した生活を送れるよう、契約に基づき福祉サービスの利用援助を行います。 【法人後見事業】 唐津市社会福祉協議会が成年後見人、保佐人、補助人となり、認知症や障がいなどの理由で判断能力が十分でない人の保護・支援を行います。 今後、さらに事業の周知および、制度利用の推進に努めます。					
数値目標等		現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
件数	安心サポート	34	制度利用の推進				
	法人後見	0					

関連事業	地域福祉活動事業					
事業概要	福祉分野のサービス利用における手続き方法のガイドブックを作成します。 また、作成・発行にあたっては、市へも協力を求め連携します。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
実施内容	－	掲載内容、発行方法検討		発行	－	－

ビジョンⅢ　「創り出す　からつ」

取り組みの柱　７　「地域のニーズを把握しよう」

課題	・地域の状況が把握できていない ・住民や地域の課題が共有されていない ・潜在化している課題がある

具体的な取り組み内容
⑳地域での座談会を開催する
㉑住民アンケートを実施する
㉒職員が地域に積極的に出向きアウトリーチの機会を増やす
㉓地域、他機関・他職種で課題を共有する

自　助（あなた自身で、家族・身近な親族でできること）

・個人や家族で解決できない困りごとは早めに民生委員・児童委員や市社会福祉協議会に相談しましょう
・住民が集まり、地域のことについて話し合う座談会などに積極的に参加しましょう
・市や市社会福祉協議会が実施するアンケートなど積極的に回答しましょう

互　助（あなたの周りの友だち、近隣の人たちでできること）

・日頃から隣近所、身近な地域の様子を気にかけ、何かあれば民生委員・児童委員や町内会長へ伝えましょう

◆主要推進事業

関連事業	地域福祉活動事業／地区社協活性化事業					
事業概要	住民の身近な地域福祉活動推進の基盤となる地区(校区)社会福祉協議会の協力を得て、地域住民参加の座談会を開催し、それぞれの地域の特性、地域のよさ・強みや課題、住民の困りごとなどニーズの掘り起こし、地域の状況把握に努めます。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
実施地区	－	開催方法 検　討	３地区	４地区	４地区	４地区

関連事業	地域福祉活動事業					
事業概要	地区(校区)社会福祉協議会を単位として、住民が抱える課題や地域で感じる課題に関するアンケートを行います。 また、把握した課題を地域内で共有し、課題解決に向けた住民主体の取り組みや活動への支援・協力を行います。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
アンケート	－	内容検討	実施	結果分析 周知	取り組み 検討	取り組み 支援

関連事業	地域福祉活動事業					
事業概要	身近な場所で相談ができるようにするため、職員が地域に出向く「出張相談窓口」の開設を進めます。また、寄せられる相談に総合的に対応していくため、相談支援業務について職員の資質向上に努めます。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
実施内容	－	実施方法 検　討	開設場所 確　保	モデル地区 3	モデル地区 5	実施内容 検　証

取り組みの柱　８　「地域資源を活用しよう」

課題	・地域の資源が把握できていない ・地域の資源が活用されていない ・身近な地域資源が住民に知られていない ・公共施設や道路などのバリアフリー化が進んでいないため使用しづらい

具体的な取り組み内容
㉔地域資源を把握し、地域資源マップを作成するとともにバリアフリーの点検を行う
㉕地域資源の活用方法を周知し、活用に向けた支援を行う
㉖ボランティア、各団体などの活動の場づくり、活動の橋渡しを行う

自　助（あなた自身で、家族・身近な親族でできること）

・特技や持っている資格、経験を活かす機会を探してみましょう
・地域へ貢献する気持ちをもち、できることがあれば協力していきましょう
・施設など使いづらい箇所、危険な道路などを見かけたら町内会長などへ伝えましょう

互　助（あなたの周りの友だち、近隣の人たちでできること）

・近くに活動への意欲のある人や資格や特技を持っている人がいたら、活動の声かけをしてみましょう
・地域内のバリアフリー化の状況について話し合ってみましょう

◆主要推進事業

関連事業	地域福祉活動事業					
事業概要	地域資源の把握を行い、活用方法も含めた地域資源マップをつくり、広く周知を行います。また、地域資源の活用にあたって、公共施設、未使用施設の利用について市や関係機関へ理解と協力を求めていきます。 また、道路や施設などのバリアフリーの点検を行い、バリアフリー化が進んでいない箇所の改善に向け地域と協力して取り組みます。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
実施内容	－	地域資源 調　査	継続	地域資源 マップ作成	周　知	資源活用 支　援

関連事業	唐津市民活動支援センター事業（市民活動支援センター「ステップ」）					
事業概要	市民の自発的な福祉活動に対し相談業務、支援を行います。また、地域で活躍できる人材の発掘及び育成を進め、活動団体などへの橋渡しを行い、一人ひとりが活躍できる場をつくっていきます。また、市が行う介護支援ボランティア制度とも連携を取りながら、活動の支援を行います。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
活　動 登録件数	100	100	100	110	110	110
派遣件数	70	70	70	75	75	75

取り組みの柱 ９　「新たな資源、サービスを開発しよう」

課題	・買い物、通院などの移動、空き家の問題など既存の制度・事業では対応できない課題がある ・活動の場所や資金、活動員が不足している

具体的な取り組み内容
㉗ 地域のニーズに応じた事業をめざし、既存事業の見直し、新規事業の立ち上げを行う
㉘ 市や関係機関、事業所などと協力・連携し、新たなサービスを開発する
㉙ 地域独自の事業を開発するため地区(校区)社会福祉協議会の活動への支援を強化する
㉚ 地域住民による地域活動の活性化に向け、人材育成、活動立ち上げの支援を行う
㉛ 地域福祉活動を行う福祉団体、ボランティア団体などの運営面における支援を行う

自　助（あなた自身で、家族・身近な親族でできること）

・個人や家族では解決が難しい問題があるときは、市や市社会福祉協議会へ相談しましょう
・助けを求めることも大切です。支えられ上手になりましょう
・赤い羽根共同募金など地域福祉活動に使われる寄付活動について知りましょう

互　助（あなたの周りの友だち、近隣の人たちでできること）

・隣近所でお互いにできることがあれば、助けたり、助けてもらったりしましょう
・通勤、通学、散歩などの機会に地域の中に目を向け、空き家など危険箇所を見かけたら町内会長などに相談しましょう

◆主要推進事業

関連事業	地域福祉活動事業、介護保険等事業、保育園事業
事業概要	個別ケースや地域課題などの情報を職員で共有し、必要とされるサービスや事業を検証し、市や関係機関へ働きかけ、協力を得ながらニーズに応じた事業展開をめざします。

関連事業	地域福祉活動事業／地区社協活性化事業、市民活動支援センター事業					
事業概要	買い物、通院などの送迎や除草作業、清掃など日常生活における「ちょっとした困りごと」を身近な地域において住民同士で補い合う体制づくりのほか、民間の事業所などへの協力呼びかけによる新規事業の実施を検討します。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
実施内容	－	実施方法 検　討	モデル事業 実　施		見直し	実施

関連事業	各種団体助成事業、福祉のまちづくり事業					
事業概要	【各種団体助成事業】 福祉団体などの活動を支援するため必要な経費への助成を行います。 今後、その財源となる社協会費の増額に向け社協事業の周知、活動への理解に努めます。 【福祉のまちづくり事業】 地域の福祉活動に対し、助成金を交付する福祉のまちづくり事業を継続して行うとともに、より多くの団体などへ支援ができるよう助成要件の検討を行います。 また、他機関、事業所などが実施する助成事業の周知に努め、申請において支援を行います。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
団体助成	37	継続	継続	継続	継続	継続
まちづくり助成	19	継続	継続	継続	継続	継続

ビジョンⅣ　「絆のからつ」

取り組みの柱 10　「みんなが集まることができる居場所をつくろう」

課題	・誰もが気軽に集まることができる場所が不足している ・集まる場所があっても歩いて行くことが困難な人もいる ・地域の行事に参加しない人が多い ・地域住民が集まる機会が減ってきている

具体的な取り組み内容
㉜地域内の居場所に関する調査を行う
㉝ニーズごとのサロン、誰でも参加できるサロンを身近な地域につくる
㉞居場所づくりを行う NPO や個人への支援を行う

自　助（あなた自身で、家族・身近な親族でできること）

・あればいいなと思う居場所について、市や市社会福祉協議会、地域で活動を行う人たちに相談していきましょう
・サロン活動について知り、気軽に参加しましょう

互　助（あなたの周りの友だち、近隣の人たちでできること）

・地域の行事に誘い合っていきましょう
・サロンに誘い合って出かけましょう

◆主要推進事業

関連事業	地域福祉活動事業、共同募金配分金事業					
事業概要	居場所づくりに関する調査を行い、ニーズや課題を把握し、ニーズに応じたサロンを身近な地域で開催していくための方法を検討し、町内会ごとのサロン立ち上げを支援していきます。 また、サロン活動を行う NPO や個人への支援の充実に努めます。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
実施内容	–	アンケート 内容検討	アンケート 実施・分析	サロン立ち上げ、活動支援		

関連事業	指定管理施設運営事業					
事業概要	唐津市社会福祉協議会が運営する施設を活用し、フリースペースを確保するなどして気軽に集える場づくりを市と連携して取り組みます。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
実施内容	–	利用可能 施設検討	実施方法 検　討	実施	見直し	実施

取り組みの柱 11　「みんなが参加しやすい仕組みをつくろう」

課題	・地域の行事や活動への参加者、協力者に偏りがある ・地域活動へ関心を持たない人が多くなっている ・地域の事業・行事の情報が伝わっていない ・移動手段、仕事、家庭の都合で集まりに参加することが難しい人が多い

具体的な取り組み内容
㉟地域で生きていることへの意識を向上させる
㊱地域活動の広報を行う
㊲移動手段についての支援方法を検討する

自　助（あなた自身で、家族・身近な親族でできること）

・町内回覧板などで地域の行事を確認して参加しましょう
・校区や町内会の行事に積極的に足を運びましょう
・地域の行事や集まりなど参加しやすい時間や方法を町内会長などに相談していきましょう

互　助（あなたの周りの友だち、近隣の人たちでできること）

・地域の行事など知らせ合い、誘い合って参加しましょう
・行事など手伝えることがないか気にかけ、声をかけましょう
・地域の行事を盛り上げていきましょう
・地域の活動を誇りに思い、次の世代へ引き継いでいきましょう

◆主要推進事業

関連事業	地域福祉活動事業					
事業概要	地域の活動についての情報収集を行い、ホームページや社協だよりなどを活用して、地域で行われている福祉に関する活動の紹介を行い、活動の周知に努めます。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
掲載件数	10	内容見直し	見直し後の数値	見直し後の数値	見直し後の数値	見直し後の数値

関連事業	保育園運営事業
事業概要	地域住民、学校や施設との地域内・世代間交流の機会をつくり、地域の中で暮らしていることへの意識を持ち、地域に対する誇り・愛着を育むよう努めます。

関連事業	地域福祉活動事業
事業概要	地区(校区)社会福祉協議会と連携して、移動手段に関する地域の状況を把握し、支援方法を検討し、地域活動やボランティア活動としての取り組みを支援します。 また、地域内にある事業所などとも連携して移動の課題への解決に取り組みます。

取り組みの柱 12　「一人ひとりが役割を持って活躍できる地域をつくろう」

課題	・世代により参加に偏りがある ・地域に孤立している人やひきこもりがちになっている人がいる ・一人ひとりの力が活かされていない

具体的な取り組み内容
㊳ 世代ごと、一人ひとりに行事や活動で役割を担ってもらい、無理なくやりがいをもって参加できる仕組みをつくる
㊴ 事業所や企業が地域貢献できる機会をつくる
㊵ 地域内での孤立など社会参加に関する問題を抱える人が、社会参加できるよう地域の支援体制を整備する

自　助（あなた自身で、家族・身近な親族でできること）

・社会の一員であること、地域の中で暮らしていることを意識しましょう
・地域の活動へ関心を持ちましょう
・経験や特技、持っている資格などを、地域の活動に活かしていきましょう

互　助（あなたの周りの友だち、近隣の人たちでできること）

・ひきこもりがちな人、孤立している人などがいたら、民生委員・児童委員や町内会長に情報を伝えましょう
・地域にある事業所や企業として地域へ貢献できることを考えましょう

自助は「一人ひとりの可能性」、互助は「人を想う心」であり、ここであげたこと意外にもたくさんの「自助」「互助」の形があります。
私たち一人ひとりが、「福祉の目と心」で地域を見渡し、心を配ることで自然と「福祉のまち」が実現するのではないでしょうか。

◆主要推進事業

関連事業	地域福祉活動事業、生活困窮者自立支援事業（唐津市生活自立支援センター）					
事業概要	地域の困りごとやひきこもり、社会参加に関する課題を地域住民で共有し、課題解決に向け住民主体の取り組みを推進、支援し、誰もが住みやすいまちをつくるため、地域と連携してまちづくりに取り組みます。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
実施内容	－	地域課題 整　理	地域課題 分　析	モデル地区 2	継続	継続

関連事業	地域福祉活動事業					
事業概要	社会参加、生きがいづくりに関する事例や取り組みなどについて、学ぶ機会をつくり、社会参加促進に向けた取り組みを検討します。 また、地域住民と関係者による事例検討会を行い、地域での課題解決に向けた活動を推進していきます。					
数値目標等	現状 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
実施内容	－	実施方法検討	事例検討 会開催	取り組み 検討	実施	見直し

具体的な取り組み内容における市社会福祉協議会の事業は、必要に応じ、新たな取り組みを加えながら、実践を重ね、取り組みの柱の充足・達成を進め、ビジョンを現実のものとしていきます。

2 計画の進め方

本計画は、唐津市をよりよい福祉のまちにしていくための指針となるものです。

そのため、「計画」における取り組みを「実行」し、実行したことを「評価」し、評価したことから必要に応じて取り組み内容などを「改善」し、さらに新たな取り組みを展開していくことが重要です。

この４つの過程「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Action）」を継続して繰り返す仕組みによって、計画をよりよく進めていくことができます。

この仕組みは、それぞれの過程のアルファベットの頭文字をとって「PDCA サイクル」（ピーディーシーエー・サイクル）と呼ばれます。

◆計画の進め方のイメージ◆

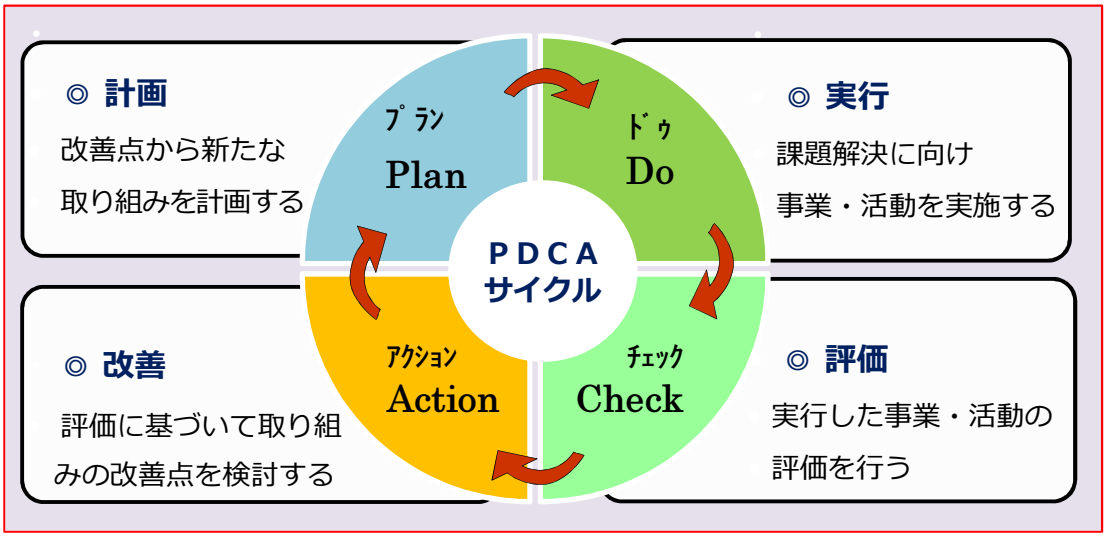

3 第２期計画の評価と今後について

第２期の地域福祉活動計画（2014(平成 26)年度から 2018(平成 30)年度まで）は、PDCA サイクルに基づいて管理を行い、計画内容の確実な実施に努めました。

計画の評価については、市社会福祉協議会職員によるワーキングチーム並びに外部団体などによる評価委員会を設置し、その年度における取り組みや事業について評価・見直しを行い、改善点から次年度に向け新たな取り組みなどを検討しました。

なお計画を進めるにあたっては、取り組みや事業を具体的に５段階（５点満点）で年度ごとに評価し、進み具合の確認をしました。

2018(平成 30)年度時点での総合評価（2017(平成 29)年度分まで）は 3.6 点となっており、達成出来ていない部分もあるため、第３期の計画でも引き続き取り組んでいきます。

第5章　地区(校区)社会福祉協議会 ～あなたのまちのまちづくり～

1　地区(校区)社会福祉協議会について

（１）地区(校区)社会福祉協議会とは

小学校区または中学校区を単位に、小地域における福祉活動の拠点として設置されている住民主体の組織です（「地区(校区)社協」や「福祉協」と呼ばれています）。

地区(校区)社会福祉協議会は、「自分たちの地域は自分たちでよくしていこう」と地域の課題に住民が主体となって取り組み、「安心して暮らせるまちづくり」を進めるための仕組みづくりを行います。唐津市には現在、27 の地区(校区)社会福祉協議会が設置されています。

（２）組織構成

地域福祉活動に携わる地域のさまざまな団体・個人などの参加により結成されています（町内会長、民生委員･児童委員、福祉員、老人クラブや子どもクラブ、青少年育成協議会、食生活改善推進協議会、地域婦人会、消防団の会員など）。

※地区により構成メンバーは異なります。

（３）主な活動

いきいきサロン、子育てサロン、ひとり暮らし高齢者食事会、高齢者・障がい者見守り活動、障がい者バス旅行、清掃・美化活動など、それぞれの地域の実情に即した活動のほか、地域福祉の推進を目的とした研修会や講座なども実施されています。

2　地区の活動計画について

それぞれの地区において、自分たちのまちをよくしていくための基本理念を掲げ、理念に沿った取り組み内容を定めた「地区地域福祉活動計画」を策定しています。

地区地域福祉活動計画は、地区の生活課題を地域の中で住民同士が共有し、解決していくためにできることは何かを考え、地域のよさや強みを活かし、資源を活用しながら住民主体で取り組んでいくための道しるべとなるものです。
そのため、それぞれの地域の実情に即した内容で策定されています。

計画をもとに、住民同士、地域の組織などが連携・協力し、課題解決に向け取り組みを行うことで、地域のつながりが強化され絆が深まり、地域の活性化にもつながります。

なお、策定にあたっては福祉のまちづくり座談会を通じてとらえた地区の現状と課題を住民同士で共有し、取り組みなどを検討します（座談会については、第２章）。

現在は、第２期の地区地域福祉活動計画に基づき、地区の活動を実践されています。

2019 年度に第３期地区地域福祉活動計画の策定を行います。第３期の計画期間は、2020 年度から 2024 年度までです。

資 料 編

1 計画策定のスケジュール

※WT・・・ワーキングチームの略

開催日・期間	会議等	主な協議内容
平成 29 年 9 月 ～平成 30 年 2 月	福祉のまちづくり座談会 （住民座談会）	
平成 29 年 11 月	団体アンケート調査	
平成 30 年 4 月 16 日	第 1 回 策定委員会	・年間スケジュールについて ・地域福祉活動計画について ・福祉のまちづくり座談会分析結果について ・団体アンケート調査結果について
平成 30 年 4 月 26 日	第 1 回 策定 WT※	・地域福祉活動計画について ・基礎資料について ・第 1 回策定委員会の報告 ・計画書内容について
平成 30 年 5 月 24 日	第 2 回 策定 WT	・計画冊子章立てについて ・課題の整理・抽出について ・基本理念について
平成 30 年 6 月 11 日	第 3 回 策定 WT	・唐津市における地域福祉の推進について ・基本目標について
平成 30 年 7 月 6 日	第 4 回 策定 WT	・骨子案の検討
平成 30 年 7 月 19 日	第 2 回 策定委員会	・国、唐津市の動向について説明 ・章立て（案）について ・骨子案について ・基本理念（案）について
平成 30 年 8 月 21 日	第 5 回 策定 WT	・ビジョン（めざす姿）の検討 ・取り組みの柱の検討 ・基本理念（案）の検討
平成 30 年 9 月 20 日	第 6 回 策定 WT	・具体的取り組み内容の検討（１回目）
平成 30 年 10 月 12 日	第 7 回 策定 WT	・具体的取り組み内容の検討（２回目）
平成 30 年 10 月 29 日	第 3 回 策定委員会	・計画素案について ・基本理念（案）について
平成 30 年 11 月 9 日	第 8 回 策定 WT	・策定委員会の報告 ・計画素案の確認 ・資料編、用語集について
平成 30 年 11 月 26 日	第 4 回 策定委員会	・計画案について

2 第３期唐津市地域福祉活動計画（平成 31 年度～平成 35 年度）策定委員会設置要綱

（目的及び設置）
第１条　一人ひとりの市民が安心して暮らせる福祉のまちづくりを目的として社会福祉法人唐津市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が策定する地域福祉活動計画の策定に当たり、市民や関係者の意見を反映させ、重要な事項について検討協議するため、唐津市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。なお、計画をより有益なものとするため、唐津市において策定される地域福祉計画との整合性を図りながら策定するものとする。
（所掌事務）
第２条　委員会は、次に揚げる事項について検討協議する。
（１）活動計画策定における素案及び計画案に関すること。
（２）前号に揚げるもののほか、活動計画策定の推進における重要事項に関すること。
（組織）
第３条　委員会は 15 人以内をもって組織する。
２　委員は、次に揚げる者のうちから本会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。
（１）地域福祉に関して知識を有する者
（２）福祉事業関係者
（３）福祉団体関係者
（４）地域団体関係者
（５）サービス事業者
（６）住民代表
（７）その他会長が必要と認めた者
（委員の任期）
第４条　委員の任期は、平成 31 年３月 31 日までとする。
（委員長及び副委員長）
第５条　委員会に委員長及び副委員長１人を置く。
２　委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
３　委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　委員
会の会議は、委員長が招集する。
２　会議の議長は、委員長をもって充てる。
３　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開催することができない。
４　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
５　委員長は、必要に応じ、関係者の出席を認め、意見を聞くことができる。
（策定ワーキングチームの設置）
第７条　委員会の補助機関として、本会職員等のなかから本会会長の任命による策定ワーキングチームを設置し、計画策定に関する協議･検討を行い、委員会にその内容を報告する。
（庶務）
第８条　委員会の庶務は、本会地域福祉課において処理する。
（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（設置期間）
第 10 条　この委員会の設置期間は、平成 30 年４月１日から平成 31 年３月 31 日までとする。
附　則
この要綱は、平成 30 年３月１日から施行する。

３　第３期　唐津市地域福祉活動計画策定委員会　委員名簿

役職	団体名称等		氏名（敬称略）
委員長	唐津市連合駐在員会	会長	峰　淳一
副委員長	元小学校校長、元鎮西公民館館長	学識経験者	辻　結美子
委員	唐津市民生・児童委員連絡協議会	鬼塚地区会長	進藤　博文
〃	唐津市ボランティア連絡協議会	会長	井上　郁造
〃	唐津市地域婦人連絡協議会	会長	谷口　繁美
〃	唐津市老人クラブ連合会	会長	井上　武則
〃	唐津市身体障害者連絡協会	会計	大木　孝夫
〃	唐津市視覚障害者福祉協会	会長	栗原　利行
〃	唐津市手をつなぐ育成会	会長	中島　直幸
〃	唐津市民生･児童委員連絡協議会 唐津市主任児童委員部会	志道地区 主任児童委員	田中　勝美
〃	唐津･玄海母子寡婦福祉連合会	会長	栗原　セツ子
〃	唐津市地区社会福祉協議会連絡協議会	長松地区会長	山口　定雄
〃		浜玉地区会長	佐々木　康博
〃	佐賀県老人福祉施設協議会	監事 北部地区ブロック長	大谷　正広
〃	住民代表		坂田　あや子

4 唐津市社会福祉協議会について

◆唐津市社会福祉協議会の組織構成

本所（唐津地区）	総務課	70-2333	各支所	東部支所（浜玉、七山地区）	56-6617
	地域福祉課	70-2334			
	唐津市生活自立支援センター	58-8620		南部支所（厳木、相知、北波多地区）	62-2602
	唐津市民活動支援センター「ステップ」・ボランティアセンター	75-2290			
	児童福祉課	70-2348		西部支所（肥前地区）	54-2838
	施設管理課				
	介護サービス課	70-2335		北部支所（鎮西、呼子地区）	51-1075
	唐津市高齢者ふれあい会館「りふれ」	72-9611			

◆唐津市社会福祉協議会が運営する施設・事業所等　　（　）内は施設、事業所の数

名　称	管　轄	名　称	管　轄
唐津市大平山斎苑	総務課	唐津市ひれふりランド	東部支所
保育園（10）・分園（６）、母子生活支援施設	児童福祉課	唐津市相知町老人憩の家	南部支所
児童センター（２）、児童館	児童福祉課 西部支所	唐津市高齢者生活福祉センター	西部支所
放課後児童クラブ（53）	児童福祉課 各支所	唐津市肥前町福祉センター	
介護保険事業所（居宅・訪問・通所・訪問入浴）	介護サービス課	唐津市肥前町老人憩の家	
小規模多機能型居宅介護事業所		呼子町高齢者福祉センター	北部支所
認知症対応型共同生活介護事業所（３）			
認知症対応型通所介護事業所・ぬくもいホーム			

◆その他の組織

団　体　名　称	管　轄
日本赤十字唐津市地区	地域福祉課、各支所
佐賀県共同募金会唐津市支会	

◆福祉団体の事務局

名　称	電話番号	管　轄
唐津市地区社会福祉協議会連絡協議会 事務局	70-2334	地域福祉課
唐津市民生･児童委員連絡協議会 事務局	70-2334	地域福祉課
唐津市ボランティア連絡協議会 事務局	75-2290	ｽﾃｯﾌﾟ･ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ

5 用語解説

用　　語	説　　明
自治会	市内の各町でそこに住む人たちによって、自分たちの自治や親睦のために自発的に組織される団体のこと。
校区	児童・生徒の通学区域のこと。
老人クラブ（老人会）	概ね 60 歳以上の人を対象に相互親睦と福祉増進を目的として身近な地域を基盤として自主的に組織される団体のこと。
食改 （食生活改善推進協議会）	食を通じて住民並びに地域の健康づくり、地域の絆を深める活動を行うボランティア団体のこと。
ＰＴＡ	児童生徒の教育効果の向上のために、保護者と教職員（児童生徒を含まない）を対象として組織されているもの。
子どもクラブ	地域での異年齢交流や住民との交流、行事などを通じ子どもの健全育成を進めるために、その地域の子どもと保護者を対象として組織されているもの。
婦人会 （地域婦人会）	地域の成人女性を対象として、男女共同参画の推進、青少年の健全育成や子育て支援、防災、高齢者支援など地域の実情に即した活動などの取り組みを行う組織のこと。
青少協 （青少年育成協議会）	青少年の健全育成、非行化防止の推進、保護に協力し関係行政機関・諸団体との連絡調整を目的として活動する組織のこと。
ＩＴ機器	情報にアクセス（取得、伝達）するための機器や機械のこと（例：パソコン、携帯電話、テレビなど）。IT: information technology
公民館	住民のために、生活に即した教育、文化に関する各種事業を行う教育施設で、地域住民の交流の場としても役割を果たすもので市町村が設置する施設のこと。
老人憩いの家	60 歳以上の人を対象に教養の向上、レクリエーションなどのための場を提供し、心身の健康増進を図るため市町村が設置する施設のこと。
福祉バス	福祉団体やボランティアグループなどが行う地域福祉に係る活動や研修において送迎を行うもので、唐津市社会福祉協議会が管理するバスのこと。
ニーズ	日常生活で必要なものが充足していない状態、必要とされているもののこと。
生活課題	生活を営むうえで「自分らしさ」「安心・安全の暮らし」を妨げる要因となる困りごとのこと。
コーディネーター	ものごとがスムーズに行えるように、全体の調整やとりまとめを行う人のこと。
後見人、保佐人、 補助人	成年後見制度において、本人の判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」の３種類で本人の保護・支援を行うもので、その業務に当たる代理人の名称。 後見》通常において判断能力が欠けている状態 保佐》判断能力が著しく不十分な状態 補助》判断能力が不十分な状態

唐津市地域福祉計画

発行年月　平成 31 年 3 月
発行　　唐津市
編集　　唐津市　保健福祉部　福祉総務課
〒847-8511
佐賀県唐津市西城内 1 番 1 号
TEL：0955-72-9252／FAX：0955-72-9178
URL：http://www.city.karatsu.lg.jp/

唐津市地域福祉活動計画

発行年月　平成 31 年 3 月
発行　　社会福祉法人唐津市社会福祉協議会
〒847-0861
佐賀県唐津市二夕子 3 丁目 155 番地 4
（唐津市高齢者ふれあい会館「りふれ」内）
TEL：0955-70-2333／FAX：0955-70-2338
URL：http://www.karatsu-shakyo.or.jp/